令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	6月7日	金	開会・提案理由説明	
2	6月8日	（土）	休　　会	
3	6月9日	（日）		
4	6月10日	月	休会（発言通告締切 午後５時まで）	
5	6月11日	火	休　　会	
6	6月12日	水		
7	6月13日	木		
8	6月14日	金	質疑・一般質問	
9	6月15日	（土）	休　　会	
１０	6月16日	（日）		
１１	6月17日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
１２	6月18日	火	休　　会	建設経済
１３	6月19日	水		市民福祉
１４	6月20日	木		総務文教
１５	6月21日	金		
１６	6月22日	（土）		
１７	6月23日	（日）		
１８	6月24日	月		議会運営
１９	6月25日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会

目　　次

第１号（６月７日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 3

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 4

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第１号～議案第15号
　　報告第１号～報告第４号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 7

（１）議案第１号（梅崎市民部長） …… 7

（２）議案第２号（梅崎市民部長） …… 8

（３）議案第３号（梅崎市民部長） …… 8

（４）議案第４号（阿蘇品総務部長） …… 9

（５）議案第５号（梅崎市民部長） …… 9

（６）議案第６号（佐藤福祉部長） …… 9

（７）議案第７号（佐藤福祉部長） …… 10

（８）議案第８号（早田経済部長） …… 10

（９）議案第９号（瀬口教育部長） …… 11

（10）議案第10号（中山消防本部消防長） …… 11

（11）議案第11号（阿蘇品総務部長） …… 11

（12）議案第12号（脇山福祉部次長） …… 13

（13）議案第13号（瀬口教育部長） …… 13

（14）議案第14号（中山消防本部消防長） …… 14

（15）議案第15号（阿蘇品総務部長） …… 14

（16）報告第１号（白田建設部長） …… 15

（17）報告第２号（阿蘇品総務部長） …… 15

（18）報告第３号（阿蘇品総務部長） …… 16

（19）報告第４号（白田建設部長） …… 16

10．散　会 …… 16

第２号（６月14日）

１．議事日程 …… 19
２．本日の会議に付した事件 …… 20
３．出席議員 …… 20
４．説明のため出席した者 …… 21
５．事務局職員出席者 …… 21
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 22
（１）服部　香代君一般質問 …… 22
○佐藤福祉部長答弁 …… 23
（２）服部　香代君一般質問 …… 24
○佐藤福祉部長答弁 …… 25
（３）服部　香代君一般質問 …… 26
○佐藤福祉部長答弁 …… 27
（４）服部　香代君一般質問 …… 28
○佐藤福祉部長答弁 …… 29
（５）服部　香代君一般質問 …… 29
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 32
（６）服部　香代君一般質問 …… 33
○瀬口教育部長答弁 …… 34
（７）服部　香代君一般質問 …… 35
○瀬口教育部長答弁 …… 35
（８）服部　香代君一般質問 …… 36
○瀬口教育部長答弁 …… 36
（９）服部　香代君一般質問 …… 37
（10）永田　紘二君一般質問 …… 37
○早田経済部長答弁 …… 38
（11）永田　紘二君一般質問 …… 39
○早田経済部長答弁 …… 40
（12）永田　紘二君一般質問 …… 40
○早田経済部長答弁 …… 41
（13）永田　紘二君一般質問 …… 41
○早田経済部長答弁 …… 42

(14) 永田　紘二君一般質問 …… 42
○早田経済部長答弁 …… 43
(15) 永田　紘二君一般質問 …… 43
○早田経済部長答弁 …… 44
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 44
(17) 冨田　弘海君一般質問 …… 45
○阿蘇品総務部長答弁 …… 46
(18) 冨田　弘海君一般質問 …… 47
○阿蘇品総務部長答弁 …… 47
(19) 冨田　弘海君一般質問 …… 48
○阿蘇品総務部長答弁 …… 48
(20) 冨田　弘海君一般質問 …… 49
(21) 勢田　昭一君一般質問 …… 49
○梅崎市民部長答弁 …… 50
(22) 勢田　昭一君一般質問 …… 51
○梅崎市民部長答弁 …… 51
(23) 勢田　昭一君一般質問 …… 52
○白田建設部長答弁 …… 52
○早田経済部長答弁 …… 53
(24) 勢田　昭一君一般質問 …… 53
○梅崎市民部長答弁 …… 54
(25) 勢田　昭一君一般質問 …… 54
○阿蘇品総務部長答弁 …… 55
(26) 勢田　昭一君一般質問 …… 56
○白田建設部長答弁 …… 57
(27) 勢田　昭一君一般質問 …… 57
○佐藤福祉部長答弁 …… 58
(28) 勢田　昭一君一般質問 …… 59
○瀬口教育部長答弁 …… 59
(29) 勢田　昭一君一般質問 …… 60
７．散　会 …… 61

第３号（６月17日）

１．議事日程 …… 65

２．本日の会議に付した事件 …… 66
３．出席議員 …… 66
４．説明のため出席した者 …… 66
５．事務局職員出席者 …… 67
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 68
（１）立山　大二朗君一般質問 …… 68
○瀬口教育部長答弁 …… 69
（２）立山　大二朗君一般質問 …… 70
○瀬口教育部長答弁 …… 71
（３）立山　大二朗君一般質問 …… 71
○瀬口教育部長答弁 …… 74
（４）立山　大二朗君一般質問 …… 74
○早田経済部長答弁 …… 76
（５）立山　大二朗君一般質問 …… 77
○瀬口教育部長答弁 …… 79
（６）立山　大二朗君一般質問 …… 80
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 82
（７）立山　大二朗君一般質問 …… 83
（８）芋生　よしや君一般質問 …… 85
○中嶋市長答弁 …… 86
（９）芋生　よしや君一般質問 …… 87
○佐藤福祉部長答弁 …… 88
(10) 芋生　よしや君一般質問 …… 89
○中嶋市長答弁 …… 91
(11) 芋生　よしや君一般質問 …… 92
○中嶋市長答弁 …… 92
(12) 芋生　よしや君一般質問 …… 93
○中嶋市長答弁 …… 94
(13) 芋生　よしや君一般質問 …… 94
○中嶋市長答弁 …… 95
(14) 芋生　よしや君一般質問 …… 95
○早田経済部長答弁 …… 97
(15) 芋生　よしや君一般質問 …… 97
○中嶋市長答弁 …… 98

(16) 芋生　よしや君一般質問 …… 99
(17) 北原　昭三君一般質問 …… 99
○阿蘇品総務部長答弁 …… 100
(18) 北原　昭三君一般質問 …… 101
○阿蘇品総務部長答弁 …… 101
(19) 北原　昭三君一般質問 …… 102
○阿蘇品総務部長答弁 …… 103
(20) 北原　昭三君一般質問 …… 103
○阿蘇品総務部長答弁 …… 104
(21) 北原　昭三君一般質問 …… 104
○佐藤福祉部長答弁 …… 105
(22) 北原　昭三君一般質問 …… 106
○佐藤福祉部長答弁 …… 106
(23) 北原　昭三君一般質問 …… 107
○白田建設部長答弁 …… 107
(24) 北原　昭三君一般質問 …… 108
○白田建設部長答弁 …… 108
(25) 北原　昭三君一般質問 …… 109
○梅崎市民部長答弁 …… 110
(26) 北原　昭三君一般質問 …… 110
(27) 有働　辰喜君一般質問 …… 111
○阿蘇品総務部長答弁 …… 111
(28) 有働　辰喜君一般質問 …… 113
○阿蘇品総務部長答弁 …… 114
(29) 有働　辰喜君一般質問 …… 114
○瀬口教育部長答弁 …… 115
(30) 有働　辰喜君一般質問 …… 116
○瀬口教育部長答弁 …… 116
(31) 有働　辰喜君一般質問 …… 117
○瀬口教育部長答弁 …… 118
(32) 有働　辰喜君一般質問 …… 119
○阿蘇品総務部長答弁 …… 121
(33) 有働　辰喜君一般質問 …… 121
○阿蘇品総務部長答弁 …… 123

（34）有働　辰喜君一般質問 …… 123
７．日程第２　委員会付託 …… 124
８．散　会 …… 124

第４号（６月25日）

１．議事日程 …… 127
２．本日の会議に付した事件 …… 128
３．出席議員 …… 128
４．説明のため出席した者 …… 128
５．事務局職員出席者 …… 129
６．日程第１　表彰状の伝達 …… 130
７．日程第２　議案第１号～議案第15号
陳情第６号～陳情第８号 …… 133
８．各常任委員長の報告 …… 133
（１）建設経済常任委員長報告 …… 134
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 134
（３）総務文教常任委員長報告 …… 135
９．質　疑 …… 137
10．討　論 …… 137
（１）芋生　よしや君討論 …… 137
11．採　決 …… 139
12．閉　会 …… 140

６月７日（金曜日）

令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和元年６月７日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第４号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

議案第５号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第６号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第７号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第８号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第11号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第12号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第13号　財産の譲渡について

議案第14号　財産の取得について

議案第15号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

報告第１号　専決処分の報告について

報告第２号　専決処分の報告について

報告第３号　平成30年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

報告第４号　平成30年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
10番	藤　本　峰　秀	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君
17番	堀　　茂　幸	君
18番	永　田　紘　二	君
19番	横　手　啓　介	君
20番	寺　崎　勇　児	君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	中　嶋　憲　正	君
副　市　長	池　田　永　実	君
教　育　長	堀　田　浩一郎	君
総務部長	阿蘇品　貴　司	君
消防本部消防長	中　山　恒　弘	君
市民部長	梅　崎　康　二	君
福祉部長	佐　藤　ア　キ	君
経済部長	早　田　順　二	君
建設部長	白　田　俊　輔	君
教育部長	瀬　口　慎　哉	君

市民医療センター 事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
総務課長	池田淳志君
税務課長	髙森信昭君
福祉課長	山下　陽君
社会体育課長	濵武輝光君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶申し上げます。

元号が平成から令和に変わり、初めての議会に当たります６月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

私は、平成17年の合併から15年目の節目の年に元号が変わるということに非常に感慨深いものを感じております。昭和がそうであったように、平成もまたさまざまな出来事があった時代として後に歴史的検証と評価を受けるものと思いますが、何より市民生活の全般について、平成から令和へのバトンタッチが円滑に進むことを願っております。令和は対外的な統一の英訳で「Beautiful Harmony（美しい調和）」と表記されるそうですが、本市におきましても市議会と執行部が車の両輪として、今まで以上に調和をとりながら、これまで築き上げてきたまちづくりの成果をもとに、持続可能で自立した都市を目指し、ともに飛躍してまいりたいと思っております。

さて、来年開催されます東京オリンピックの聖火リレーにおける熊本県内のルートが先日発表され、本市も来年５月７日にリレーされる５区間のルートに選定されました。聖火リレーはオリンピック大会の到来を伝え、その期待を高めるとともに、平和や平等、融合、結束、友愛、統合、共有といった人類共通の理想をあらわす聖火をつないでいくことで、見る者の心にそれらを呼び起こす役割がございます。また、スポーツには世界と未来を変える力があると言われております。この歴史的なイベントの一翼を山鹿市が担えることは、大変名誉であり、誇りでございます。市民の皆様と議員各位のご協力をいただきながら、山鹿市らしい心のこもった聖火リレーにいたしたいと考えておりますので、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

本定例会においてご審議いただきます議案は、条例10件、予算２件、財産の譲渡１件、財産の取得１件、その他１件の計15件と報告４件であります。これら諸議案

につきましては、担当職員がご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、勢田　昭一君、芋生　よしや君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月25日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議案第１号～議案第15号

報告第１号～報告第４号

○議長（永田　健君）

日程第３、議案第１号から報告第４号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年３月29日に公布され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月29日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

改正の内容が引用条項の移動に伴う整備及び読みかえ規定並びに文言の整備を含

め多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点についてご説明をいたします。

まず１点目は、個人市民税について、子供の貧困に対応するため、個人市民税の非課税措置の対象者に単身児童扶養者を追加するものです。また、住宅ローン控除について、控除期間を３年間延長するため、所要の規定の整備を行うものです。

２点目は、軽自動車税について、環境性能割の導入に合わせて、燃費性能に応じたグリーン化特例措置を２年間延長し、環境性能割の臨時的軽減を行うものです。

３点目は、固定資産税について、熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置が２年間延長されたことに伴い、適用を受けようとする者がすべき申告等について、所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成31年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第２号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案も議案第１号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月29日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

改正の内容は、都市計画税の課税標準の特例に関する規定において、引用する法律の条項を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第３号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年３月29日に公布され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月29日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

改正の内容は、国民健康保険税の課税額の限度額及び減額を規定しております本条例第２条及び第23条の規定中、基礎税額58万円を61万円に、国民健康保険税の減額の基準に関し、５割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を現行の27万5000円から28万円に、２割軽減の対象となる世帯の

所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げるものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第４号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、工業標準化法の改正に伴い、別表備考中の字句を改めるものです。

附則としまして、この条例は令和元年７月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

議案第５号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、過疎地域及び促進区域における固定資産税の課税免除に係る地方交付税の特別措置の適用期限が延長されたことに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の内容は、過疎地域における固定資産税の課税免除の対象となる設備等の取得期限を令和３年３月31日までに、促進区域における固定資産税の課税免除の対象となる施設等に係る計画の同意期限を令和３年３月31日までに延長するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第３条及び第４条の規定は平成31年４月１日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

議案第６号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、ご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の内容といたしましては、主に２点ございます。

１点目が、災害援護資金の貸し付けを受ける際に、保証人を立てることを任意とし、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合には据置期間経過後の貸付利率を年１％とすること。

２点目が、災害援護資金の償還方法に月賦での償還を加えること。そのほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第７号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、65歳以上の第１号被保険者に係る介護保険料について、低所得者の保険料負担を軽減することを目的として、令和元年度及び令和２年度の各年度における保険料率を改定する等のため、所要の規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、所得段階９段階のうち、低所得層である第１段階から第３段階の方を対象に、基準額に対する保険料率をそれぞれ一定の割合で引き下げるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第８号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、産業導入地区等における工場等の新設または増設の奨励措置として行う固定資産税の課税免除等の適用期限を延長するため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の内容は、第３条第１項第２号の産業導入地区等における固定資産税の課税免除の適用期限を令和３年３月31日まで２年間延長するものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第３条第１項第２号の規定は平成31年４月１日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

議案第９号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、スポーツ少年団等の活動を支援するため、社会体育施設として市民の使用に供する学校施設に菊鹿中学校及び米野岳中学校の武道場並びに米野岳中学校屋外運動場の夜間体育照明設備を新たに追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

議案第10号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例改正につきましては、工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

主な改正点につきましては、避雷設備の基準となる規格の名称を日本工業規格から日本産業規格に改めます。

次に、住宅用防災警報器等の設置を免除する要件として、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合を加えるものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第11号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）につきまして、ご説

明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に２億3662万5000円を追加し、総額を287億1162万5000円とするものです。

13ページをお願いします。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

（款）総務費、（目）地域振興費の中の移住定住促進事業395万円は、熊本県の移住支援事業及び地域づくりチャレンジ推進事業を活用し、移住定住の促進に係る各種事業に取り組むものです。次のコミュニティ助成事業250万円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受け、地域コミュニティー活動に係る設備導入を支援するものです。

次の（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額9841万5000円は、消費税率引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国のプレミアム付商品券事業に基づき、商品券の発売を行うものです。

14ページをお願いします。

（目）障害者福祉費の補正額77万8000円は、消費税率引き上げに伴う障害者福祉サービス等の報酬改定及び就学前障害児の発達支援の無償化に係るシステム改修を行うものです。

次の（目）高齢者福祉総務費の補正額3365万2000円は、介護保険法施行令の改正により、保険料の軽減割合が引き上げられることに伴い、繰出金を増額するものです。

次の（目）児童福祉総務費の補正額285万2000円は、子ども・子育て支援制度の改定に伴い、幼児教育・保育無償化に係るシステム改修を行うものです。

15ページをお願いします。

（目）児童措置費の児童扶養手当の補正額8086万3000円は、消費税率引き上げに伴う子供の貧困対策として、法律婚をしたことがない者に１人当たり１万7500円の給付を行うとともに、児童扶養手当の支払い回数の改定に伴い、令和２年度支払いの一部を繰り上げて支給するものです。

次の（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額75万円は、熊本県の農業用ハウス強靱化緊急対策事業を活用し、災害被害防止に係る農業用ハウスの強化策等を支援するものです。

次の（目）農地費の補正額720万円は、土地改良施設維持管理適正化事業の新規採択を受け、農業用施設の改修工事を行うものです。

16ページをお願いします。

（款）消防費、（目）常備消防費の補正額40万円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受け、幼年消防クラブの消防防災活動の推進を図るものです。

次の（款）教育費、（目）教育委員会費の中の奨学資金事業300万円は、寄附行為に基づき奨学基金の拡充を図るものです。

次の学校再編整備事業200万5000円は、学校規模適正化事業に係る住民訴訟について、控訴審において弁護士に委任する着手金です。

次の（目）中学校の教育振興費の補正額26万円は、熊本県の中学校英語検定チャレンジ事業を活用し、市内中学３年生を対象に英語検定の受験料の一部を助成するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

脇山福祉部次長。

［福祉部次長　脇山　義文君　登壇］

○福祉部次長（脇山　義文君）

議案第12号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ367万4000円を追加し、総額を64億680万7000円とするものです。補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明いたします。

７ページをお願いいたします。

上段の（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費の補正は、予算額の増減はありませんが、介護保険法施行令の改正に伴う低所得者の保険料の軽減措置を行うため、財源の組み替えを行うものです。

次に、下段の（款）諸支出金、（目）償還金の補正額367万4000円は、地域密着型サービス事業所の事業廃止に伴い、スプリンクラー等の施設整備のために交付を受けた補助金を返納するものです。財源は全額事業者からの返納金です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

議案第13号　財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本案は、下吉田区自治会が所有されている下吉田公園に隣接をする麦田地区児童遊園地を同自治会に譲渡し、一体的に管理していただくことで、引き続き地元住民の憩いの場として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の種類は土地、所在は山鹿市下吉田字本村908番１、面積は1393平方メートルでございます。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市下吉田918番地１、下吉田区自治会会長、伊藤　正博でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

議案第14号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

屈折はしご付消防ポンプ自動車の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものです。

取得する財産は、屈折はしご付消防ポンプ自動車１台でございます。

更新の理由としましては、現在、山鹿消防署に配備しているはしご車が配備から23年経過しており、更新基準に基づき取得するものでございます。

契約方法は指名競争入札で、取得金額は１億2980万円でございます。

契約の相手方は、熊本市中央区菅原町１番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘　生治です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第15号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害見舞金に関する事務から合志市が外れることに伴い、当該組合の共同処理する事務及び規約の変更をするものです。

附則としまして、この規約は令和元年９月１日から施行するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において同文議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

報告第１号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

２ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、平成31年１月７日、午前７時50分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、相手方が市道山鹿熊入線を歩行中、歩道に設置したグレーチングぶたの道路面から突出した部分につまずいて転倒し、負傷されたものです。

損害賠償の額は、２万4970円です。

和解事項といたしまして、本市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

報告第２号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車による車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告するものです。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成31年１月10日、午後０時10分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、熊本市中央区水道町の水道町北交差点において、国道３号線を山鹿市方面に直進していた路線バスと、熊本市道から当該交差点に進入した公用車が衝突し、路線バスに乗車していた相手方を負傷させたものです。

損害賠償の額は、20万1168円です。

和解事項としまして、本市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定

めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

続きまして、報告第３号　平成30年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

これは昨年度の補正予算において議決をいただいております繰越明許費に係る報告です。

２ページをお願いします。

（款）民生費、（項）社会福祉費のプレミアム付商品券事業ほか、10件の事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ本年度へ繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

報告第４号　平成30年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しにつきまして、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づきご報告いたします。

２ページをお願いいたします。

（款）資本的支出、（項）建設改良費の山鹿浄水センター改築更新事業及び山鹿浄水センター改築及び耐震対策事業につきまして、予算計上額に対し記載のとおり令和元年度に繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時35分　散会

～～～

６月１４日(金曜日)

令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和元年６月14日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）成年後見制度について

①利用促進を図るための山鹿市の取り組み状況

②生活支援員及び市民後見人の育成等

③市長申し立ての現状と中核機関の位置づけ

④中核機関もしくは総合相談機関等の設置

（２）小学校の教育環境について

①小学校における英語教育とプログラミング教育

②山鹿小学校特別支援教室の増築

２．永田　紘二

一般質問

（１）山鹿市における有害鳥獣被害防止対策の現状と今後について

３．冨田　弘海

一般質問

（１）ふるさと応援寄附金について

①制度開始以降、現在までの寄附の状況

②寄附額（歳入）と税額控除（収入減）の状況

③今後どのようにしていきたいか

４．勢田　昭一

一般質問

（１）人口減少と高齢化の現状と課題について

①旧市町における行政区の数と平均世帯数は（合併前と平成30年）

②行政区の合併はできるのか

③行政区の課題は何か

（２）高齢者の皆さんが安心して暮らせる支援について

①道づくり（草刈作業）の対応

②空き家対策

③交通手段の対策

（３）障害のある皆さんが安心して暮らせる支援について

①公園内トイレのバリアフリー化は進んでいるか

②障害のある方が日曜日の会議出席のための交通手段はないのか

（４）子どもの安全支援について

①川崎事件後のスクールバス乗降の安全対策は

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
建設部次長	古江光拡君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
秘書政策課長	森田英美君
地域生活課長	山﨑寿雄君
福祉課長	山下陽君
福祉援護課長	小川浩伸君
長寿支援課長	豊田義幸君
農業振興課長	石井耕一郎君
農林整備課長	髙木英之君
都市計画課長	隈部光麿君
教育総務課長	藤本敬輔君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

発言通告に従いまして、一般質問２件、質問させていただきます。

まず、成年後見制度について。

認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることによって、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するものでありますけれども、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されているとは言えない状況でした。判断能力が十分でなく、一人では契約や選択、意思決定が困難になった市民が引き続き地域で生活し続けられるよう、老人福祉法は成年後見制度の市長申し立てや、それをスムーズに行うよう行政に求めています。また、そうした市民の権利擁護支援は、早期に必要性に気づき、日常生活自立支援事業などの利用を含む、さまざまな方策で当事者に最も適した方法をとることが重要です。

こうした状況、背景を踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する法律、いわゆる成年後見制度利用促進法が平成28年に公布、施行されました。また、平成29年３月には、国基本計画が閣議決定されており、市町村でも計画の策定を定め、地域連携ネットワークが段階的・計画的に整備されるよう求めています。

山鹿市では、平成22年に成年後見センターが設置されており、先駆的な取り組みが行われています。これは山鹿市社会福祉協議会が行っている事業ですけれども、利用状況についてお尋ねしたいと思います。また、山鹿市における成年後見制度促進とはどういった取り組みをされているのか、それから先ほど言いました基本計画について、山鹿市では策定するのかしないのか、どう取り組んでいかれるか、その方向性をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

服部議員の一般質問、成年後見制度について、本市の取り組み状況などについてお答えをいたします。

まず、最初のお尋ねの成年後見センターについてでございます。

本市では、県内市町村に先駆けて、平成22年に山鹿市社会福祉協議会内にやまが成年後見センターが設置されました。同センターでは、判断能力が不十分で、日常生活及び社会生活における意思決定が困難な方々に対する支援に努めていただいております。

現在、山鹿市全体の成年後見制度の利用件数は約130件でございますが、そのうちやまが成年後見センターの利用件数は、平成31年３月末現在で認知症高齢者37件、知的障害者15件、精神障害者12件、合計64件の後見を受任されており、市全体の約半数を占めております。従来から成年後見制度の基盤を担うとされてきた親族後見人や専門職による職業後見人だけでなく、法人として後見を担う成年後見センターが大きな役割を果たしており、本市の成年後見制度の基盤は非常に充実していると考えております。

次に、利用促進を図るための本市の取り組みといたしましては、成年後見制度についての相談体制を各課で整えるとともに、成年後見制度利用支援事業実施要綱を独自に定めた上で、成年後見の本人申し立てや親族申し立てができない方を対象とした市長申し立ての実施や後見報酬の助成などを行っております。また、平成23年から、市民を対象とした成年後見フォーラムを毎年開催し、成年後見制度に対する周知と理解促進に努めているところでございます。

次に、基本計画の策定につきましては、議員が申されましたとおり、国の計画を勘案して、市町村においても利用促進計画の策定に努めることとされております。その策定方法は、新たな単独計画策定のほか、関連する既存の計画にその内容を盛り込むことで、本計画に置きかえることも可能とされております。

そこで、本市では障害福祉計画や高齢者福祉計画等、関連計画の見直しを令和２年度に控えていることから、それぞれの計画に成年後見制度利用促進に関する内容を記載するとともに、上位計画であります地域福祉計画の中間見直しを行い、その内容を盛り込みたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

では、地域福祉計画の中に盛り込んだものを成年後見制度促進の基本計画と位置づけるというものでしょうか。平成30年３月に策定された地域福祉計画の中には、成年後見制度の利用促進については、わずか４行の記載があるだけです。どのくらいの内容が記載されるのか、本当に利用促進の後押しになるような計画になるのかは危惧するところではあります。本来ならば、独立した基本計画を策定すべきではないでしょうか。基本計画に盛り込むべきポイントは幾つかありますが、まず利用者がメリットを実感できる制度に運用改善をしていくということ、つまり財産管理をするということだけではなくて、意思決定支援や身上保護を重視して、本人の希望に沿った後見活動をするということです。

次に、権利擁護支援のネットワークづくりをしていくことです。相談や制度利用促進として適切な後見人候補者を推薦することであり、そして市民後見人や法人後見などを含めて担い手を確保していくということが前提です。それから、横領などの事件が起こらないように、不正防止を徹底していくことです。そして、計画策定のプロセスに関係機関や市民が加わって、共通認識を形成しながらつくり上げていけば、これが地域連携ネットワークをそのまま構築していくということにつながっていくと思います。

そういった理由で、計画策定については障害福祉計画や高齢者福祉計画とは別に単独計画で、もちろん上位計画である地域福祉計画の中にも盛り込んで、より実効性のあるものにしていただきたいと思いますので、再度ご検討いただきたいと思います。

判断能力が十分でない認知症高齢者や高齢の保護者を持つ障害者などは、今後増加するものと予測されます。成年後見制度に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う生活支援員も必要で、また重要な役割を担っておられます。判断能力は一定程度あるものの、十分でないことによって、自分の能力でさまざまなサービスを適切に利用することが困難な方との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や動向、そしてサービス料金の支払い、また公共料金の支払いなどの日常的金銭管理等を行って、地域で自立した生活が送れるように支援するものです。いわゆる日常生活自立支援事業のことです。成年後見制度の利用促進を図る一方で、こうした生活支援員や後見人の確保も課題となってきます。

最高裁は、平成31年３月に成年後見は親族が望ましいとの方針を出していますが、これは本人の利益保護の観点から、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援

者がいる場合は望ましいということです。その身近な親族の支援者を後見人に選任することが適当でない事情のあるなしや課題の専門性、そして候補者の能力、適正、不正防止の必要性などを勘案して、本人のニーズや課題に対応できるかどうかを検討した上で、後見人としての適格性があると判断された場合は選任されることになりますが、そうでない場合は専門職の関与が想定されています。また、今後の少子高齢化、核家族化等の現状から、親族後見人の担い手の減少が予想されますので、市民後見人も必要になってくるものと思われます。生活支援員及び市民後見人の育成はどのような状況でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

服部議員の２回目のご質問、生活支援員及び市民後見人の育成・支援体制についてお答えをいたします。

まず、生活支援員とは、判断能力の低下が見られる方が地域で安心して暮らせるように、日常生活の範囲内において金銭管理等のお手伝いをする方でございます。また、市民後見人とは所定の研修を修了され、家庭裁判所からの委任を受けて、判断能力が十分でない方の生活を支援し、後見業務を担う方でございます。

生活支援員の活動の場といたしましては、社会福祉協議会で取り組まれている日常生活自立支援事業がございます。やまが後見センターにおきましては、平成31年３月末現在、常勤職員のほか８名の非常勤の生活支援員が在籍し、57名の利用者を支援されております。

また、市民後見人につきましては、社会福祉協議会への委託事業として、平成23年度より市民後見人養成講座を開催しながら、その養成や育成に努めており、これまで50名の方が養成講座を修了されております。ただ、熊本県内では、過去において家庭裁判所より市民後見人としての単独委任を受けた例がなく、活動機会がつくれないことが課題となっておりました。

そこで、本市では修了生の中で活動が可能な方に、成年後見センターの非常勤職員として所属をし、生活支援員としての活動をしていただき、適切な指導のもとで活動できる環境を継続してつくることで、今後、市民後見人として委任を受けた際にスムーズに活動ができるための実務経験の蓄積と能力の向上に取り組んでいるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今現在は、裁判所の方針として市民後見人単独では委任しないということのようですけれども、山鹿市では法人後見である成年後見センターで実務経験を積んでおられるとのことで、しっかりと人材育成がなされているものかと思います。先ほど、基本計画策定のポイントを３点上げましたけれども、その一つに権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがあります。成年後見制度を適切に利用していくために構築するものですが、支援が必要な人の発見、そして早期からの相談受付、適切な後見人を推薦するマッチング、見守り、行政や専門職等との横断的な対応、家庭裁判所との情報共有を進めることによって、本人の意思を尊重しながら支援する仕組みのことであります。これを図式化したものが厚生労働省から出されておりますけれども、これは地域包括ケアシステムのイメージ図と重なるところが大変大きいです。もうほとんど同じようなものだと言っていいと思います。地域包括ケアシステムの構築については、平成29年９月と平成30年９月の２回にわたり一般質問をしております。平成29年には地域包括ケアシステムの構築の重要性は認識しているが、連携体制づくりにはその必要性や財政課題、人材育成確保など検討すべき課題があり、総合的に判断していくとのご答弁でした。平成30年には複雑化・困難化している福祉分野の課題解決を図るために各課相談窓口の情報を統合・集約する部署を設置し、相談支援体制の構築をできる限り速やかな実現を目指して、その体制づくりの準備を進めているとのご答弁をいただいたところです。

しかし、現在、まだそういった体制は全く構築されておらず、なかなか見えてこないようです。多様な関係者が取り巻いているのですが、誰が最も重要な役割を担っているのか、どんな連携が必要なのかが見えにくくて、推進役になるべき行政の動きが鈍いのではないかと思っています。しかし、成年後見制度推進のためのネットワークづくりについては、司法や行政、そして専門職がリーダーシップをとって構築、そして運営すべきものだと思います。そのためには、ネットワークのかなめとなる中核機関の設置が必要不可欠であると考えています。

中核機関とは、ネットワーク全体の管理やコーディネートを行い、個別ケースには専門職などによるバックアップを担保する機能を果たすことのできる機関であります。中核機関の設置については、法律に基づく国の基本計画において示されております。その中核機関は、自治体が担うことが最も適切であるということも示してあります。それは、成年後見制度は法律制度ではあるけれども、具体的には福祉活動の側面が大きいからであり、第１次的な担い手は市町村などの基礎自治体、そし

て行政の中では福祉部門がその機能を担うべきだという考え方です。この中核機関は、権利擁護センターとして発足した自治体もありますが、その機能として１つ目には、成年後見制度を知ってもらうための広報や周知、そして２つ目、相談先がわからない、相談してもたらい回しにされるなどを解消するために明確な相談窓口の設置、そして受任者調整（マッチング）の支援、市民後見人や法人後見担い手の育成や活動促進、そして日常自立支援事業などからのスムーズな移行、また後見人が解決できないことへの支援や相談体制、裁判所との連絡調整、後見人が家庭裁判所への報告書を作成しなければなりませんが、そういったことの支援などが上げられます。

そして、この中核機関の入り口に位置する最も重要な機能の一つに、首長申し立てがあります。首長申し立ての対象者は、身寄りのない高齢者や知的障害者、精神障害者が原則ですが、親族に虐待を疑われる場合も申し立ての対象になります。このように、後見活動は福祉活動とも言えますので、その入り口が首長申し立てであります。身寄りのない高齢者などにとって、首長申し立てがなければ後見活動がスタートしないということであり、生活が成り立たないことになります。山鹿市における市長申し立ての現状はどうなっていますでしょうか。それに伴う予算についてもお尋ねをいたします。

これまで述べました中核機関の役割を考えたとき、これはまさしく地域包括ケアシステムの中で構築しようとしている総合相談窓口と一致するのではないかと思われます。そういった意味でも、一刻も早い中核機関の設置が必要だと思うのですが、中核機関の位置づけをどのように考えておられるでしょうか。地域包括ケアシステムとの関連もあわせてお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

服部議員の３回目のご質問、市長申し立ての現状と中核機関の位置づけについてお答えをいたします。

まず、市長申し立ての件数につきましては、最近の５年間では平成26年度が３件、平成27年度が４件、平成28年度が１件、平成29年度及び平成30年度はゼロ件でございました。また、申し立てに伴う予算としましては、令和元年度の予算は申し立てに係る費用が７件分で41万9500円、報酬助成に係る費用が10件分で239万8000円を計上いたしております。

次に、中核機関につきましては、成年後見に係る地域ネットワークにおいて、協

議会の開催や家庭裁判所との連携、後見人受任者調整の支援を行うなど、重要な役割を担うところと考えております。現在の山鹿市の状況としましては、個別の事案ごとに担当部署によるケア会議を開催しており、地域包括支援センターや社会福祉協議会のほか、介護や障害福祉サービス事業者、ケアマネジャー、相談支援専門員、医療機関、法律関係者等との個別の連携は図れておりますが、弁護士会や司法書士会、家庭裁判所、金融機関等の団体を含めた総合調整を果たす部署は設置いたしておりません。今後も成年後見を必要とする人の増加が見込まれる中、将来にわたり成年後見制度の円滑な運用を図るため、コーディネートの役割を担う中核機関の設置は必要と考えております。現在のところ、設置時期や直営で行うかどうかなど、具体的な計画は立っておりませんが、先ほど申しましたとおり、地域福祉計画の中で位置づける予定でございまして、令和２年度中には一定の方針をお示しできるものと考えております。

現在考えていることといたしましては、社会情勢の変化等により、複合的また複雑化した課題と抱えた人がふえ続けている現状を踏まえ、さまざまな課題を包括的に受けとめる場としての地域包括ケアシステムのかなめを担う部署の設置を検討いたしております。そこでは、生活困難者を初め、高齢者、障害者、ＤＶ被害者等のさまざまな対象者への対応を行うことを想定しており、成年後見の問題にもかかわる必要があることから、あわせて中核機関の役割を担うことが最も効率的・効果的であると考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

設置は必要ということはおわかりいただいているというか、そういう認識であるということはわかりました。先ほども言いましたけれども、地域連携ネットワークづくりと地域包括ケアシステムは、同様のシステムだと考えていいと思います。おのおのの福祉サービスはたくさんの事業があります。それぞれのサービスを提供するのは当たり前のことで、それを使うため、例えば介護保険のサービスだったり、障害者のサービスだったり、いろんなサービスがありますが、どうやってそれを使って、どうやって契約していくのか、そういう使うためのシステム、それが地域連携ネットワークづくり、そして地域包括ケアシステムになるんですけれども、それを総合的につなぐことができるシステムのかなめが中核機関であり、総合相談の機関であるんです。成年後見制度の中での中核機関ですけれども、法的な裏づけもあ

りますので、何よりも今後10年、20年先の福祉政策を考えたときに、今構築しておかなければならない行政の重要な仕事ではないでしょうか。平成29年の一般質問において、庁内の横断的な取り組みで構築をと言いましたけれども、システム構築の重要性は認識しているものの、人も予算もつけられないという意味のご答弁でした。平成30年には、相談支援体制づくりの準備を進めているということでしたけれども、２年かかってもこのスピードでいくのなら、2025年問題を目前にして何ら手だてができていないということになるんです。何度も言いますけれども、このシステム構築の足がかりとして中核機関、もしくは総合相談機関等の設置について、各課や各部を越えたプロジェクトを組み、予算もつけて、１年か２年の短期間で構築していく必要があると思いますけれども、そのことについてはどうお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

服部議員の４回目のご質問、中核機関、もしくは総合相談機関等の設置についてお答えをいたします。

先ほど申し上げました包括ケアシステムのかなめとなる部署の設置を検討する中で、現在は福祉部内の各課から担当者を集め、課題等を整理しながら整備に向けての協議を行っているところでございます。今後は、福祉部以外の関係各課等を含めた協議へと移行していく予定でございます。

設置に当たりましては、財源の確保及びコーディネート機能を発揮できる専門職の確保等も必要であることから、十分に検討を重ねつつ、早期の設置に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

中核機関または総合相談機関は、早期の設置に努めるということでしたけれども、各課から担当者が集まって協議をするというところから、まずはそこからかもしれませんけれども、全く新しい、しかも福祉政策のかなめとなるシステムづくりには専従のチームが必要です。行政がこのシステムの司令塔の役割を担っていかなければならないんです。お答えはありませんでしたけれども、１年か２年という短い期

間で集中的に取り組まなければ進まないのではないかと思います。地域連携ネットワークづくり及び地域包括ケアシステムの構築は、今後の山鹿市の福祉のかなめになることは間違いありません。今、中核機関などをつくっておくことは、そのシステム構築が大きく進むことになります。ぜひともその重要性を再度認識していただき、迅速にご対応されますことをお願いいたします。

それでは、２件目の小学校の教育環境について質問をさせていただきます。

2020年は教育改革と呼ばれていて、いろんな変化があるんですけれども、小学生にとって一番大きいのは英語の導入だと思います。また、プログラミング教育という新たな考え方の学びも導入されますので、小学校における英語教育とプログラミング教育についてお尋ねをしていきます。

平成23年度より、小学校において新学習指導要領が全面実施され、５・６年生で年間35時間の外国語活動が必修化されました。現在は移行措置期間中であり、山鹿市では３・４年生が15時間、５・６年生は50時間であります。令和２年度からは新課程が実施され、３・４年生は35時間、５・６年生は成績が評価される外国語の教科となり、70時間となります。つまり５・６年生が今やっている外国語活動を３・４年生がするということになります。３・４年生は活動なので教科ではなく、通知表などには書かれません。基本的には担任の先生が英語を教える形になります。

３年生の内容としましては、挨拶や名前の言い方、数の数え方や尋ね方、アルファベットの大文字、色や物やスポーツや果物の説明、身の回りの物の説明ということなどで、４年生になると、天気や遊び、曜日、時間、時刻の言い方、尋ね方、そして持ち物などの名前や尋ね方、アルファベットの小文字、食材の言い方や欲しい物を要求、学校生活の共通点や相違点、絵本などの短い話を聞いて内容を理解するなどというものです。英語と触れ合う、英語が楽しいと思える授業が目的だそうですが、意外に難しそうな感じもします。高学年になると、先ほども言いましたように教科となり、聞く、話すということに加えて、読む、書くが加わり、通知表にも記載されます。５・６年生で学ぶ単語は600語から700語と言われ、現在の中学校３年間で1200語を学んでいるものと比べてもかなり多いなという感じがします。

５年生での授業は、祭りや行事に関するまとまりのある話を聞いて、尋ねたり、書き写したりする。世界の同世代の子供たちの学校生活に関する話を聞いて、相違点や共通点を聞き取る。旅行プランの説明を聞いて具体的な情報を聞き取る。ある物の場所や位置関係についての説明を聞いて、概要を把握、説明したり、書き写したりする。自分の憧れたり尊敬する人について紹介するといったものだそうです。かなり難しいような気がしますが、さらに６年生になると、日本文化（行事や食べ物など)、そういったものをあらわす表現や日本文化について伝え合い、書き写し

たりする。小学校６年間の思い出について、語句や基本的な表現を用いて書いたり伝えたりする。将来の夢を話す。中学校の部活動や学校行事などについての表現や、中学校生活について読んだり書いたりするという内容だそうです。よほどしっかりとした学習をしていかないと、ついて行けない児童が続出するんじゃないかなと思ってしまいます。

第２期教育振興基本計画などによりますと、平成26年度より５年程度をかけて、小学校中核教員の指導向上を図ることとされていました。国から専門家が推進リーダーに英語研修をして、リーダーが各学校に１名いらっしゃる中核教員に研修をして、そしてその中核教員が担任に研修するというものです。資質能力の育成、一定以上の英語力担保などで中核教員に求められる英語力は英検準１級程度以上となっています。先生方も本当によく頑張っておられますが、大変だなと思います。県では、学校人事課で英語専科の先生の臨時採用、義務教育課では英語アドバイザー事業を行っています。また、実際の授業にはＡＬＴにも協力をいただいているところです。国のイメージでは、高学年の授業は担任の先生プラス専任教員で教えていくということになっていますが、現状は違っています。山鹿市に英語専科の先生は１人で、市内12校のうち３校を見ておられるにすぎません。アドバイザーの先生は、お一人いらっしゃいますが、児童への直接指導ではなく、文字どおり先生方へのアドバイスを行うということで、１人１回は受けられるということを聞いていますけれども、それにしても余りにも少ない回数です。これでは大きな負担と感じる先生がおられるのではないかと思います。それはダイレクトに児童の学力に差が出てくるのではないでしょうか。結局、地域や学校によって差が出てくるということになってしまいます。

このように、来年度からさらにふえる授業時間、深化した授業内容をスムーズに行うためにも、英語のサポートができる人員の配置を教育委員会独自で行えないものかと考えるものであります。来年度、５年生・６年生になる子供を持つ保護者の不安は大きいです。年度当初からきちんと予算をつけて人員配置が必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、続けてプログラミング教育についてもちょっと質問します。

また、プログラミング教育も令和２年度から必修化されることになっています。なぜプログラミング教育が小学校で必修化されたのか、それはＩＴ力を育成し、裾野を広げ、国際社会を生き抜くといった目的があるそうです。プログラミング教育とは、単にＩＣＴを使った授業をするというものではなく、さまざまな教科の中で考え方を学んでいくといったものです。これは文部科学省と総務省、さらに経済産業省もかかわって進めているものです。来年度の必修化に向けての実施工程が示さ

れておりますが、今現在しなければならないことはできているでしょうか。必要なリソースを今年度中には把握して予算を確保しておく必要があるのではないでしょうか。必修化される来年度には滞りなく授業が行われるような環境を整えるべきだと思います。

必要なリソースはたくさんあります。まず、ＩＣＴ環境（インフラ、ハードウェア・ソフトウェアなど)、そしてプログラミング教材、先生の支援などが考えられます。先生の支援には、研修の実施や外部講師を含めた人材支援もあると考えています。近隣の市では、ＩＣＴ支援員という民間委託の支援員がおられ、各学校からのＩＣＴ関連の質問に即座に対応されるという事業も、もう既に行われています。新しく必修化され、導入する時期だからこそ、円滑に実施できるような人材の配置や必要なリソースについての予算をつけるべきだと思いますが、どのように考えておられるのか。また、先ほどの英語教育のサポートの必要性とあわせてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

服部議員の一般質問、小学校における英語教育とプログラミング教育についてお答えをいたします。

ご質問の１点目、小学校における英語教育の現状でございますが、県の学校人事課からは英語専科の先生を２名、臨時採用枠として配置されております。現在、１名が山鹿小学校を拠点校として、八幡小学校、めのだけ小学校の３校を担当し、もう１名の英語専科は人員がおらず、配置がされていない状況です。

また、義務教育課からは、１名の英語アドバイザーの配置はありますが、山鹿市と玉名市をかけ持ちで、月に多くて１回各学校を訪問され、先生方へ授業づくり等のアドバイスを行っている現状です。

さらに、外国語活動においては、ＡＬＴが教材づくりや授業づくりで担任をサポートしています。現在、教育委員会で直接雇用している４名と業務委託での４名、計８名のＡＬＴを配置しておりますが、毎時間の授業に入ることができる人数には達しておらず、ＡＬＴの人材も不足している状況です。

このような状況ではありますが、来年度から外国語活動及び外国語科を含めた新学習指導要領が完全実施となることから、授業をスムーズに行い、先生方の不安を少しでも解消するために、英語のサポートができる人員の配置について検討を進めてまいります。

ご質問の２点目、プログラミング教育の充実についてお答えをいたします。

山鹿市では10年前に、山鹿市内の各学校に導入していただきましたＩＣＴ機器である電子黒板は、デジタル教科書や実物投影機などと組み合わせながら、児童生徒の学習意欲や学習内容の理解において、大きな教育効果をもたらしました。現在、令和２年度からの小学校学習指導要領の完全実施に向けて、プログラミング教育の準備を行っております。このプログラミング教育とは、物事を順序立てて考え行動する力を身につける目的で、小学校に初めて導入される学習内容です。また、特別の教科としてではなく、算数や理科、音楽、総合的な学習の時間など、さまざまな教科等の中で行ってまいります。その際、パソコンやタブレットなど、ＩＣＴ機器を利用すると効果的に進めることができます。

現在、山鹿市の各学校では、計画や学習内容づくりを行っております。教育委員会としましては、そのための指導や情報提供を行っている状況です。来年度からの円滑な実施に向けて、各学校のプログラミング教育の充実のため、ＩＣＴ支援員の配置や児童が活用できるタブレット等の教育機器が必要になることが予想されます。そのためにも、教職員の研修の充実や学習環境の充実及びＩＣＴ支援員の確保ができますよう、次年度に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

英語教育もプログラミング教育も、どちらも新たな学習指導要領の完全実施に向けて、山鹿市独自の施策を展開されるということのようですので、ぜひ取り組みを進めていかれますようお願いをいたします。

しかし、英語教育のサポートについては、検討を進めていくというお答えでした。必修化された最初の時期に導入することに意味があるのですから、迅速にやっていただくようにお願いをいたします。来年度当初からのサポートや支援員の配置、ＩＣＴ環境整備などがスムーズにできますよう、再度リソースの把握、そしてそれに伴う予算を確保してください。当たり前ですけれども、全国一斉に始まるわけで、県内・県外どこでも差があっては困ります。もちろん山鹿市ではどの小学校でも格差のない学びができますよう、子供たちのためによろしくお願いします。

それでは、もう一つ、山鹿小学校特別支援教室の増築についてお尋ねをしていきます。

特別支援学級とは、障害の程度が比較的軽度であっても、通常の学級における教

育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために設置された学級です。支援を必要とする子供たちの数は、全国的に年々増加しており、山鹿市でも同じ傾向にあるというのは皆様ご承知のとおりです。まず、乳幼児期からの早期療育は、本人が生きやすさを感じることができて、保護者の理解、支援にもなっています。学校教育でも、個人個人にあったかかわり方や通級指導によって学習上や生活上の困り事の改善や克服に向けた教育が、特別な場で特別な指導を受けることができるということは随分周知されてきたのではないかと思います。

小学校においても、特別支援学級に在籍する児童の数はふえ続けて、山鹿小学校では平成30年度は35名の児童数だったものが、今現在48名の児童が在籍するに至っています。私は平成30年９月議会において、特別支援学級の教室の増築を求めています。昨年度から、来年度は40名を超える見込みだから、早急に準備をと強く申し入れをしまして、答弁では平成30年９月現在、基本設計業務を行っている。設計に基づき工事費の予算化と整備を早期に実施するということでした。今年度当初の完成は無理であろうとは思われましたけれども、それでも今年度中には進むものと思っておりました。増築されるとは思っても、それまで待てないほどの児童数の増加で、どうしても現状の教室のままでは厳しかったので、学校は何とか教室をやりくりして、５年生と６年生の特別支援教室を現在の特別支援教室とは別棟に確保されました。５年生の教室はステップ教室と同室で、真ん中に仕切りをしただけで、お互いに落ちつきません。６年生の教室は教室がちょっと離れているために、支援学級の先生たちのコミュニケーションは非常にとりにくい状況となっております。本当にもう急いで整備してもらいたいんですが、昨年ご答弁いただいた後、どのようなスケジュールで増築を進めてこられたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

服部議員の一般質問、特別支援教室増築のスケジュールについてお答えいたします。

平成30年度においては、さきの９月定例会で答弁したとおり、基本設計を実施したところでございます。基本設計では、まず既存校舎に対しての増築の位置決めが必要になりますが、これについては建築基準法の確認申請要件を検討することが必須となっており、学校が希望される場所に増築が可能かどうかの判断要件と言えます。

また、あわせて外観等のデザインの検討、増築校舎の教室の配置、増築に伴う既

存教室の日照、採光、通風の対策、既存の電気設備や給排水設備の切りかえ等の検討を行っており、これらの諸条件を勘案して、増築工事に当たっての基本方針を決定しております。

基本設計は、本年３月までを委託期間として作成し、今年度は実際に工事を行うための詳細な図面を作成する実施設計を行う予定としております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

さまざまな理由があるとは思いますけれども、その進め方がわかりにくくて、早期に実施するとはいつごろのことを言われていたのでしょうか。基本設計だけで昨年度１年間、今年度は実施設計で１年間、最初からそのような計画だったんでしょうか。行政のことを何もわかってないと言われそうですけれども、大幅におくれているのではないかと思っていますが、どうでしょうか。もしおくれているのではないと言われるのなら、今年度、工事の発注ができなかった理由は何だったのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

服部議員のご質問、今年度、工事の発注ができなかった理由についてお答えいたします。

一般的に施設の建設につきましては、基本設計を行い、次に実施設計を年度ごとに行った上で工事を発注する運びとなります。しかしながら、山鹿小学校の特別支援教室については、支援を要する児童の数に対し、現状の教室数が不足をしているということもあり、一連の作業を少しでも早く行うため、平成30年度中に基本設計から実施設計までを行うという目標で取り組みを進めてきたところですが、受注する業者が見つからず、基本設計の作成に本年３月までの期間を要した次第です。

現在、実施設計の発注手続を進めておりますが、このような経過が事業全体のおくれにつながったものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

建築設計の受注業者が見つからなかったことで、平成30年度中に実施設計まで行うという目標は１年間ずれ込んでいるということになります。計画ではなく、目標というふうに表現されておりますけれども、大幅におくれているのには変わりはないと思います。それでも、ようやく今年度に実施設計を発注することになるんですけれども、基本設計のときと同様に、受注業者が見つからないことも考えられるわけで、実施設計後に積算して、積み上げて、予算がついて、やっと工事に入るということになるので、今年度の進行管理、大変気になるところです。もうこれ以上、年単位でおくれるといったことのないようにやっていただきたいと思います。

また、増築の期間のことばかりではなくて、特別支援教室は普通教室とは違って、特に構造化が重要な要素になります。この増築に関して、こんな教室が必要だとか、そういったヒアリングなどは先生方にされているでしょうか。また、専門職等のアドバイスは受けられましたでしょうか。増築するということは決定して、基本設計にも着手したのなら、その進捗状況や完成までのスケジュール、大まかなもので結構ですが、当該校には説明すべきではないかと思います。建築工事に入るのが来年度になるということは、校長先生もご存じありませんでした。計画が変わったり、おくれたりした時点で、学校へは速やかに説明すべきではないでしょうか。当該の学校とのコミュニケーションはとれているのか、甚だ疑問に思うわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

服部議員のご質問、学校とのコミュニケーションについてお答えをいたします。

昨年度、基本設計を作成した際、増築の位置、教室の間取りや配置について、当時の校長先生を初め、特別支援担当の先生方のご意見をいただきながら、作成したところでございます。本年度行う実施設計の作成におきましても、学校から内装や必要な備品、工事の安全対策等の意見を取り入れる必要がありますので、その都度、ご協力をお願いしたいと考えております。

スケジュールが当初の計画よりおくれる件につきましては、議員ご指摘のとおりであり、学校側が今後を心配されている中で、配慮が足りなかったものと感じております。今後は、実施設計の作成過程も含め、学校と緊密な連携をとりながら進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今後は、ぜひ学校とのコミュニケーションを密にしながら進めていってほしいと思います。増築については、行政の手続上、こうするしかなかったのかもしれません。しかし、山鹿小学校は新しい校舎になった平成25年度には、特別支援学級は３学級、14名が在籍していましたが、平成30年度は同じ広さ、同じ面積の教室で、６学級、35名が在籍、そして今年度は、先ほども言いましたけれども、２学級は別棟に分けてはありますが、８学級、48名在籍しています。これはもう緊急事態だと言って過言ではないと思います。緊急対策で考えてほしかったなと思うわけです。でも、増築に向けて動いているわけですので、一日も早い適正な環境での学びができますようにお願いをいたします。

これから先も、いろいろな学校でさまざまな学校教育施設の改修や改築などあると思います。そのときは当該の学校側に誠意ある説明をきちっとされて、しっかりとコミュニケーションを図りながら進めていかれますようお願いをしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時54分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

議席番号18番、永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を１点だけさせていただきます。

山鹿市におきます有害鳥獣被害防止対策の現状と今後についてお伺いをしていきます。一問一答にてお願いを申し上げます。

有害鳥獣被害防止対策は、二つに分けられると思うんです。一つは農林業生産物

を有害鳥獣から守るための防護柵、それからもう一つは被害をもたらす有害鳥獣を減らすための駆除対策があると思います。

まず、有害鳥獣被害防止対策についてお伺いをしていきます。

本市には、山鹿市被害防止対策協議会が設置されていると思います。有害鳥獣被害に対して山鹿市被害対策防止協議会並びに有害鳥獣における防護対策の現状についてお伺いをしたいと思います。

まず一つは、被害防止対策協議会の目的、構成メンバー、そして主な活動内容等について。

それからもう一つは防護対策で今までワイヤーメッシュ防護柵が設置推進されてきたと思います。事業開始から今年度までの間にどれくらいの事業費、補助金を出しているのか。

それから３つ目には、電気柵、ワイヤーメッシュとは別に電気柵の事業も開始をされております。これについての補助金等についても内容を教えていただきたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

永田議員の一般質問、山鹿市における有害鳥獣被害防止対策の現状と今後についてお答えいたします。

まず、山鹿市被害防止対策協議会につきましては、山鹿市内における有害鳥獣等の被害に対し、その対策のために必要な方法について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図ることを目的としています。

構成メンバーとしましては、ＪＡ鹿本、鹿本森林組合、熊本県猟友会山鹿支部、農業共済組合鹿本支所、嘱託員連合会、菊池川漁業協同組合、農業委員会及び山鹿市に熊本県鹿本地域振興局の農業普及・振興課と林務課にアドバイザーとして参加いただいております。

また、活動につきましては、主に鳥類を除くイノシシやアナグマ、タヌキなどのけもの類に対する防護対策として、ワイヤーメッシュ防護柵の導入への支援や、鳥獣被害対策の専門家を招いた講習会の開催、また鳥獣の餌場や潜み場をなくす生息環境整備等を主体的に取り組む集落や住民組織を育成する熊本県の「えづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業」を活用し、ワイヤーメッシュ防護柵の設置後もイノシシを侵入させないための対策への支援を行っております。

次に、有害鳥獣被害における防護対策の現状・実績につきましては、ワイヤーメッシュ防護柵の事業を開始した平成22年度から平成30年度までの累計実績としまして、総延長が約513キロメートル、受益戸数延べ3353戸、受益面積約953ヘクタールで、補助総額は約３億円、その内訳としまして国庫補助が約１億7000万円、市補助が約１億3000万円でございます。

また、市におきましては、平成17年度から電気柵の設置に対する支援を行っており、平成30年度までの申請件数は延べ2044件で、補助総額は約3600万円でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

２回目の質問をさせていただきたいと思います。

今答弁の中でありましたとおりに、ワイヤーメッシュ防護柵設置開始が、平成22年からということでありますので、10年弱たっているのかなと思いますけれども、513キロメートル、そして受益者戸数が3353戸、ましてや受益面積は953ヘクタールということでありました。それから、電気柵につきましても、平成17年から始められているというので、防護柵よりも早かったのかなということで、2000件を上回る申請があり、補助金を3600万円出しているということであります。事業費換算しますと、先ほどの３億円、国が１億7000万円、市が１億3000万円というワイヤーメッシュの事業につきましては、100％国と市の補助であります。それから、電気柵につきましては、3600万円、２万円を上限としてということでありますので、5000万円弱の事業をやっているのかなと思います。こういう状況を見て、私たちはかなり効果があっている、極端に言えばワイヤーメッシュを張ってない田んぼ当たりは一晩で全部潰されるというような現状もあります。かなりの効果が上がってきているものだと理解をしますし、行政の指導について感謝を申し上げたいと思います。

ただ、今から鳥獣被害、例えば被害防止対策協議会では、鳥のことはやらんそうですから、獣のほうでありますけれども、今から鹿が非常にふえてきています。後ほど出ますけども、70頭を超える捕獲がされています。それから、アナグマ、タヌキ、そしてなおかつアライグマも入ってきているという現状であります。イノシシに関しての防護柵は今設置をされていますけども、こういったものに対する今後の防護的対策についてお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

永田議員の一般質問にお答えいたします。

今後の防護対策につきましては、山鹿市被害防止対策協議会を中心に、先ほどご答弁申し上げました、国、県、市の事業を引き続き実施してまいります。

さらに、近年、アナグマやタヌキ等の小動物による被害も深刻化しており、防護柵の下から穴を掘って侵入するケースも見られるため、一部の農家では防護柵の下にシートを張って、穴が掘れないようにするなどの対策をされている事例もございますので、今後十分検証し、有効であれば啓発を図ってまいりたいというふうに考えます。

今後も、引き続き県や関係機関と連携し、有害鳥獣関連及び被害防止技術の情報収集に努め、有効な防護対策を講じてまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

有害鳥獣防止対策の現状と今後について、３回目の質問をさせていただきます。

今までは、被害防護対策についてお伺いをいたしました。今回から、有害鳥獣駆除対策についてお伺いをしていきたいと思います。項目的に４つぐらいに絞ってお伺いしますので、お答えをいただきたいと思います。

山鹿市におきます有害鳥獣駆除の従事につきましては、熊本県猟友会の山鹿支部の会員に対して従事者証を交付されております。よって、平成31年度の猟友会会員の会員数、それから従事者の年齢層。

それから２つ目には、駆除につきましては狩猟免許取得が必要であります。これにつきましては、わなと銃とあるわけでありますけれども、その区分の内容について教えていただきたい。

それから、３つ目は平成30年度有害鳥獣保護対象種と言いますかね、鳥獣保護、これとこれは有害鳥獣で撃ってよかですよというやつがどれくらいなのか、どういう品種があるのか。そして、捕獲の実績がどうなのか。

それから、４つ目には過去５年間、特にイノシシの捕獲実数について教えていただきたいと思いますし、捕獲の方法、捕獲された分がわなでとったのか、銃でとっているのか、そこら辺の内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有害鳥獣駆除対策の現状についてお答えいたします。

まず、猟友会の会員数につきましては、平成31年４月１日現在147名、捕獲従事者数も同数でございます。その年齢構成につきましては、60歳未満が23名、60歳代46名、70歳代62名、80歳以上が16名でございます。

次に、狩猟免許種別内訳につきましては、銃免許取得者35名、わな免許取得者76名、銃・わな両方の取得者が36名でございます。

次に、平成30年度捕獲対象種別につきましては、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ハト、アナグマ、タヌキ、テン、キツネ及びアライグマで、捕獲数の合計は2697頭羽でございます。

次に、過去５年間のイノシシ捕獲実績としましては、平成26年度が1437頭、平成27年度1810頭、平成28年度1537頭、平成29年度1572頭、平成30年度が1104頭で、平成30年度の捕獲方法の内訳につきましては、銃198頭、わな906頭でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

４回目の質問をさせていただきます。

有害鳥獣駆除の委託についてお伺いをしたいと思います。

平成30年度147名のうち、駆除の交付をされているのが猟友会会員147名全員だと思います。有害鳥獣の駆除につきましては、従事者証を各市町村が交付をいたします。本市につきましては、猟友会山鹿支部に交付をいただいているわけでありまして、１市４町が合併する前から猟友会はありました。それが一つになって、各分会というのをつくってあります。旧の山鹿市で三つあります。それから、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央で一つずつありますので、７分会が一つの支部を構成して活動をやっているということであります。今後もこの従事者証の交付については、山鹿市は猟友会山鹿支部に対して交付をしていくという考えであるのかお尋ねをしたいと思います。

何でかと申しますと、駆除に関しては、いろんな課題が県内で発生をしております。猟友会加入せんでも、団体で駆除の申請をやるとか、それからもう一つ、一番

困っているのは銃を扱いますので非常に危険な従事者証の交付であります。しっかりその把握は行政もしとかないかんのかなと思います。

参考までに、おもしろい情報をもらったんですが、北海道で熊が出たそうです。地元住民がお願いされて、猟友会と市役所と警察と一緒になって射殺をしたそうです。ところが、結果的には銃の許可は公安委員会が出している。公安委員会は認めてないから、その人の銃を没収したという事例まで出てきています。それくらい銃を扱う人たちに対する内容については、行政もしっかり把握の上で従事者証を出すべきだろうと。というのは、結局、猟友会の会員に対して、しっかりお願いしていただくのがいいのかなということでありますので、確認の上でお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有害鳥獣駆除の委託についてお答えいたします。

有害鳥獣駆除につきましては、これまでも熊本県猟友会山鹿支部との委託契約により実施をしてまいりました。今後も引き続きお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

――――――

なるんですけども、そういう現状の中で行政として今後、駆除対策についてどういうことをやっていこうかと、対応していこうか等の考えをお伺いをします。特にイノシシであります。さかのぼって、先ほど報告しました平成26年には1437頭、平成27年には1810頭、平成28年には1527頭、平成29年には1573頭、昨年度は1104頭です。ピーク時の1800頭とったときに比べて６割ぐらいしかとれていない。その原因が何なのかという提起はまだ分析されてないと思いますけれども、要はイノシシが減ったという話は聞きません。もうどこに行ったっちゃイノシシがどこでも出るばいたという話の中で、防護柵で防護しても、後ろには残っとるという現状であります。やっぱり捕獲をしていく必要があるということであります。こういうものに対しまして、行政として今後イノシシの捕獲に対して、イノシシの被害を減らすために、どういう対策・対応をしていくのか、今後の対策についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

お尋ねの今後の対策につきましては、引き続き、箱わなの購入や新規狩猟免許取得及び捕獲に対する報奨金である国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、有害鳥獣の捕獲に対する支援に取り組んでまいります。

また、地域住民の方々に対し、みずからの農地、地域はみずからで守るという意識の醸成を図るため、地元への説明会を実施し、鳥獣被害の現状及び新規免許取得への支援などの情報提供に努めてまいります。今後は、市と猟友会がより一層の連携を図り、そして地元と一体となってやっていくことが何よりも重要であるというふうに考えます。

以上、ご答弁します。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

山鹿市における有害鳥獣被害防止対策の現状と今後について、６回目の質問をします。

内容は、新たな駆除技術の投入、それから新たな駆除対策の組織の構成等について、少し参考事例も入れながらお尋ねをしていきたいと思います。捕獲器具、これにつきましては、わなにしても、くくりわなにしても、箱わなにしても、いろんなその技術が投入されて、新しい技術が出てきております。それから、捕獲方法の手

段についても、箱わな、くくりわな、追い込みと言いますかね、上からかぶせるとか、いろんなその新しい捕獲の方法が拡大しています。これらの捕獲方法等をしっかり行政は研究をしていただきまして、捕獲従事者等に対しての研修とか指導とかをお願いをしたいなと思います。

鳥獣被害が拡大する中で、先ほど報告された中に地域住民の方々にみずから地域はみずからで守るという意識を醸成させるために説明会を行い、新規狩猟免許等の取得への支援もしたいと。だから、農家の皆さん方にも免許を取ってくださいよというような指導もしていきたいというお話がありましたので、これに重ねまして一つの例でありますけども、これはよその地区では消防署が別にあるところは、消防署の職員、それから市の職員、希望者があるならば狩猟免許を取ってもらうと。

それから、各集落の農業経営の皆さん方に狩猟免許、先ほどから話がありましたとおりに、1100頭の中の900頭以上はわなでとられています。銃でとられているのはやはり100頭ぐらいしかないわけですね。わなならば、非常にその狩猟免許も取りやすい、管理もしやすい。だから、農家の皆さん方に自分で狩猟免許を取ってもらって、みずからの畑にわなをかけてもらうということをしながら、要は農業者と行政とそれから特に猟友会、例えばわなにかかったやつを狩猟免許を持っているからといって、それを殺すのはなかなか大変ですので、それは猟友会の銃を持っている人たちと一緒になってやれば可能なことであります。ということで、結局、猟友会と市の関係者と、それから農業者と、皆さん方に狩猟免許を取ってもらって、一つの実施母体をつくって、行政主導の中で捕獲増加のために組織構成ができんものかなということをちょっと考えたわけでありますけれども、そういうことに対してご検討いただければ幸いです。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

ご質問の新たな駆除技術の導入、駆除組織の構築につきましては、今後も国や県の動向を注視し、今回ご提案をいただきました事例も含め、県内外の活動事例等の情報収集を行い、本市に適した対策を講じてまいりたいというふうに思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

先ほど来から、鳥獣被害防止駆除については、何か通り回って質問をしてきましたけども、極論は有害鳥獣を減らす、有害鳥獣から守るというのが基本であります。行政主導型でしっかりと、真剣に取り組んでいただきたいなと。特に私も猟友会の一人でありますから、猟友会もしっかりそこの横の連携は今とりつつあります。従来は、１市４町合併したときの猟友会は、菊鹿の人は鹿北にはわなをかけちゃいかんと、例えば山鹿の人間は鹿北に行ってわなはかけられませんでした。その壁も全部外しましたので、一緒になって今協力してやっていますので、そこら辺のご理解の上に、農家の皆さん方の被害を少しでも抑えるために、行政の指導的役割を期待しながら、一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、永田　紘二君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

皆さん、こんにちは。

議席番号７番、冨田　弘海です。

発言通告に従いまして、一般質問を１件、ふるさと応援寄附金について質問いたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、私自身、平成28年、平成29年の３月議会に質問しており、またかというイメージもあるかもしれませんが、最近、新聞報道などでもルールを守らなかった自治体に対し、総務省が対象自治体から除外するなど、ふるさと応援寄附金のあり方が改めて問われる状況となっております。山鹿市も例外でなく、平成30年９月１日時点において総務省が実施したふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果において、返礼割合が３割を超えての返礼品を送付している246団体に山鹿市が含まれたときには大変驚いたところです。ただ、その後の11月１日時点での調査では、返礼割合が３割を超えての返礼品を送付していた山鹿市を含む熊本県下７市町では見直されたため、熊本県下においてはその後、制度にのっとった運用がされているところでございます。

確かに、ここ最近の一部自治体による返礼品には目に余るものがあり、ギフト券など、本来の趣旨に反して節税対策としてもとられかねない返礼品で、多額の寄附金を集める行為は、言いかえれば、本来、自分の自治体に入る予定だった貴重な自主財源をルール無視により横取りされたようなものであります。やはり、ルールは必要であります。ルールの範囲内において、ふるさと応援寄附金が多い自治体は逆に頑張っているなという印象を受けるとともに、山鹿市においてももっとやれるこ

とはないかと考えさせられるところでもあります。

総務省のホームページに、平成29年度のふるさと応援寄附金の集計結果が掲載されており、山鹿市は845件で約1600万円でありました。ところが、近隣で寄附額が高いところを見てみますと、菊池市では１万1424件の約１億7500万円で、山鹿市の約10倍、南関町では4448件の約１億500万円、玉東町に至っては２万6619件の約３億3700万円もあります。この差は何でしょうか。こうやって比較してみますと、本当に何かできることがあるんじゃないかと改めて感じます。

そこで、１つ目の質問として、このふるさと応援寄附金は個人住民税の寄附金控除を拡充したものであり、平成20年度の制度開始以来、既に10年が経過しております。現在まで、どれくらいの寄附があったのか、またどのような使途に使われてきたかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

冨田議員の一般質問、ふるさと応援寄附金に係ります制度開始以降の寄附金の状況につきましてお答えいたします。

まず、全体的な状況につきましてご説明します。

平成20年度からスタートしたふるさと納税制度は、平成25年ごろから寄附規模が大幅に拡大し、平成29年度には約3600億円規模となっております。これは地域の魅力的な特産品などのお礼のほか、制度普及を目的とした税額控除手続の簡素化、民間ポータルの参入による認知度の向上によるものであります。また一方では、ご指摘のとおり、各自治体による過度な返礼品の競争が問題視されるようになってきました。

そこで、総務省は、返礼品の割合は３割以下であること、返礼品は地場産品であること、返礼品や送料、ＰＲ経費等の事務費が寄附額の５割以下であることなどの条件を満たした自治体を指定し、指定を受けた自治体のみが税控除の対象となる新制度を今月からスタートしております。

本市のこれまでの取り組みといたしましては、平成28年度からインターネットによる寄附の受け付けを開始し、平成29年度に民間ポータルふるさとチョイスへの掲載、平成30年度には新たな楽天ふるさと納税を導入しております。また、返礼品につきましても50品目から100品目にふやし、寄附額増加に取り組んでいるところであります。

次に、これまでの寄附件数と寄附金額の総額でございますが、平成20年度から平

成30年度までの合計で、寄附件数3012件、寄附金額が7885万4396円となっております。なお、今年度は４月、５月の２カ月間の集計で、寄附申し込み件数が1024件、寄附申し込み金額が1421万4000円となっております。前年度の２カ月が寄附件数267件、寄附額373万1000円でありましたので、約４倍の伸び率となっており、これまでの取り組みによる効果があらわれ始めているところでございます。

また、寄附金の活用先といたしましては、第２次総合計画の基本目標であります地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出など４分野を設定しており、具体的な使途としましては農産物の販売促進や６次産業化の支援、小学校に入学する新１年生を対象にしたランドセルの贈呈、健康づくりにつながる健康ポイント事業や健康づくりフォーラムなどでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

制度開始から11年間で3012件、寄附金額約7900万円、11年間でですよ。ただ、本年度は４月、５月の２カ月間で寄附申し込み件数が1024件、寄附申し込み金額が約1420万円と、新たな取り組み効果があらわれているようでございます。

それでは、ふるさと応援寄附金を考える上において、寄附金がふえることを考えることはもちろんですが、逆に山鹿市民が他市町に寄附をされ、税額控除により収入減となった額を差し引きで考えなければ、実質的に増加しているかわかりません。

そこで、２点目として、山鹿市において寄附金の歳入に対する税額控除の状況についてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、寄附金額と税控除の状況につきましてお答えいたします。

本市のふるさと応援寄附金の実質的増加額につきまして、本市へのふるさと応援寄附金額と、市内の方が他自治体に寄附されることで市民税の一定額が控除されます寄附金税額控除の差し引き額につきまして、過去３年分申し上げます。

平成28年は寄附金額1065万4000円に対し、市民税控除額408万7000円、差し引き額は656万7000円です。平成29年は寄附金額1721万8001円、控除額982万5560円、差し引き額は739万2441円です。平成30年は寄附金額2640万9725円、控除額が1236万

1359円となり、差し引き額1401万8366円となっております。本市のふるさと応援寄附金につきましては、実質的に増加している状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

実質的に増加しているのはわかりました。ただ、寄附額、差し引き額にしても他自治体に比べると、何かしら桁が一つ少ないように感じたところです。

最後になりますが、全国の各自治体があの手この手でＰＲをしている状況の中、山鹿市においてもふるさと応援寄附金のＰＲをする必要があると思いますが、山鹿市においては募集に係る広報費が現在に至るまでほとんど支出されていないようです。私は個人的には、それなりのことをするならば、それなりの費用が必要と考えております。

そこで、３点目の質問として、ふるさと応援寄附金はこれからも貴重な財源であることを考えますと、何かしらの対策が必要と考えますが、今後、ふるさと応援寄附金をどのようにしていきたいかお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

今後のふるさと応援寄附金の取り組みにつきましてお答えをいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたが、今月から返礼品や事務費の上限が定められたことにより、これからは華美な返礼品や過度なＰＲは制限されます。本市としましては、統一されたルールのもと、最大の効果を上げられるよう、あらゆる対策を講じてまいります。

まず、ＰＲに関しましては、都市圏の県人会への働きかけに加え、主な申し込み先であるインターネットを活用した情報発信に努めてまいります。あわせて、地元で人気の特産品を返礼品に加え、また寄附者に本市においでいただき、温泉や食などの地域の観光資源を生かした体験などによる返礼品の充実にも取り組んでまいります。

このような取り組みを地元事業者と協力しながら行い、本市のふるさと応援寄附金を盛り上げ、個性豊かで活力あるふるさとづくりに努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

先ほど、ルールを無視した自治体の話をしましたが、その報道の際、ある報道番組のコメンテーターが、「地場産品がなければ、おもてなしを商品化したり、体験をパッケージ化するなど、魅力というものは今からでもつくればいいんですよ。」ということを話していました。私はこの話を聞いたとき、これこそ地方創生だと思いました。山鹿市には、心配しなくても誇れる地場産品はたくさんあります。そういった部分での他市町との差別化は図れますが、差別化を図らなくても寄附金の返礼品として山鹿市に来られた方がおもてなしを受け、山鹿市に来てよかったと思えるようなことをするのも一つの手だと思います。先ほど答弁にもありましたように、組み合わせるのは史跡だって温泉だってあります。そのためには事業所や知識との連携が必要であります。ふるさと応援寄附金をきっかけに、行政や地域、事業所などが一体となり地域活性化を図りつつ、寄附金もふえるような、最近よく耳にしますウィン・ウィンな関係になることを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時より再開いたします。

午前11時55分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

議席番号４番、勢田　昭一であります。

私は、議員となりまして５つの公約を掲げて、日々、議員活動に頑張っております。先般の３月定例会では、一般質問でその中の３つの公約について質問をいたしました。今回は、その残りの１つである、障害のある皆さん、高齢者の皆さんが安心して暮らせる支援をするという公約について質問をいたします。

では、発言通告に従い、一問一答でお願いをいたします。

１番目の質問は、本題に入る前に、共通認識の質問をいたします。

今、日本は今までに経験したことのない人口減少、高齢化が迫っています。それをどう解決し、日本を継続するか、あるいは日本人の英知を結集し、この問題を解決しなければならない状況にあります。本市でも、この問題の現状を共通認識することが大切だと考えます。

私は、昨年の９月定例会におきまして、山鹿市における人口減少の数値を確認しました。住民基本台帳をもとに算出された人口は、平成17年３月には総人口５万9785人が、平成30年３月では総人口５万2670人となり、この13年間で7115人が減少したという数字があらわれてきました。この7115人というのはこの１市４町の中で菊鹿町がなくなったという人口に比例をいたします。そういった人口減少が7000名もあるという中で、毎月の統計発表を見ますと世帯数はさほど変わってなくて、２万件前後を横ばいの状態であるということに着目をしました。

そこで質問です。平成17年３月、平成30年３月の旧１市４町の行政の数と平均世帯数はどれだけでしょうか、その点を１点目に伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

勢田議員の一般質問、人口減少と高齢化の現状と課題についての、旧市町における行政区の数と平均世帯数についてお答えいたします。

住民基本台帳によりますと、平成17年３月末時点で、山鹿市全体で267行政区、１行政区当たり平均77世帯に対し、平成30年３月末時点では、258行政区、１行政区当たり平均84世帯となっております。旧市町ごとに申し上げますと、山鹿地区におきましては、124行政区、平均98世帯から115行政区、平均113世帯となっております。

旧町におきましては、行政区数に変化はございませんので、現在の行政区数と平均世帯数の状況を申し上げます。鹿北地区では48行政区、32世帯から31世帯へ、菊鹿地区では38行政区、59世帯から60世帯へ、鹿本地区では28行政区、108世帯から116世帯へ、鹿央地区では29行政区、53世帯から56世帯となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

旧１市４町の行政区の数と平均世帯数はわかりました。今の数字を確認しますと、13年前とほぼ変わらない行政区と世帯数であるということがわかりました。人口は減少しているのに、世帯数は現状を保っているということがわかります。このことを解釈すれば、以前は３世代同居であった部分が核家族化をしているということが言えると思います。

では、もう少しこの行政区のことについて質問をいたします。

私の調査では、先ほど250幾つの行政区がある中でということでありましたが、一番小さい行政区は３世帯というのがあります。これでは集落の機能が十分に果たされているかとても心配です。そこで、行政区の統合促進などは行われたのか伺います。

また、人口減少に伴う行政区は、高齢化がだんだん進んでおります。そのことはこれまで続けてこられた先人たちの歴史を終わらせると言っても過言ではありません。そこで、行政区、すなわち住民自治機能の課題は何か。

以上、２点について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

勢田議員の一般質問、行政区の統合はできるのか、また行政区の課題は何かについてお答えをいたします。

行政区の統合につきましては、平成23年度から平成26年度までの４年間を計画期間とした山鹿市行政区再編推進計画を市嘱託員連合会と共同で策定し、行政区の統合を推進してまいりました。この取り組みによりまして、16の行政区が７つの行政区に統合され、合併時267あった行政区が現在258行政区となっております。現在も行政区の統合につきましては、地域生活課において、統合の進め方等、常時相談をお受けしているところでございます。

続きまして、行政区の課題は何かについてお答えをします。

行政区の課題としましては、人口減少、高齢化であると考えております。このことは伝統文化の継承、生活道路等の維持管理、防犯対策、地域福祉など、住民自治機能が十分発揮できなくなる可能性もあると考えております。平成27年に実施しました嘱託員アンケートでは、行政区運営の課題として、地域住民の高齢化、役員の負担増及び資金不足などが挙げられており、現在もその状況に大きな変化はないと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

行政区の統合促進は、過去に推進されたことがあったということでわかりました。

今後統合を考える、先ほども言いましたように、１行政区３戸しかない行政区がある中で、今後、統合をどう進めるかということも一つの課題ではないかと考えます。そういった面でも、答弁にもありましたように、地域生活課で常時相談を受け付けているということも確認できました。

次に、行政区、すなわち住民自治機能の課題については答弁のとおりだと思います。ただ、自分自身もこの行政区の中で生活をしており、具体的な例を挙げますと、春・秋の道づくり、それから隈部館跡の年３回の草切り、甘酒祭り、あるいは高齢化によって子供さんのほうに行くからということで、空き家になっている部分が非常に多うございます。それから、最近、高齢者の事故がふえております。そういった意味でも、もうやっぱり危なかけん車の免許ば返納せにゃいかんなあとかいうことで、それぞれ不安の中でその行政区の中で生活しているのが現状でございます。

では、そういった点を考えて、高齢者の皆さんが安心して暮らせる支援について質問をいたします。

最初に、これまで先人たちがきれいに管理してきた道づくりです。この道づくりも高齢化が進み、また作業する人員が減少して、今までやれていた土手などの草切りが困難になってきています。そこで、道づくり、草刈り作業の対策について伺います。また、雑草の抑制方法、またその財政的な支援についても伺います。以上です。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

高齢者の皆さんが安心して暮らせる支援についてのご質問の１点目、道づくり、草刈り作業の対策についてお答えいたします。

市道の管理、特に除草につきましては、交通量が多く、作業中危険を伴うような幹線道路などは行政管理として進めておりますが、そのほかの地域生活に密着した道路はその実情を踏まえ、行政による管理以外に地域の方々が一体となって適切に管理していただいている状況であります。

また、議員ご指摘のとおり、高齢化により地域活動などで作業のできる方が減少している傾向にあり、今後の深刻な行政課題の一つではないかと危惧いたしております。

今後は、除草作業の負担軽減を図るため、防草シート張りやコンクリート張りなどの防草対策の支援や地域のニーズに合った支援を研究してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、高齢者の皆さんが安心して暮らせる支援についての道づくり対策、農道の草刈り作業についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年、農村部におきましても高齢化が進み、各地域で対応していただいております農道管理については、草刈り作業等の人員確保が厳しい中、適切な管理をいただいている状況でございます。

まず、ご質問の１点目、雑草の抑制方法としましては、景観に配慮した芝などの植栽や防草シートを張るなどの方法により、草刈り作業の軽減に取り組まれている地域もございます。

次に、２点目の財政的な支援としましては、ご質問いただいております農道の草刈りや水路の泥上げなどの保全活動、農道や水路等の軽微な補修を行う共同活動及び施設の長寿命化の活動に対して活用できます多面的機能支払交付金事業がございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

市当局も、道づくりのこともきちんと考えておられることを確認できました。ただ、これから10年後どうなるのかなという心配はいたしております。ぜひこの問題についても、将来的なビジョンを考えていただくようにお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、先ほども言いましたように、それぞれの行政区では空き家が大変ふえております。全国でも今856万件、1958年には全体の２％、それから1998年には

全体の11.5％、2013年には全体の13.5％まで増加の一途をたどっております。私自身、自分の議会報告を配布するために年４回、菊鹿町の六郷地区を755戸を手配りで回っております。回るたびに空き家と思われる物件がふえていることを強く感じます。その原因は、それぞれの家庭の事情によると存じますが、増加の傾向にあると考えます。ご案内のとおり、平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立をしました。この法律でも空き家の実態調査、空き家所有者への適切な管理指導などが定められています。

そこで質問です。市内における空き家の数と今後の対策について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

勢田議員の一般質問、空き家対策についてお答えいたします。

まず、本市の空き家数でございますが、平成28年度に空き家の有効活用と適正管理を推進するため、目視による空き家実態調査を実施いたしましたところ、山鹿地域613件、鹿北地域95件、菊鹿地域108件、鹿本地域108件、鹿央地域88件、合計1012件の空き家と推測される物件があり、その中で一部改修すれば利用可能と思われる物件を含みますと、利用できる物件として541件を確認いたしております。

また、利用できる空き家につきましては、平成25年度から空き家バンク制度を立ち上げ、有効活用に取り組んでいますが、空き家の登録数の増加につながっていないのが現状でございます。

今後も空き家対策の一環として、広報紙やホームページにて空き家バンク制度の周知を図り、登録を促すとともに、不動産関係など民間団体と連携した新たな組織を設立し、空き家の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありましたように、山鹿市内に空き家と思われる物件が1000件以上あるということがわかりました。今答弁のとおり、これからはその空き家をどう有効活用するかが課題だと感じます。この課題は、行政区にとっても大きな問題となると考えます。というのは、先ほどありましたように、取り壊すのか、あるいはもう防犯・防災の面からも考えるべき時期に来ているということを感じております。どう

かこの空家等対策の推進に関する特別措置法に定めてあることを推進していただきたいと考えております。ぜひお願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

今、高齢者の事故が全国各地で多発をしております。免許証返納を考えている高齢者も多いと考えられます。そこで、ことしの３月の定例会で北原議員の質問とダブると存じますが、本市における交通事故の発生状況と免許証の自主返納者への対策について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

勢田議員のご質問についてお答えいたします。

まず、現在の本市におきます交通事故の発生状況についてご説明します。

本年１月から５月末現在で、人身事故の発生件数は41件、対前年比マイナス21件、負傷者数が59人、対前年比マイナス24人、死者数については１名と、同数で推移しております。また、65歳以上の高齢者が第一当事者となる人身事故につきましては17件、対前年比マイナス３件と、減少傾向でございます。しかしながら、全国では痛ましい事故も起きておりますので、現在、市のホームページ、やまがメイト及びデタポンによる注意喚起を行っているところでございます。

次に、本市における運転免許証自主返納者の状況についてご説明します。

これはさきの３月議会においてお答えしておりますが、平成28年106名、平成29年131名、平成30年は172名と、増加傾向にあります。また、本年に入りまして、５月末までに95名の方が自主返納されており、前年同期と比べまして21名増と、今後も増加するものと思われます。

今後につきましては、各地で高齢者による重大事故等が多発し、免許証の自主返納に対する機運等も高まっていることから、山鹿地区交通安全協会等の関係機関と連携し、広報紙等を通じて交通安全に関する注意喚起を促すとともに、免許返納の手続の周知と自主返納に関する優遇制度の周知を図ってまいります。あわせまして、自主返納をされた方への支援につきましても、関係部署と十分協議を深めまして、安心安全のまちづくりに努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今回は、行政区の高齢者の皆さんが自動車運転に自信がなくなってきていると。そしてやっぱり自主返納をしたいということについての対策について、絞って質問をさせていただきました。ただ、この自主返納ということについて、いろんな課題がいっぱいあるかと思います。今、総務部長の答弁にもありましたけれども、例としては栃木県の鹿沼市ですが、そこでは免許証を自主返納された方に終身無料乗車券を発行されて、電話一本で無料バスが来るというシステムをとっておられます。無料バスというのは、10人乗りのワゴン車が適時来るということでしたので、そういった考えもやっぱり必要だなということを感じました。ですから、菊鹿町辺りでもあいのりタクシーがありますけども、そこら辺にはいろんな規定がございます。こういった意味で、高齢者の免許証の自主返納とあわせて、そういった返納後の対策をどうするのかということをぜひ考えていただきたいと考えます。

今回の一般質問でいろんな部署との相談をしてきましたけども、やはり今から先はそれぞれの部署を越えて、やっぱり横のつながりの中でこういった問題をどうするかというのを、やっぱり考えていく時期に来ているということを感じております。そういった意味でも、山鹿市の公共交通機関を考える協議会辺りもあるかと思いますが、そういった中にも高齢者の自主返納をされた後の対策というのを十分に、そして菊鹿、鹿北みたいに、市内から離れている地域の皆さんにどう公平に交通手段をやっていくのかということも考えていただきたいと思います。そういった面でも早急に対応・対策をお願いしておきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、障害のある皆さんが安心して暮らせる支援をしたいということでございます。障害のある方が外出をされるときに、一つの不安がトイレだと考えます。ことし、こんな光景に出会いました。それは、山鹿市の墓地公園において、花見をされるデイサービスやショートステイのお年寄りの方や車椅子の障害のある方が、施設の職員さんと一緒に花見をされておられました。花見に来られた方々はとても楽しそうで、にぎやかな声が聞こえていたことを覚えております。そういった花見の楽しみの中で、施設の方にどうしてここの墓地公園の花見に来られたんですかということをお聞きをしました。そうしたら、施設の方は、障害者のトイレがバリアフリーで整備され、ゆっくり安心してできますということでございました。ああそういうものだなということで、私もつくづく感じた次第でございます。

では、質問です。山鹿市内の公園内トイレのバリアフリー化は進んでいるのか、その普及率はどれだけか。また、今後の取り組みについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

勢田議員のご質問、公園内トイレのバリアフリー化についてお答えいたします。

まず、都市計画課が管理を行っている公園の位置づけとしまして、主に市街地にお住まいの方が利用される街区公園や広く住民の方の運動の場として利用される運動公園など、都市公園法に基づいて設置される都市公園と河川公園あるいは農村公園といった都市公園以外の公園・緑地などに大別することができます。これらの公園につきましては、良好な都市環境の形成、住民のレクリエーション空間の確保、災害時における避難場所、あるいは生物多様性の確保など、公園ごとに設置目的とその目的に応じた施設機能を有しております。現在、市内68カ所の公園、緑地、広場などを管理しており、そのうち地理的条件や利用状況から、27カ所にトイレを設置しております。

議員お尋ねの公園内トイレのバリアフリー化につきましては、障害者や高齢者の方などの社会生活における物理的な障害を取り除く上で、大変重要な取り組みであると認識しているところでございます。とりわけ車椅子を利用される方に配慮したトイレの設置につきましては、昨年度に整備を行った楢の迫公園を含めまして、14カ所が完了し、約52％の普及率となっております。また、今年度におきましては、老朽化対策として実施する長田公園の更新工事の中でも、既存トイレのバリアフリー化を図ることといたしております。

今後の取り組みつきましては、公園施設の長寿命化計画等に基づいた老朽施設の改修とあわせまして、広くさまざまな利用者の方に配慮しつつ、公園機能が効果的に果たされるよう施設整備に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁をいただきましたけれども、都市計画課の所管するトイレの普及率、あるいは今後の取り組みについては理解できました。

先ほども説明がありましたけれども、他の所管においてもバリアフリー化をお願いし、あわせて障害のある皆さんが安心して郊外に出られる機会、外出の機会が多くつくられることを願っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、障害のある方の会議についてであります。障害のある方の会議が日曜日によくあるとのことでございますが、その交通手段であります。当日はご家族が仕事で送迎が難しいということがよくあると聞かれます。ご案内のとおり、あいのりタクシーなどは日曜日は運行されておりません。そこで、そういった公的な会議へ行く交通手段はないのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

勢田議員のご質問、障害のある方についての日曜日の会議出席のための交通手段についてお答えをいたします。

まず、基本的には、障害のある方が出席する必要のある会議につきましては、その交通手段につきましても会議の主催者が配慮を行うべきであると考えております。このような配慮については、平成28年４月より施行されました、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法でございます。その法律の中の合理的配慮として、公的機関に限らず求められているものでございます。

本市におきましても、この法律の内容や合理的配慮の必要性について、市民向けセミナー等を開催するなど周知を図ってきているところでございます。

また、日曜日に限らず、日常の外出につきましては、家族による送迎等の手段がない方に対する外出支援としまして、山鹿市障害者外出支援タクシー利用助成事業により、タクシーや福祉タクシーの利用に要する費用の一部を助成しております。

本事業の助成要件としまして、身体障害者手帳においては視覚障害または上肢・下肢・体幹、もしくは呼吸器の障害で１級・２級の方、療育手帳においてはＡ１、Ａ２の方、精神障害者福祉手帳においては１級をお持ちの方で、在宅にお住まいの家族による移送及び路線バス等の利用が困難な住民税非課税世帯の方となっております。助成額はお一人当たり年額１万9200円でございます。平成30年度の実績としまして、利用者43人、利用額59万4000円となっております。

また、同様のサービスとしましては、高齢者の方へも山鹿市高齢者等外出支援タクシー利用助成事業により、タクシーや福祉タクシーの利用に要する費用の一部を助成しております。この事業の平成30年度の実績としましては、実利用者181人、利用額277万8000円となっております。

このほかにも、法に基づくサービスとして、障害支援区分に応じて利用できるサービス、同行援護、行動援護、通院等介助、通院等乗降介助がございます。また、介護保険で要介護状態区分に応じて利用できるサービスとして、通院等乗降介助、

介護タクシーがございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありましたように、障害を持たれる方がいつでもどこでも行けるような、そういった手段というのはあることがわかりました。でも、やはり障害のある方だけではなく、やはりいつでもどこでも行ける、そんな交通手段の整備をぜひお願いをしたいと考えております。

先ほどの高齢者の自主返納後の対策、それから今、障害のある方の日常的な交通手段についてお伺いをいたしました。先ほども言いましたように、山鹿市全体としてこういった交通手段について、横の連携をとりながら、どういった対策があるかということを、ぜひ考えていただきたいと思います。その点を強く要望しておきます。

では、最後の質問に移ります。

ご案内のとおり、神奈川県川崎市では５月28日午前７時45分、スクールバス停の襲撃事件が発生し、小学生１名、保護者１名がお亡くなりになりました。また、滋賀県大津市では、５月８日午前10時15分、保育園児の散歩中に県道交差点で車が突っ込み、園児２人が亡くなられました。亡くなられた皆さんのご冥福を心からご祈念申し上げます。このように、子供が犠牲になる悲しい事件を初め、悲惨な事故が多発をしております。そういった意味で、この事件後、山鹿市におけるスクールバスの乗降の安全対策、また通学路の点検などはどうなっているのか、以上２点について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

勢田議員の一般質問、子どもの安全支援についてお答えいたします。

各学校におきましては、日ごろより児童生徒の命を守る視点から、これまでも交通事故などの未然防止に積極的に取り組んでいるところでございます。

ご質問の１点目、スクールバス乗降の安全対策につきましては、５月末に発生した川崎市での事件を受け、直ちに各学校へ児童生徒の防犯対策についての注意喚起を行い、後日、文書による通知も行ったところでございます。

今回の事件は、安全と言われていたスクールバス通学での事件であり、個別での対応は非常に難しいと考えますが、学校ごとに防犯活動に取り組んでいるＰＴＡ等を地域防犯ボランティア団体として山鹿警察署に登録することで情報共有を進め、防犯体制のさらなる充実を図るとともに、教育委員会が所管をする公用車を青色防犯パトロール車に登録し、事故・事件の多発する時間帯等にパトロールを行い、抑止につながるような計画も進めているところでございます。

また、警察、学校、教育委員会等の関係者で組織をする山鹿地区学校等警察連絡協議会には、登下校時における防犯対策についての連携強化を目的とした意見交換、調整を行う機会を設けていただくように要望をしているところでございます。

次に、２点目のご質問、通学路の安全点検についてお答えいたします。

毎年、年度当初に通学の経路及び危険と思われる箇所について、教育委員会への報告を各学校に求めており、その後、小学校については毎年８月に警察や国、県、市の道路管理者、学校や保護者代表等による、危険と想定される箇所の合同点検を行い、危険箇所の解消に取り組んでいるところでございます。

また、５月に発生した大津市の園児死傷事故を受けた緊急対応として、通学路の中で主に交差点等における侵入防止ブロック設置の有無や縁石が低いなどの項目について、６月末を期限として危険箇所の確認調査を各学校に依頼中でございます。

そのほか地域においても、登下校時の見守りや付き添い、登校指導等にご協力をいただくとともに、各学校より通学路における危険と思われる箇所の改善要望があった場合は随時対応を行い、通学路の安全確保に努めているところでございます。

今後とも、スクールバスの乗降を含めた通学路の安全対策については、地域の皆様へ引き続き連携・協力をお願いし、地域全体で児童生徒の安全を見守る取り組みをさらに充実してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁にもありましたように、事件後、すぐに対応をしているということで安心をしました。また、子供たちの通学路の安全点検も定期的に行っているということにつきましても安心をいたしております。いつも中嶋市長は、子供は地域の宝だということで強く言われております。そのことを、やはりこういった事故から子供たちを守る、ここにも重点施策を、ぜひお願いをしておきたいと考えております。

今回の一般質問は、私の公約の一つである、高齢者の皆さん、それから障害のあ

る皆さんが安心して暮らせる山鹿を支援するということを中心に行いました。今、山鹿市も人口減少と高齢化が進んでいることを共通認識し、各行政区では今までなかった大きな課題、道づくり、空き家、交通手段、伝統行事などが寄りかかってきていることがわかります。これらの課題を一つの行政区の問題として捉えることなく、山鹿市の総合戦略としての将来的なビジョンを考える時期に来ているということを確信いたします。

これまで国は、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法など、昭和45年から政策をとってきております。今は過疎地域自立促進特別措置法が令和２年まで延長されています。このような政策を活用しながら、未来を担う子供たちにすばらしい山鹿をバトンタッチできるよう頑張る決意を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時43分　散会

～～～

６月１７日(月曜日)

令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和元年６月17日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．立山　大二朗

一般質問

（１）児童館・学童保育の現状と課題について

（２）公共施設等の多言語・多文化対応について

（３）灯籠祭等各種イベントと子どものかかわりについて

２．芋生　よしや

一般質問

（１）国保税の引き下げについて

①３月定例会での市長答弁の意図は

滞納状況、国保の構造的問題についての見解

②国保税が大幅に引き上げられてきた要因は何か

③国保・協会けんぽの算定方法の違いと問題点

④国保制度・皆保険制度を守るための対策

⑤山鹿市における国保税引き下げの緊急対策

（２）山鹿市の自然・環境を生かした取り組みについて

①市の観光情勢

②南小国町ドローン手形

③市の自然・環境を生かした観光誘致・集客

３．北原　昭三

一般質問

（１）防災・減災の取り組みについて

①防災拠点

②液体ミルクの備蓄等

（２）新生児聴覚スクリーニング検査の公費負担について

（３）道路整備の効率化について（診断システムの導入等）

（４）おくやみコーナー設置等について

４．有働　辰喜

一般質問

（１）山鹿市物品購入契約等の入札情報公開について

（２）スクールバス運行管理業務委託について

（３）鹿央地域のまちづくりについて

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君

副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
経済部首席審議員	木下　実君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
防災監理課長	木村隆男君
市民課長	山城一夫君
健康増進課長	徳丸和孝君
国保年金課長	徳永謙吾君
商工観光課長	吉岡　隆君
建設課長	松尾正都君
教育総務課長	藤本敬輔君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。立山　大二朗君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

それでは、発言通告により一般質問をします。

令和の御代を迎えて初の質問ということもありまして、特に将来的な投資である教育分野、またそれにかかわるような質問をする所存です。本日は、３項目について質問します。それぞれ一問一答にてお願いします。

では、まず児童館・学童保育の現状と課題について質問をします。

児童館というと、放課後に子供が遊びに行くところといった認識をお持ちの方も多いと思いますが、児童館は児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、全て国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならないという児童福祉法の理念に基づき設置されている児童福祉施設でございます。児童という名前はついておりますけれども、皆さんご存じのとおり、児童福祉法により18歳未満までの全ての子供を対象としている施設です。呼称としては一まとめにすることが多いんですけど、児童館ということでですね。実は３パターンありまして、小型児童館、児童センター、大型児童館と大きく３つに分けることができます。

児童センターというのは、よくある普通の小型の児童館の設備に加えまして、体力増進のための遊戯室やあと運動用材などが要求されます。大型児童館というのは、これは都道府県レベル、広域レベルの話ですので今回の質問では省きます。何にせよ子供が放課後を過ごす場所といった意味合い以上に、社会的な規範を学び、友達を見つけ、あるいは体力を養う場所であり、さらには子供の貧困対策や要支援家庭への対応、さまざまな取り組み、配慮、工夫により行う機能も持っております。

また、もう一方の学童保育、こちら正式には放課後児童健全育成事業ですが、こ

ちらは児童福祉法第６条３の第２項に基づき設置されるもので、小学校に就学している児童を対象としています。こちらは小学生ですね。こちらはお仕事をされている保護者の方が小学生のお子様を安心して預けられるという機能があります。児童館において学童保育を行っているというケースも非常に多くあるわけです。

さて、ここまで児童館と学童保育の大まかな定義について申し上げましたが、まず本市における児童館・学童保育の利用状況、開館時間や利用者数、登録者数などについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

立山議員の一般質問、児童館・学童保育の利用状況等についてお答えいたします。

児童館は、地域の18歳未満の子供を対象に、健全な遊びを通じて健康を増進するとともに、情緒を豊かにし、児童の心身ともに健やかな育成を図ることを目的とする施設でございます。

本市の児童館は、第一児童館、児童センター、中央児童センター及び鹿本児童館の４つ。開館時間は午前９時から午後５時までで、日曜日と祝日及び年末年始の６日間は休館日となっております。

それぞれの児童館の昨年度利用者数は、第一児童館が2214名、児童センターが1134名、中央児童センターが3789名、鹿本児童館が１万６名、合計１万7143名でございます。

各児童館では、遊びを通じて子供の自主性・社会性・創造性を育て、また異年齢との交流を図り、喜びを共有できる仲間づくりを支援しているところでございます。

一方、放課後児童健全育成事業、通称、学童保育につきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象として、平日の放課後や長期休暇期間等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的とした事業でございます。

開所時間は各クラブによって違いがございますが、平日は放課後からおおむね午後６時まで、土曜日及び夏休みなどの長期休暇中はおおむね午前８時から午後６時まで利用できます。

なお、本市では12校区全ての小学校区に、全部で20の放課後児童クラブを開設し、年間通して利用する児童と、夏休みなどの長期休暇のみ利用する児童を合わせた登録者数は731名でございます。学童保育の運営は、各小学校区ごとに設置されている放課後児童クラブ運営委員会に業務委託しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

まずもって、私は本市の子育てや教育に対する施策は、おおむね手厚い部類だと認識しております。今回の質問に関して言えば、学童保育で障害児への補助が手厚い、そういったところなど非常によいことだなと存じております。

さて、日曜日と祝日及び年末年始の６日間は休館日とご答弁いただきましたが、平成26年厚生労働省令第63号というのがあります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、こちらでは参酌すべき基準として、必須ではないけれど、ぜひしたほうがいいというところで、開所時間は原則平日３時間以上、また土日、長期休業期間等は８時間以上となっております。これは同省令でいうところの従うべき基準というものではないんですが、やはり核家族化が進み、また働き方も多様化しているこの現代におきまして、日曜日や祝日に児童館を利用したいという保護者の方はかなりの数が見込まれるものと考えます。

とりわけワーキングマザー、働く女性にとって非常におそれられているものがありまして、小１の壁と言います。これは保育園時代よりも、仕事と子育ての両立がしづらくなることを言います。学童保育は小学生になるまで通うような保育園、幼稚園よりも運営時間がそもそも短い、長期休暇にはお弁当を持参しなければならない、そういった問題もあるわけです。その一方で、仕事ではもう保育園から小学校に進学したんでしょうということで、結局、職場の理解などがちょっと及んでいないところでは、どうしても時間短縮勤務が切れてしまう。そういったケースも非常に多いわけですね。実際、小学校に上がると、いろいろＰＴＡの行事ごととかも多いわけですよね。そんな中で働いている保護者の方というのは、一生懸命時間を捻出されているわけです。ですから、ワーキングマザーと先ほど申しましたけれども、女性に限らず男性、子育てをする男性にとっても問題ですし、また子育てのために勤務形態の変更を余儀なくされ、それで退職につながるというケースも全国的にも多々あるというふうに聞いております。これはいろいろな事業者、会社など、事業所を経営している事業者にとっても貴重な働き手を失うことになりかねないというふうに認識しております。ですから、これは教育や福祉のみならず、経済問題でもあるというふうに考えられます。

子供にとっては、保護者の方が不在の日や不在の時間に安心して遊んだり、遊べたりする場所が確保されている必要もあるということで、そこで児童館・学童保育

の利用者目線に沿った開館時間及び休館日の見直しについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

立山議員のご質問、児童館・学童保育の利用者目線に沿った開館時間及び休館日の見直しについてお答えいたします。

まず、児童館の開館時間及び休館日についてでございます。

児童館の開館日数や開館時間は、地域の実情に合わせ設定しているところですが、今後、児童の利用を促進するため、地域や保護者の理解を得た上で、利用者のニーズに沿った開館時間や休館日を設定していきたいと考えております。

次に、学童保育の開所時間についてでございますが、学童保育の運営は放課後児童クラブ運営委員会に委託して運営していただいているところでございます。開所時間は各クラブで違いがございますが、保護者からのニーズに基づき時間を設定しており、開所時間以降は延長保育により対応していただいているところでございます。また、休日は子供たちが遊びや学習などができる場や高齢者、地域住民が気軽に立ち寄り、子供たちを見守りながら世代間交流を図ることを目的に、みんなの居場所づくり事業として１カ所の学童保育をモデル的に実施をしております。

今後、さらなる延長が必要となった場合や休日開所の要望があった場合は、運営母体であります運営委員会と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

みんなの居場所づくり事業ということで、高齢者、地域住民と子供たち、見守りの部分なんかも合わせてされているという大変すばらしい取り組みで、本当こういった取り組みがどんどん広がっていくことが、また高齢者にとっても非常に生き生きとまちのためにも貢献できる、生きがいができるということにもなりますし、またいろんな伝統の承継というところにつながってくるのかなと思いますので、大変すばらしいことだと考えます。

肝心の児童館について、利用者のニーズに沿った開館時間や休館日に設定していきたいとのご答弁でございました。学童保育に関しては、時間外は延長保育による対応とのご答弁でしたけれども、19時までの受け入れが前提となっていれば、その

延長分保育料という負担もなくなってくるので、利用者にとっては本来やっぱり19時というものが、そもそも学童保育に関しましては国や県からの19時までの受け入れ、長期休暇の受け入れ、６年生までの受け入れ、この３点セットがあるものと聞いておりますので、これはそれぞれの運営委員会のお考えとかもあるところでしょうが、運営委員会や運営法人に対して、19時までの受け入れ、長期休暇の受け入れ、あわせて６年生までの受け入れですね、結構５・６年生は対象外になることもあったりしますので、ぜひ行政からご提案、推奨をどんどんしていただければいいのかなと存じます。

ここまで利用状況や時間等について伺いましたが、この項目の最後に、情報発信や児童館の施設そのものについて尋ねたく存じます。

試しに、山鹿市、児童館というキーワードで検索をネットでしますと、山鹿市ホームページ上の児童館のページがトップには出てくるんですよ。そのページにある情報なんですけれども、まず児童館の概要、設置目的とか簡単な説明があります。あと開館時間、休館日、あと４つある児童館の名称、住所、電話番号などが記載されています。あとその児童館のいろんなイベントをやったりするときの利用申請書のフォームがダウンロードできるようになっております。必要最低限の情報はあるんですが、果たしてここのページ、山鹿市児童館というのを検索されてきた保護者の方にとって、本当に有益な情報と言えるでしょうか。できれば、やっぱり各児童館の特徴やどのような活動をされているかなど、もっと具体的な情報を期待して検索されてきているものと考えますが、いかがでしょう。また、住所だけではぴんとこないと言いますか、できれば地図だったり、地図のサイトへのリンクだったり、そんなものがあってしかるべきではなかろうかと考えます。

また、山鹿市、学童で検索した場合は、同様に山鹿市ホームページ上の放課後児童クラブについて（放課後児童健全育成事業）のページが検索トップに表示されまして、そちらを閲覧しますと、またこちらも活動内容の簡単な概要がありまして、放課後児童クラブ一覧のＰＤＦへのリンクが張ってあります。要するに紙の資料を一枚まとめたようなものが出てくるわけですね。ちょっとシンプルすぎるような気がするんです。一覧を見れば、対象の小学校、ここの放課後児童クラブはここの小学校が対象ですよと、そういったものや連絡先がわかるようになっていますが、ここもちょっと改善の余地があるように存じます。そこで、ウエブや紙媒体を含めた情報発信の状況やお考えについて伺います。

さらに、市内４児童館に関しましては、これは見るからに老朽化している状況ですが、現状は子供たちが放課後等に利用するに適した場所となっているでしょうか。児童館未設置の自治体というのは、確かに全国に幾らかあるんですけれども、本市

は早期から整備されて、大変すばらしいことだと存じます。しかし、耐震性の問題や十全な活動場所の確保など、やはり問題点が顕在化していることは否めません。もちろん予算や利用状況から、そのままの位置で短期間にすぐ改築とか修繕とはいかないものと存じますが、そろそろ既存の設備について検討を要するものと考えます。

ところで、文部科学省は平成28年６月に閣議決定されましたニッポン１億総活躍プランに基づき、地域学校協働活動推進事業に取り組んでおります。これは学校が抱える課題の複雑化・困難化、今までの一般質問でもいろいろお尋ねしてきましたけれども、本当にそういった社会的課題の解決を目指すとともに、これからの社会のつくり手となる子供たちに社会や地域と向き合い、かかわり合いながら学ぶ機会を与える社会に開かれた教育課程、こちらの実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく、地域学校協働活動、これを積極的に推進していくことが必要ということなんですけれども、目標として令和４年には全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置するものとしております。また、平成27年からは放課後子ども総合プランと称しまして、共働き家庭等の、先ほど申しました小１の壁、こちらを打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう一体型を中心とした、厚生労働省の事業である放課後児童クラブ及び文部科学省の事業である放課後子供教室、こちらの計画的な整備を進めるものとしています。ここでいう一体型というものは、全ての児童の安全安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施するものです。放課後に小学校から学童保育を実施している場所へ移動する必要がなく、また生活の場である学童保育、保護者の方が働いていらっしゃるから家にいてもしょうがないと、だから来るわけですよね。そういう生活の場である学童保育と学習体験活動の場である放課後子供教室が連携していくということで、子供にも保護者にも、ひいては地域にも大変メリットの多い施策であると言えます。具体的には東京都の小平市、千葉県柏市、ちょっと大きいんですけれども、などで既に先進的な取り組みがされております。

先日の服部議員のご質問にもありましたように、例えば山鹿小学校等では余裕教室が確保できる状況にないというのはもちろん理解しておるんですが、やはり教育の質の向上、利便性・安全性の担保という観点からも、学校における一体型の学童保育、こういったものは検討を要するものと存じます。

そこで、以上をまとめまして、情報発信及び老朽化施設の改善対策について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

立山議員のご質問、情報発信及び老朽化施設の改善対策についてお答えいたします。

児童館の情報発信につきましては、山鹿市ホームページ、広報やまが、やまが子育て街道ブックなどを活用し、施設の紹介や利用案内を行い、あわせて各児童館が毎月１回発行している児童館通信を市内の公共施設や学校、保育園等に配布し、行事、イベントの案内を行い、児童館の利用促進を図っているところでございます。また、学童保育では、就学時健康診断の際に各クラブの紹介とともに入所案内を行っております。しかし一方では、施設の場所がわかりにくいなどの声もあり、交通アクセスの掲載や配布範囲の拡充など、より市民の目線に立った内容に随時改善してまいります。

次に、老朽化施設の対策でございますが、議員ご指摘のとおり、児童館、学童保育の施設ともに、全体的に施設の老朽化が進んだ状況にあるため、財政面を含めたさまざまな課題を勘案しながら、見直しを進めていく必要があると思っております。

また、特別な配慮を必要とする児童の受け入れと、それらの児童が安心して過ごすことができる環境にも配慮する必要があることから、国が推奨している学校施設の利活用について検討させていただき、学童保育の環境の改善に努めてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

情報発信については、紙ベースでの資料配布をされているようですが、できればそれらの例えばＰＤＦなりが市のホームページ上にアップされているだけでも利便性の向上に寄与するものと考えます。もう保護者の方くらいの世代であれば、スマートフォンを活用されている方が多いでしょうから、行事の日程などを手持ちのデバイスからぱっと調べられるほうがよいのではないでしょうか。ぜひここはご検討いただきたいと存じます。もらってきても、結構、冷蔵庫とかに張っていたりしますけれども、学校のものであったり、いろんな地域の行事であったり、わからなくなると思うんですよね。それがやっぱりぱっと自分の手元で調べられるようになる

と、それだけでも違うのかなと。あっ今度あのイベントがあったとかですね、これはご検討をお願いします。

また、市内４児童館の老朽化について、きちんと把握され、また学校施設の利活用につきましてもご理解いただいているようですので、ぜひこちらのご検討を進めていただければと存じます。先ほども申しましたその平成26年厚生労働省令第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、専用区画の面積は児童１人につき、おおむね1.65平米以上ということがあるんですが、これもまた参酌すべき基準として記載してあります。１人当たり、それだけの面積を確保しなさいよとなっているんですが、かなり老朽化している、また結局地震のときとかでも市内でもちょこちょこと被害があっておりますので、児童館につきましては。その基準をちゃんと満たしているかどうかということもあるんですが、それはさておき、子供たちがとにかく安全に利活用できるように施設を整えていく、そういう必要があるでしょう。学童保育や地域子育て支援拠点事業などをもって、児童館の代替機能とする自治体も多々あるようですが、児童館の機能がそのまま学童保育で代替できるものではないと考えます。

以上、児童館、学童保育について伺いましたが、その山鹿の宝である子供たちのため、また子育て世代の皆様のために、検討や実行をお願いしまして、１項目めの質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

本市においては、インバウンドの施策を強化されています。実際に海外からの観光客の方を見かけることもふえてまいりました。しかしながら、案内や掲示物においては、外国語表記のものが余り存在しないように感じられます。以前の一般質問でも申しましたとおり、政府としても観光産業の収益化に力を入れている現状もあります。何にでも、どこでも外国語表記とまでは申しませんが、海外からお越しの日本語を得意としない方々に、山鹿の魅力を存分に味わっていただくためにも、早期の対応が必要かと存じます。

また、本年３月定例会で芹川議員が質問されましたように、本市でも外国人労働者の方が増加しておりますし、さまざまな施設で外国語表記の対応がなされていれば、そういった方々にも山鹿になじんだり、文化に触れたりする機会もつくっていけるものと存じます。

そこで、現状の外国語表記対応について、まず１点目に多言語対応についての現状把握、公共施設等における多言語表記について、観光施設や情報提供の部分での対応状況や市としての認識を伺います。

また、旅行客にとっては、見知らぬ土地で情報を集めることは大変重要なことで

す。インターネットや情報誌などだけでは得られない、現地に着いてから必要になる情報をどのように獲得するかということです。急に宿泊したい、例えば山鹿に観光ルートで来たけれども、あっここに泊まりたいとなったときに、その場に空いている宿まで誘導してくれたり、さまざまな希望に沿った観光施設、ロケーション、ルートを提示してくれたりするような場所があると、大変有意義であろうと存じます。

そこで２点目、外国人が山鹿に来たときに案内が受けられるインフォメーション機能の必要性、あり方について認識を伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

立山議員の一般質問、公共施設等の多言語対応とインフォメーション機能の必要性、あり方についてお答えいたします。

近年、訪日外国人の増加に伴い、多言語対応の機能を高めることはリピーター客の増加、加えて口コミやＳＮＳ等の情報発信により、さらなるインバウンド市場の拡大につながります。現在、八千代座、さくら湯、山鹿灯籠民芸館など、本市の観光施設におきましては、多言語表記の案内板、パンフレットによる対応、また市観光ホームページについては、４カ国語対応となっております。さらに、民間事業者の多言語対応に係る仕組みとしましては、本年度から実施しております宿泊施設魅力向上支援事業を活用した取り組みも予定されているところでございます。

ことしは、ハンドボール、ラグビーなどの国際スポーツイベント、さらに来年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、訪日外国人につきましては今後一層の増加が見込まれます。このことから、施設によっては音声ガイダンスの導入、多言語表記の充実など、新しい取り組みも必要になってくるものと考えます。

次に、受け入れ環境の充実、インフォメーション機能あり方につきましては、地元事業者や市民が一体となり協議する重要なテーマの一つでございます。単なる観光案内のみならず、宿泊予約、タクシー手配なども対応できるようなワンストップ機能を持ち合わせ、そして外国人のみならず、全ての人に優しくわかりやすいインフォメーション機能が求められてくるものと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

そうですね、確かにさくら湯や八千代座、山鹿灯籠民芸館などの観光施設では、多言語対応のパンフレットも用意されてはいますが、あと今ご答弁にもありました宿泊施設魅力向上支援事業などでのいろんな対応であったり、あとホームページ上においても４カ国語対応などが大変進んでいるなというのは存じております。また、多言語メニューとＷｉ－Ｆｉ整備事業というものがありますけれども、そういったもので民間事業者においても海外からの観光客に多言語で対応できるような仕組みづくりが進められていることは理解しております。その上で、例えば市立博物館の展示等においては、外国語表記の説明がない、あるいはあっても一部分の説明、看板などにとどまっているようです。これは個人的な体験なんですけれども、私が高校生のときに、灯籠祭の２日間は毎年、市立博物館でチブサン古墳でのガイドのアルバイトをしておったんですけれども、フランス人の団体客とか、いろんな個人でお見えになったさまざまな国々の方々などに、チブサン古墳がつくられた当時の時代背景であったり、あと装飾の意味、そういったものを質問されて、答えるのにいささか苦慮した覚えがあります。古代史に関心のある日本人であれば、これは古墳時代のとか、すぐ説明ができるんですけれども、理解をしていただけると思うんですが、例えば外国からいらっしゃった方に英語で例えば Kofun period（古墳時代）といったところで、果たして通じているのかどうか。例えばチブサン古墳、Chibuzan-kofun Tumulusと説明したところで、これは何だと、どれぐらい理解してもらえるのか、よくわからんなとちょっと不安になった覚えがありまして、せめて概要なりの英文説明がちょっと用意してあるだけでも理解が進むんじゃないのかなと、そんなことを思ったことを覚えております。その当時よりも、もう本当に今から20年以上前の話です。もう30年前ぐらいの話なのかな。ですから、その当時よりもはるかに海外からの観光客がふえている昨今、ぜひそういったところの検討も、重立った観光施設もそうですし、あとは観光以外の社会教育施設的なところでも対応策を講じていただければと思います。

また、インフォメーション施設について、今ご答弁いただいたんですが、これまた個人的な話として、学生時代に私がドイツに留学していた際に、休日は一人で大きなまちから小さなまちまであちこち見て回ったんですが、それなりにやっぱり観光客が来る都市には必ずインフォメーションセンターがあるんですね。ホテルの予約もそこでできるんですよ。どこが空いているとかも、すぐコンタクトをとってくれますし、あとバスや電車のダイヤを調べたり、そのまちでその日に行われているオペラやコンサートのチケットの購入ができたり、またイベントの情報提供など、

さまざまに便宜を図っていました。

もちろん本市にも観光案内をしてくれる施設が、山鹿市地域振興公社のさくら湯観光案内所、あとバスセンターにある山鹿温泉観光協会の案内所などがありますし、宿泊施設のあっせんのようなこともされているようですけれども、機能の強化をぜひ推進すべきものと存じます。さらに、ここで気になるのが、さくら湯等の案内所、果たして日本語をご存じない海外からの観光客がたどり着くことができるのかということです。どちらも日本語での看板は小さく出ているんですよね、観光案内所と出ているんですけれども、ちょっとわかりにくいのではないでしょうか。先ほど申しましたドイツのインフォメーションセンター、これはドイツに限らずヨーロッパ各国ではほぼ同様に、インフォメーションの頭文字、小文字のｉをデザインしたピクトグラム、看板や案内があるので、例えば案内所はこっちだよという掲示も町なかにあるので、だからすぐにどこでそういった観光案内をしてもらえるのかというのがわかるという利点があります。

そのように、海外からお見えになった方々に対して、案内所への誘導をわかりやすくする必要性を感じるところでございます。多言語対応のパンフレットとかありますよね、とてもきれいなパンフレットをつくっていらっしゃいますけれども、それ自体がどこに行けば手に入るのかというのが意外とわからないんですよね。何となく我々は待ち受けている側だから、観光案内所に置いておけば来るだろうと思うんですけど、その観光案内所が見つからないんですよ。さらに、さくら湯観光案内所では、韓国語の対応をしていただける、また山鹿温泉観光協会の案内所では、中国語のガイドが可能のようですけれども、そのような外国語対応がどこの施設で可能なのかをもっとわかりやすく発信する必要があるように思うわけです。ここに行けば中国語で説明してくれるんだよと、そういったところも、ご答弁で市としての認識を伺い、必要性についてもご理解があるようですので、ぜひこういった点につきましても、ご対応検討願いたく存じます。

続きまして、ただいまのご答弁にもありましたように、本市は本年、女子ハンドボール世界選手権大会を控えております。そこで、女子ハンドボール世界選手権大会の多言語、多文化対応について伺ってまいります。

本大会では、世界中から選手団を初め、応援、観戦のために、多くの方が山鹿を訪れられることになっております。先日、出場国が決定しましたが、その中のカザフスタンやセネガルは、ムスリム、すなわちイスラム教徒の方が多い国です。世界各国の選手団や応援にいらっしゃった方々の宗教上の儀礼や慣習を尊重しなければならないのですが、山鹿においては神社仏閣はもちろんのこと、たくさんありますよね。山鹿にカトリック教会とかプロテスタント各派の教会はあれども、イスラム

教のモスク、礼拝施設はないわけですね。ですので、幾らか対応策を検討しなければならないものと存じます。そのイスラム教においては、１日５回のサラートといわれる聖地メッカの方角に礼拝をする日常的な宗教儀礼がございます。丁寧に礼拝される場合は、ウドゥと言いまして、水場で口、鼻、顔、腕、髪、耳、足、これを洗うことをされるそうなんですね。結構、水浸しになるらしいんですけれども。戒律におきましては、旅行中は必ずしも礼拝しなくていいよと、そこの文化に合わせなさいよということがあるそうなので、必ずしも礼拝しなくてよいとされているそうなんですけれども、熱心な信者の方はやっぱり礼拝されるそうなので、やはり心静かに礼拝できる場所の提供など、特別な対応が必要になってくるのではないでしょうか。

また、ハラール、食事についての厳しい制限がイスラム教徒にはあります。ハラームと言われまして、禁忌の食材、豚肉やアルコールは食べちゃだめ、口にしちゃだめ。だから、アルコールが少しでも入った、例えばみりんなんかも使えないとか、豚肉をいじった、そのまな板も使っちゃだめとか、そういう厳しい戒律があるんですけれども、この食事についてはどちらかというと民間事業者の創意工夫、対応が求められるところと考えますので、今回はちょっと割愛します。

今後、東南アジア諸国にもムスリムの方がたくさんいらっしゃるんですけれども、やっぱり市内観光にいらっしゃるケースを想定する必要もありますし、また将来的に外国人労働者、居住者で、ムスリムの方がふえてくることも考えられます。さまざまな可能性の対応を検討するためにも、今回、女子ハンドボール世界選手権大会という機会において、どのような対応をされるか、とりわけカルチャースポーツセンター、総合体育館においては、外国語表記の案内などが余りなされてないように思いますが、多国籍の方々が不案内な土地で迷わず会場に着き、試合を観戦できるような多言語対応が求められていると考えますので、その対応をどのようにされるかについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

立山議員のご質問、女子ハンドボール世界選手権大会におけるカルチャースポーツセンターでの多言語対応等についてお答えいたします。

ことしの11月30日に開幕します女子ハンドボール世界選手権大会においては、選手、関係者はもとより、世界各国からメディアや観戦者の来場が想定されております。こうした外国からの来訪者に対応するため、会場となる山鹿市総合体育館にお

きましても、選手、関係者エリア内は、誘導、標示サインに日本語と英語の表記を行い、一般観客エリアでは、さらに韓国語、中国語を加えた４カ国の表記をする計画です。また、英語の話せる語学スタッフやボランティアを案内や誘導業務に配置し、外国からの来場者に対応いたします。

さらに、宗教を含め多文化に対応するため、選手、関係者が利用できる礼拝室を設ける計画です。

このほか、会場までの道路誘導サインやカルチャースポーツセンター内の誘導、標示サインにつきましても、日本語と英語表記を行います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

昨年、アジア大会がございましたけれども、あのときに頑張れと、いろいろな各国語の垂れ幕をつくって、地元の子供たち、いろんな方々に応援をしていただいた、あれがとても評判がよかったんですよね。選手団からもとても喜ばれたと聞いております。やっぱりこっちの対応一つで、ちょっとした心遣いですよね。結構いろんな言語があったから大変だったように聞いているんですけれども、そういったちょっとした心遣いがあるだけでも全然やっぱりこのまちに対する印象が変わってきて、本当に山鹿はよかったとなれば、やっぱりリピーターだったり、そういった方々がいろんなところで宣伝もしてくれるわけですよね。ですので、今回ご答弁で女子ハンドボール世界選手権大会に向けた多言語・多文化対応がなされるということでした。そのおおむねご答弁の内容で問題なかろうと存じます。海外のお客様に安心して試合の観戦、観光を楽しんでいただく環境の構築という観点がまずあるわけなんですけれども、これが山鹿の子供たちも試合会場を訪れて、また海外の方と触れ合う中で、大変貴重な学びの機会があるように存じます。また、そのカルチャースポーツセンター等で英語等の外国語表記が目立つところにある、これが国際交流や外国語学習の観点からも、山鹿の子供たちの未来に大いに寄与するところがあると存じます。

また、先ほど観光案内のときにちょっと困ったみたいな話をしましたけれども、あそこの看板に書いてあるよというだけでも説明がしやすくなりますよね。ですので、市民の皆様にとっても、外国の方々との交流ができる絶好の機会です。ぜひ山鹿市全体で、山鹿ならではのおもてなしをしつつ、その多様な文化の理解につながる学びの機会としても、本大会が活用できるように希求しております。

それでは、本日最後の質問、灯籠祭等各種イベントと子どものかかわりについて伺います。

発言通告では、灯籠祭等としておりますが、今回は主に灯籠祭にポイントを絞って尋ねます。本市には、灯籠祭を初め、さまざまな祭典やイベントがあり、そのものを楽しみながら、地域の伝統を受け継いでいかねばならないわけです。しかしながら、それらにおいては少子化、高齢化、人口減少、また労働形態の変化、個人事業主や農家の減少等々に伴う担い手不足が顕在化しており、果たして10年後にいろんなお祭りやイベントがちゃんと持続できているのか、大変不安が残ります。実際、今お祭りというものは、大体昔の農事暦、農耕歴に基づいて結構決まっていることが多いんですけれども、農家なんかが減ってくると、どうしてもそういうスケジュールがどうしても合わなくなってくるんですよね。結局、今我々といいますか、多くの労働者の方が勤めに出られていて、そういったスケジュールと地元のイベントとか、どうしてもかみ合わないというケースが出てくるわけですよね。

というところはさておき、灯籠祭においては市内の中学校では制服着用の制限があると聞いております。教育的観点からそのような指示をされているものと理解はしておりますが、一方でせっかくのお祭りなのに浴衣着用での参加ができないのは残念だという声も市民の方々からたくさん聞こえてまいります。ちょうど先週の土曜日、６月15日に大宮神社境内の八坂神社で祇園祭り、犬子ひょうたんがありました。山鹿のまちでは初かたびらと申しまして、この日から浴衣を着始めるといった風習があり、大変風情があるものと存じます。また、観光推進の側面から、本市が推進する観光プログラム「山鹿あそび」、この中で灯籠モダンガールとモダンボーイというアクティビティーがありまして、アンティーク、古い着物を観光客の方に着ていただき、豊前街道や町なかで写真撮影していただくなどの取り組みもあるわけですね。さらには、ちょっとずれるんですが、山鹿シルク・オン・バレー構想もありまして、これはもちろん和服に限った話ではありませんし、浴衣に絹は使わないんですけれども、改めて日本の伝統的な素材である絹、ひいては伝統的な服飾、和装への関心が本市においても高まっているものと存じます。その中で、伝統を未来に受け継いでいただくべき子供たちに、まずはその浴衣などを着て和装に親しむ、お祭りを楽しんでいただく、そういった機会が多く提供されることは、本市にとっても望ましいことではないでしょうか。

また、灯籠祭では、神事の核となる上がり灯籠がございますが、どうしても夜遅い時間に行われますので、子供たちが参加することは非常に難しいといった状況がございます。青少年育成条例においては23時という規制がありますし、また中学校等においても外出時間の制限があると聞いておりますが、灯籠奉納台の担ぎ手が減

少している現状において、例えば子供たちが参加できるようにならないかなという声はあるわけですね。そこで、灯籠祭とイベントの子どものかかわりということでまとめてお尋ねしたいと存じます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

立山議員の一般質問、灯籠祭等各種イベントと子どものかかわりについてお答えをいたします。

ご質問の１点目、灯籠祭時の市内小中学生の制服着用について、浴衣での参加や外出時間制限が緩和できないかということですが、まず外出時間制限につきましては、子供たちの安全を守る視点から各学校で外出時間が定められております。生徒だけでの外出時間は、中学校の場合、午後９時までと市内の中学校で決められております。これらの理由は、全国から花火大会や灯籠祭に観光客が押し寄せたり、市外からも多くの方々が訪れたりする中で、子供たちが犯罪や被害等に巻き込まれることを未然に防ぐ目的から時間を設定しているところです。ただし、保護者同伴であれば、午後９時以降の時間帯においても外出可能になっております。

また、浴衣での参加についてですが、現在、山鹿市内の全ての中学校においては、外出時間制限と同様に、子供たちの安全を守る視点から、制服を着用しての参加となっております。また、ＰＴＡ活動として多くの学校が見守り活動を行っていることから、子供たちが制服を着用していると、山鹿市内の生徒であることがわかり、他校の生徒であっても山鹿市の子供たちとして声をかけやすく、積極的に子供たちの見守りを行えるという利点がございます。

なお、千人灯籠踊りに地域からの踊り手として浴衣姿での参加をしている生徒もおりますことから、浴衣着用により伝統的な文化に触れる機会を設けている状況も一方ではございます。外出時間の制限や制服着用につきましては、いずれも子供たちの安全を守ることが一番と考え取り組みを継続しておりますので、ことしもこれまでどおりが望ましいと考えております。

なお、これらについては各学校長がＰＴＡと協議し、決定していく事項でもありますが、このようなご意見があることは、夏季休業に入る前の山鹿市小中学校生徒指導担当者会や山鹿地区学校等警察連絡協議会に話題として投げかけてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

まずもって、子供の安全が大事、十分理解できます。確かに、子供を狙った犯罪というものはマスコミをにぎわせておりますし、熊本県内においても、いわゆる福祉犯、子供を狙った犯罪、そういったものの検挙数が伸びているというデータはあります。ですから、子供を守る観点での対処法として、遅い時間の外出を認めないという手法は理解できるところでございます。保護者同伴であれば、午後９時以降の外出も可能という点は、イベントや行事への参加においても余裕が出ますし、それらの企画等の主催者にとっても助かる部分があるものと存じます。

とはいえ、子供たちの安全を守る視点から、灯籠祭においては制服着用という規制を堅持する方針が望ましいというふうにご答弁いただいておるんですが、果たして本当にその規制が有効性が高くて、必須とすべきものなのかなと。制服を着ていれば安全という思想は、実は旧弊な態度ではないかと。思考停止した古い管理教育の残滓のような響きがちょっとあるように思います。

では、今や出店や演目の数では、灯籠祭以上ににぎわうとされているような、鹿本の招魂祭、こちらでは制服着用の規制は余りないというふうに伺っているんですけれども、どのようにこの灯籠祭はだめで、招魂祭やほかの祭りではいいよと、その整合性をとられているのかなと、本質的な違いがちょっと私には理解しかねるところでございます。

ところで、昨年、平成30年の山鹿警察署、山鹿市内における少年犯罪の検挙補導数、ご存じでしょうか。ご存じの方もいらっしゃることでしょうが、別に答弁は求めませんので、ご存じない方はちょっと想像してみてください。昨年１年間での少年犯罪の検挙補導数、山鹿署管内ですね。というか、山鹿市内です。熊本県警察本部の公表しているデータによりますと、平成30年は山鹿市内で２名だそうです。２名ですよ。もちろんゼロを目指すべき数字ではありますが、これは山鹿市の道徳教育は非常に成功している、市内の先生方の指導が成功しているということの証左になるでしょうし、誇るべき成果だと考えます。県内でも本当にとても低い部類のほうですね。であればこそ、もっと子供たちを信頼してもよいのではないでしょうか。別に灯籠祭での服装規定があるから達成した数字というわけではないと思うんですね、これ。制服を着用しなければ非行に走るとか、逆に狙われるとか、私からすればちょっと前時代的かなと感じられるように思いますので、そろそろ見直しもかけてもいいんじゃないかなと思うわけです。別に制服自体が悪いと言っているんじゃないんですよ。確かに、ある程度、枠をはめるということも大事ですし、教育上で

は必要なことでしょうけれども、また当然のことながら、少年少女を餌食にするような大人の存在は看過できませんし、絶対断罪して根絶しなければならないんですが、せっかく伝統行事である灯籠祭で、浴衣を着て楽しむことができないというのも、何だか寂しい気がするわけですね。今の山鹿の子供たち、とっても真面目な子が多いですよ。本当にとてもすばらしい子供が多いなと、学校を見ても、本当に地域を歩いていても思います。もっと大人が子供たちを信頼してもよいのではないでしょうか。

先ほど、千人灯籠踊りに参加すれば浴衣を着られる、そういった伝統文化に触れられるというご答弁がありましたが、女の子はそれでいいでしょうけれども、男の子はどうやったって着る機会がないですよね。私は昔から和装が好きで、子供の時分に山鹿の中学生ではなかったということもあって、灯籠祭には浴衣を着たりして行ってたんですよね。特段、問題を感じたことはないわけです。非常に学校が荒れている時期もあったような時代ですらそうですから、立派な子供たちが育って、成長しているその現代の本市におきまして、大きなトラブルに結びつくことはなかろうと存じます。灯籠祭には全国からお客様がお見えになる、そこで山鹿の子供たちが伝統的な浴衣を着て、例えば来民の渋うちわを帯に差して、祭りでにぎわうまちを楽しげに歩いている、それだけでも実にすばらしい湯のまち山鹿のおもてなしだと私は思うのですが、いかがでしょうか。子供たちが伝統文化に触れる観点からも、観光面からも、私はこの規制、実は大変な機会損失であると考えております。小さな話なんですけれども、実はちょっとしたそういった考え方を変えるだけでも、伝統文化の承継であったり、観光的なおもてなしにつながるんじゃないかということです。もちろん、これはまず各学校、あとＰＴＡでのいろんなお考え、お取り組みの中でのこともあるでしょうから、強くは申しませんけれども、もう少し柔軟な発想と対応を検討していただければ、将来的には本市のために寄与するところが多かろうという所感を述べつつ、本項の質問を終わります。

今回はここにしまして、伝統文化や行事をいかにして次世代に承継していくかという観点から、次回以降に地域と子どもたちのかかわりを尋ねたく存じます。

以上、３項目について一般質問を行いましたが、全て山鹿の子供たちの育成、将来的な投資についての質問でした。子供も大人も心豊かに過ごせるまちであるよう、また女子ハンドボール世界選手権大会を奇貨として、観光のみならず、教育や国際交流が促進できるよう果敢なる実行を願いまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永田　健君）

以上で、立山　大二朗君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時09分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

質問に入ります前に、資料の配付を議長に許可をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○３番（芋生　よしや君）

私は、市民の皆さんを代表して一般質問を行います。

きょうは、２項目です。１つは国民健康保険税の負担軽減について。２つ目は山鹿市の自然・環境を生かした取り組みについてです。通告に従って質問に入ります。

３月での市長答弁の見解と国保の構造的問題についての認識、２点、市長にお尋ねします。

山鹿市の平成29年度の世帯数は２万1692世帯、そのうち国保世帯は8552世帯、39.27％、４割です。国民健康保険世帯の本当に切実な問題である保険税の負担軽減について、今回も取り上げていきたいと思います。市民の方からは、派遣で働いているが、会社の保険に入れないときもある。ボーナスもなく、ぎりぎりの生活なので、国保は高くて大変です。国保の支払いは苦労している。何とかしてもらいたい。社会保険から切りかわって、支払うのがこんなに大変だとは思わなかった。定年退職したが、仕事を見つけに行った。まだ働かなくては、とても支払いができないなどと話されます。高すぎる国保税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも重要な政治課題です。

まず、３月議会市長答弁の見解についてお伺いします。

2018年６月１日現在の厚生労働省保険局調査、各県の国民健康保険料滞納世帯状況というのが出ています。これによりますと、自治体国民健康保険の全加入世帯は1836万7841世帯、このうち国保料を一部でも払えていない滞納世帯は269万3920世帯で、全加入世帯の14.7％です。九州各県を紹介しますと、全加入世帯に占める滞納世帯割合で、福岡県は12.4％、佐賀県8.0％、長崎県12.6％、大分県12.4％、宮崎県14.3％、鹿児島県11.9％、沖縄県14.7％です。ところが、熊本県は４万5787世帯の17.4％にもなります。山鹿市では、国保8552世帯のうち、滞納は1446世帯、割合にしますと16.9％と、全国平均の14.7％より高くなっています。

３月議会で私が、国保税の負担はどう認識されているかとお尋ねしたとき、市長は、しっかりと検証されながら制度にのっとって適切にされていると答弁されました。さらに、現在の国保の負担は市民にとって重いものになっていないかの問いには、国保の課税に対しましては、所得に応じてその軽減策がなされているので、所得の低い方は負担額も少ない、それ相応の負担になっているとお答えになっています。制度にのっとって適正にされているのは当然のことです。しかし、山鹿の保険率で適正に計算されていても、家計収入に対してどうなのかということとは違っています。しっかり検証されながら、制度にのっとって適正にされているとの答弁の意図はどういうことでしょうか、答弁を求めます。

２点目は、国保の構造的問題の認識についてです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

そこで、皆さん、お手元の資料を見てください。資料１というのに、厚生労働省保険局が平成24年１月24日に出した見解です。市町村国保の構造的な問題として、１、年齢構成が高く、医療水準が高い、２、所得水準が低い、３、保険料負担が重い、４、保険税の収納率の低下などが示されています。市長、これらの知事会、市長会などの提言や見解における国保の構造問題の認識はどうお考えですか。

以上の２点についてお答えをお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの芋生議員の一般質問、国税の引き下げについて、３月議会での答弁の

意図について申し上げます。

３月議会での芋生議員の質問は、現在の山鹿市の国保税負担は市民にとって、重いものになっていないかというお尋ねでございました。答弁といたしましては、国保税の課税については、所得に応じてその軽減策がなされており、所得の低い方についてはその負担額も少なく、それ相応の負担となっていると認識しているとお答えしたもので、国保制度にのっとり適正に運営していることを申し上げたものでございます。

現在の国保における構造的問題としては、他の医療保険制度と比較して所得水準が低い世帯が多いにもかかわらず、高齢者比率の上昇による１人当たりの医療費は高い水準にあり、財政基盤が脆弱であることが一番の課題かと認識しております。このような課題に対し、市長会としても国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、安定的かつ持続的運営ができるよう国に求めております。

本年５月に行われました九州市長会においても、医療保険制度の抜本的改革による医療保険制度の一本化の実現を大きな柱として、実現するまでの国保制度への国庫負担の引き上げ等により、財政基盤を一層強化すること等を要望事項として採択され、今後は国へ提出されるものであります。このように、引き続き国に対して要望を続けてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

中嶋市長は、ご自身の考えは述べられませんでしたが、九州市長会でも引き続き国に対して要望していくとのことですので、市民の負担が限界にきていることを認識されているのだと理解いたします。

平成29年３月議会での私の質問、山鹿市の国保税が市民の負担能力を超えているか、適正な額と考えるかの問いに、当時の福祉部長は、非正規労働者や無職などの低所得者が多いこと、加えて他の社会保険と比較して事業主負担がないことにより、所得に対する本人負担の割合が高い状態にあります。そのため、被保険者の負担感は大きいのではないかと考えておりますと明確に答弁させていますよ。

全国知事会は2014年７月15日、国民健康保険制度の見直しに対する提言で、国民皆保険制度の最後の支え手である国保を将来にわたって持続可能なものにするためには、国保の被保険者の負担が限界に近づいていることを踏まえ、極めて高い被用者保険との保険料負担の格差をできる限り縮小するような抜本的な財政基盤の強化

が必要であるとしています。全国市長会は、市長が述べられましたように、2018年６月６日、国民健康保険制度に関する重点提言で、国保の安定かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合を引き上げるなど、国保の財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じることと述べ、要望しています。全国どこでも重い負担になっているのが国民健康保険税です。国庫負担の引き上げなどにより、財政基盤を一層強化することを国に対して要望し続け、ぜひ実現させてほしいと思います。

では、２回目の質問、２点お尋ねします。

国民健康保険税が大幅に引き上げられてきた要因は何ですか。国保、協会けんぽの算定方法の違いと問題についてお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

芋生議員のご質問、国保税が引き上げられてきた要因等についてお答えをいたします。

まず、現在の国民健康保険制度は、昭和30年代に創設されて以来、国民皆保険を堅持しつつ、時代の変遷とともにさまざまな制度の改変が行われております。その間、国の負担割合や被保険者の一部負担金等の変化など、時代ごとに変わってきております。議員がおっしゃっていらっしゃるのはそのような時代のことも含めてかとは思いますが、現在お話ができますのは、ここでは合併後の山鹿市のことになりますので、その間の国保税の推移等についてご説明をさせていただきたいと思います。

山鹿市国保では、平成17年の市町村合併以降、平成20年度と平成27年度の２度、国保税率の引き上げを行っております。この引き上げの要因は、国保被保険者に占める高齢者の割合が増加し、医療を必要とする人が多くなったことや、医療技術や薬剤の進歩に伴い、高度かつ単価の高い医療が提供されるようになったためです。また一方で、人口減少や被用者保険等への加入増加により、国保の被保険者数が減少したことも大きく影響しております。

この間、年々増加する医療費に対する財源不足を補いつつ、国保税の急激な上昇を回避するために、平成25年度から４年間は計９億5000万円の一般会計からの基準外繰り出しを行い、財政運営の安定化を図ってきたところでございます。

なお、平成30年度は都道府県化に伴う国庫負担金の拡充等の要因もあり、国保財政調整基金を活用した、低所得者の負担軽減を目的とした税率改正を行ったところ

でございます。

続きまして、２点目の国保と協会けんぽの算定方法の違いと問題点についてお答えをいたします。

国保税の課税額は、国保世帯員の人数や収入状況をもとに、所得割、均等割、平等割により算定いたしております。一方、協会けんぽの保険料につきましては、加入者である被保険者本人の標準報酬月額をもとにして算定をしており、世帯員である被扶養者の数等は勘案されておりません。また、雇い主である事業主負担分は国保ではございません。

また、協会けんぽが使用する標準保険料率が過去３カ月間の給与・手当等の収入をもとにしているため、現在の収入状況を反映したものとなっているのに対し、国保税は前年中の収入をもとにするため、特に退職された翌年度等には現時点での収入状況に見合わない税額となる場合もあり、負担を重く感じられる要因の一つと思われます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市の国保税の引き上げの要因は、厚生労働省見解が示すのと同様に、高齢者の割合がふえ、医療費もふえたこと、国保の被保険者が減ったことが影響しているとのことでした。また、一般会計からの繰り入れや国保基金の活用などで負担軽減を図られたことは、私も重々承知をしております。しかし、山鹿市だけではなく、国民健康保険税は全国、この負担が重いという問題は共通している国保の構造的な問題であるのです。国民健康保険は協会けんぽや組合けんぽといった被用者保険に比べ、高齢者の加入者の占める割合が高く、３月答弁では、山鹿市では60歳代と70歳以上の方が76％と答えられています。無職の人、非正規雇用の労働者など、低所得者の加入者が多く、高齢者が多いため、医療費は多くかかるという、まさに構造的な問題を抱えています。先ほど市長も認められたとおりです。しかし、全国どこでも国保料を払えず、滞納世帯がふえているのは1984年の国保法改悪を皮切りに次々と国庫負担を引き下げてきたことが最大の要因です。そもそも国保制度がスタートした当初、国は無職者が加入した保険料に事業主負担がない国保を保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要と宣言しました。ところが、1984年、政府国保への定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。もともと財政基盤が弱い市町村の国保財政は、

急速に行き詰まり、保険料の値上げとなって住民にしわ寄せされました。

資料２を見てください。厚生労働省の国民健康保険実態調査報告の国保加入世帯の平均所得と１人当たりの保険料という表になっています。そこには、1989年度の加入世帯の平均所得は179万2000円で、１人当たりの保険料は３万9020円です。所得に対する保険料は2.18％、1990年度は平均所得が240万8000円、保険料は６万2092円で、2.58％、1984年度からは1.18倍となっています。2005年度は所得が168万7000円、保険料は８万350円、4.76％、2.18倍です。2009年になりますと、所得が158万円、保険料は９万908円、5.75％で、2.64倍となっています。やはり厚生労働省の資料、隣の表になりますが、国民健康保険の総収入に占める国庫支出金の割合では1980年度は57.50％、国庫負担割合を引き下げた1984年度は49.80％、1990年度は38.00％、2005年度には30.60％、2009年度には24.70％となり、42.96％、半分近くまで国庫支出金が減らされているのです。ふえ続ける保険料負担、横のその割合をグラフにしたのを見ていただければ、このグラフの下降している線がかなり急激に下がっていると思います。これほど国庫支出金の割合が減ってきたことが、国保税が重い負担になってきている大きな要因です。被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。先ほど部長が述べられたとおりです。国保税は、前年度の収入をもとにするから、退職直後の税額は負担を重く感じる要因の一つとも答弁されましたが、収入が低いのに保険率が高い国保算定、その仕方そのものに問題があるのです。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなるもう一つの大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割という保険料の算定です。税は応能負担が原則であるのに、収入などあろうはずがない子供にまで均等割が算定されるのです。

資料２の下の棒グラフを見てください。社会保障制度改革会議資料をもとに作成されたグラフをお借りしております。このグラフ、公的医療保険の保険料負担の比較を見ていただくと、３つの保険が比べてあります。組合けんぽの加入者１人当たりの平均所得は一番高い198万円です。保険料負担率は5.0％、協会けんぽは真ん中ですね。137万円の所得に7.2％、市町村の国保は84万円の所得に9.7％の負担率となっています。国保とお隣のグラフの協会けんぽを比べても、国保世帯の平均所得は協会けんぽの0.61倍なのに、保険料の負担率は協会けんぽの1.35倍になります。全国知事会が国保の基盤強化と負担の公平を求め、国に１兆円の投入を求めました。国保をせめて協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるには約１兆円が必要だとしているのです。全国で均等割、平等割として徴収されている保険税額は、およそ１兆円です。公費を１兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができ、多

くの自治体では協会けんぽ並みの保険料、保険税にすることができます。

日本共産党は、全国知事会の提言に賛同し、さらに財源、大企業の法人税負担率を中小企業並み18％にすることで、４兆円の増収となることを示し、財源も明らかにして提言しています。

では、３回目の質問に移ります。

国保制度、皆保険制度を守るための対策について、市長に質問します。

全国知事会は、国保を守るために国庫負担の１兆円の増額を求めています。全国市長会でも要望書を提出しているそうですが、どんな内容ですか。中嶋市長は、その要望書に対してどのような見解をお持ちですか。

次に、山鹿市における国保引き下げの緊急対策について、市長に提起します。

山鹿市の国保会計基金５億5400万円、これを使って、１つ目、国保加入8552世帯の平等割、１世帯が２万7700円ですが、それに１世帯２万円を補助すると２万円×8552世帯で１億1004万円が必要です。２つ目に、国保世帯の子供1466人の均等割、１人当たり２万1000円ですが、を全額免除することにすると２万1000円×1466人で3078万6000円が必要です。合計すれば１億4082万6000円となり、基金残高は４億1318万4000円です。どうでしょうか。市民の負担軽減のために、すぐに実行可能ではありませんか。市長の答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の質問にお答えいたします。

まず、国保制度、皆保険制度を守ることについては、国において医療保険制度の一本化による抜本的改革を実施することが一番であると認識しております。

昨年度の全国市長会での国保制度等に関する重点提言として、医療保険制度改革と国保制度と後期高齢者医療制度について３つの提言を行っております。その中で、国保制度の項目の中に、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設することを掲げてあります。自治体ごとに格差の生じるような軽減対策ではなく、どの地域であってもひとしく恩恵を受けることのできる制度を創設することが重要であると認識しております。

次に、５点目の緊急対策でありますが、先ほども福祉部長が申し上げましたような国保税の改正の経緯でありまして、さらに引き下げを行っていくことは現在考えておりません。

また、先ほどから申し上げておりますように、子供の均等割軽減については、国

において支援制度の創設が重要でありまして、市独自で行うことについては現時点では考えておりません。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長の答弁では、市独自で行うことは考えていない、全国一律で実現が必要だとおっしゃいました。全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、全国国民健康保険組合協会が集まる国保制度改善強化全国大会というのがあります。2012年11月、満場一致で採択された決議では、医療保険制度の一本化の早期実現、従来の枠を超えたさらなる国庫負担の引き上げなど国保制度の財政基盤の一層の強化を図ることとして要望してあります。ですから、市長が今答弁されたように、全国で同じように一本化されること、また国の制度としてできることは大変重要だと思います。2013年11月には、同じ団体が国の責任において、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することなども強く要望しています。山鹿市だけでなく、全国どこでも国保の構造的な問題が住民に重い負担を押しつけていることへの危機感が、この決議にあらわれています。そして、市長会でも子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度を講じることが求めてあるとのことでした。

先ほど、山鹿市長は、自治体ごとの格差が生じるような軽減対策ではなく、どの地域であってもひとしく恩恵を受けることができる制度を創設することが重要であると認識しているとお答えになりました。私も、全国どこにいても、また同じ医療保険ならば、同じ負担率や等しい負担率が望ましいと思います。しかし、中嶋市長は、子どもは宝だ宣言をし、18歳までの医療費無料化を平成27年１月からいち早く実施し、高く評価されています。子ども医療費は市独自で実施されているのですから、この医療費と同様に子供の均等割減免を子育て支援として捉え、実施していくのはどうですか。答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、市独自で特別にやることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

かたくなな答弁ですが、３月定例会の冒頭、予算編成の考え方において、人口減少や過疎化といった本市が抱える構造的な課題に対しても、真正面から向き合い、引き続き地域に希望と活力を与え続け、住民の心の豊かさ、満足度の最大化を目指してまいりますと市長は述べられました。全国では、現在の住民の負担が余りにも重い、子育て支援を頑張っているのに、逆行するのが子供に係る均等割だと、子供の均等割を軽減する自治体が一気にこの２、３年でふえているのです。３月議会の答弁では、その減免をしているのは８自治体が何らかの均等割軽減をしているとのことでしたが、私が一般質問で取り上げました翌日、３月７日付しんぶん赤旗には、全国25自治体が子供の均等割減免に取り組むということが紹介されていました。そのうちの９自治体は、高校生世代までを対象に、所得制限なしで第１子から減免しています。国の動きを待っていられないと、国保法施行規則第５条の５、地方税法第717条第１項の特別の事情を活用し、地方自治の本来の役割である福祉の増進を図ることを努力しているのです。また、６月９日付熊日新聞には、出生率1.42％と、2018年の特殊出生率は前年から0.01ポイント下がり、連続３年の減少だったと記事がありました。そして、ここ山鹿市、平成27年山鹿市長期人口ビジョン、山鹿市の人口の将来展望、今後の基本的考え方には、人口減少問題は地域経済や住民生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題であり、その克服に向けては市を挙げて取り組んでいかなければなりません。人口減少に歯どめをかける対策がおくれればおくれるほど、出生率の回復、人口減少の歯どめに期間を要することになりますと述べられています。本市の特殊出生率1.64は全国平均を上回っていますがと、その中に書いてありますが、その本市の将来を考えると、出生率の上昇、人口移動による社会減を抑制する必要があります。そのために安心して子供を産み育て、暮らし続けられる地域、安定した雇用の場の確保等、積極的な取り組みが求められます。現実を直視し、人口減少に正面から向き合い、今からでも改善に向けての取り組みを強化していくことや若者世代の結婚・出産・子育てに対する環境整備などの取り組みによって、合計特殊出生率を上昇させていく。市民全体の大きな課題として捉え、ふるさと山鹿に安心して暮らし、住み続けたいという思いがあれば、必ずや明るい未来が開けるものとも書かれています。中嶋市長、これが山鹿市の考え方ですよね。

簡潔にお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

簡潔にお答えくださいということで、具体的にわかりませんでしたけども、ただいまいろいろと芋生議員がおっしゃられたこと、その部分については理解もいたしますけれども、私たち山鹿市政は総合行政でございます。全体の中で山鹿市がどう前進・発展していくか、そういったことを考える中での決断でございますし、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市の長期人口ビジョンというのが出されていて、その中に今後の基本的な考え方というのが述べてあるので、この考えはそのとおりですかということをお尋ねしたのです。総合的な行政を行い、全体を考えてのことというのはもちろんそうです。

では、ちょっと紹介をさせていただきます。岩手県の宮古市では、今年度から子供分の均等割負担が全額免除されています。減免対象は501世帯、836人、均等割の２万5400円を全体で1476万円が軽減される見込みです。宮古市の市長は、国民健康保険加入世帯の状況と医療費の割合を見れば、この制度だけで運用が難しい状況にきている。国に財源を確保していただかないと、加入者の負担ばかりふえる状況がある。また、人頭税とも言われる過酷な均等割をせめて子供の分だけでも免除する動機として子育て支援を上げ、宮古市はその先駆けとなると決意を述べ、子供の均等割をなくして、子育てしやすい実例を示し、国や県に財政負担を訴えたいと述べています。熊本県では、芦北町が３月議会で子供の均等割減免を実施すると町長が明言しました。芦北町長は、全国知事会などで国に要望されているが、２月７日の国会予算委員会で安倍首相は国は引き続き議論するとして、平成31年度制度化が実質見送られた。町としては、やはり18歳以下の子供に対して医療費を無料化するなど、早くから子育て支援に取り組んでいることから、子育て支援の観点から町独自の導入が必要と考え、国の動向を待たず平成31年度の実施に向けて担当課に指示をしていると述べています。子供の均等割減免というのは、確かに総合的・全体的に

見ることですが、市長が述べられる子どもは宝だ宣言、信条からしても減免することが当然ではないでしょうか。国の動きを待っていたら、先ほど長期ビジョンにありました人口減少に歯どめをかける対策がおくれればおくれるほど出生率の回復、人口減少の歯どめに期間を要することになりますということになるのではありませんか。財源は示したとおりあります。福祉の心で実現すべきだと思います。いかがでしょうか。再度、答弁求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいま芋生議員の他自治体での取り組みのお話等々いただいたところでございますけれども、それぞれの自治体、それぞれの考え方でやるわけでございまして、山鹿市におきましては先ほど申したとおり、総合的な観点から現状のままでいきたいと、そのように思っています。以上です。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

宮古市も、芦北町も、山鹿市長と同様に、子供が大切だと、子供に係る負担を減らしたいということで取り組んでいる、そういう事例をご紹介したわけですが、残念なことに、各自治体の考えがあると、山鹿市ではそういうお答えでした。

山鹿市は2006年から2016年までの11年で、人口は、このパネルにしましたが、これはオレンジが人口です。ブルーの線は山鹿市の財政調整基金です。山鹿市は2006年から2016年までの11年で、人口は4479人減ったのに、財政調整基金は43億1636万2000円から70億2744万2000円と、何と1.6倍にふえています。財政本来のあり方は、生きている市民のために、その年度のうちに使わなければなりません。それをこんなにため込んでいるということは、今生きている市民の皆さんに、その分どこかで負担を強いているということです。あるいは、行政サービスをカットしているということです。国に要望を出し、制度実現を求めていくことは、どこよりも積極的に行ってほしいし、山鹿市としては今生きている市民に社会保障を充実させていただきたいと思います。子育て支援を充実させ、若い世代が住み続けられるまちづくりを進めることが必要です。３月定例会での予算編成の考え方、そこにおっしゃったとおり、目指すべきことではないでしょうか。さらに、引き続き検討していただきますことを求めておきます。

では、２項目め、山鹿市の自然・環境を生かした取り組みについてお尋ねします。

山鹿市は、「米作り、二千年にわたる大地の記憶」として日本遺産に認定されました。それだけではなく、不動岩や菊鹿町の棚田、矢谷渓谷、岳間渓谷、茶畑や竹林、数々の古墳などを数え上げたら切りがないほど豊かな自然に恵まれたところです。いつも目にしていては当たり前なのですが、ビルや住宅だらけのまちに住んでいた経験から、この豊かな自然がとても魅力的で、多くの方を引きつける宝物だと誇りに思っています。さて、この山鹿市での観光情勢、誘致の現状についてお聞かせください。

２点目に、ドローンを活用した観光振興策についてお尋ねします。

写真や映像などで美しい自然に接すると魅了されて、その場所を訪れてみたくなります。その映像を撮影するドローンは、総務省もドローン市場の今後の見通しを産業用無人機の市場規模としては、2015年の16億円から2022年には406億円、25倍に急増する見込みとしています。先日は、ラジオショッピングでスマホぐらいの大きさのドローンが6000円と売り出されていて、私も驚きました。その小型化しているドローンは、男性ばかりではなく、女性の間でも活用されています。ドローンに興味を持つ人はふえていますが、飛ばすのには航空法や地方条例、民法などの複数のルールが存在していて、どこででも練習をしたり、空撮するわけにはいきません。ところが、南小国町では、ドローン手形を保険も込みで3000円で、１日、整備されている５カ所を行き来して飛ばすことができるようにしていて、大変おもしろい取り組みだと思いました。南小国まちづくり課、企画商工観光係の方をお訪ねしたところ、企業と観光協会と一緒になって整備し、運営しているそうです。町では、熊本地震を受け、救助、また不法投棄、橋梁点検などに利用できるように、幾つかの課で数名の職員さんが飛ばすことができるそうです。もともと町で導入していたので、このドローン手形の取り組みを始めた。既存の施設を利用しているので、トイレなどの設備はある。そのために充電設備などの整備をするくらいで、整備費用もそう多くは必要としなかったそうです。また、鳥獣被害対策に高性能の赤外線ドローンを取り入れる。町独自で３つの小学校の１・２年生にプログラミングなど、授業も行っているそうです。これから先を見通した取り組みだと思います。今後、ドローンはますます用途が広がっていきます。また、山鹿市のこの豊かな自然を撮影し、拡散されるならば、宣伝効果ははかり知れません。山鹿市でもドローンを活用した観光づくりを検討していってはどうでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

芋生議員の一般質問、観光情勢とドローンを活用した観光地づくりについてお答えいたします。

まず、１点目の観光情勢につきましては、地方創生の計画初年度、平成27年度時点において、入り込み客数、宿泊者数、観光消費額の指標を見る限り、伸び悩んでいる状況にございました。このことから、総合戦略では経済政策に重点を置き、中でも観光産業を成長産業と位置づけ、山鹿灯籠ジャパンブランド構想を含むスリープラスワンを中心に、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

その中でも、昨年度からは商業と観光の一体的取り組みとして、豊前街道エリアにおける空き店舗改修支援や市内全域を対象とした空き店舗活用による新たな起業への家賃支援も開始したところでございます。

そして、今年度からは、福岡都市圏を誘致集客の重点地域と位置づけ、情報発信の強化や久留米市からの直行バスの試験運行、宿泊施設の改修に対する支援を行うなど、地元事業者と一体となったにぎわいの創出、稼ぐ仕組みの構築に向けた取り組みを進めることで、選ばれる観光地山鹿を目指しております。

次に、２点目のドローンを活用した観光地づくりにつきましては、ＰＲを目的とした制作資料にドローン空撮が採用されており、これまで見ることができなかった新しい視点での被写体の撮影や迫力のある映像、臨場感あふれる映像など、ＰＲ効果が高いものとなっております。また、ドローンの飛行体験につきましても、空撮を活用したその地域の魅力をＳＮＳ等で広く発信する効果的な手段の一つでもあります。

本市でも、昨年の灯籠まつりにおいてドローンによる空撮を行っており、これまで見ることができなかった上空からの花火大会や千人灯籠踊りの様子を映像として記録し、ＰＲ素材として現在活用しております。

これからも、ドローンの活用については観光分野のみならず、農業、防災など、さまざまな分野で需要が高まっていくものと考えております。今後の導入につきましては、取り組みごとに各関係者、関係機関等と安全性を視野に入れ協議し、決定してまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市は、山鹿市ならではの取り組みを充実させていくこと、またいろんな取り

組みをなさっていることがよくわかりました。また、ドローンを活用した観光地づくりにつきましては、現在の山鹿灯籠まつりなどで私もその映像を見ましたが、本当にすてきだなというふうに思ったところですので、今後ぜひ関係各位で取り組みなどを進めていっていただきたいと思います。

では、市長にお尋ねします。

山鹿市の、先ほどから私が申しました、本当にすばらしいこの自然・環境を生かした観光誘致、集客について、これからをどう考えているかをお伺いしたいと思います。

ことしから、先ほど立山議員もおっしゃいましたように、世界女子ハンドボールなど、世界からお客様にお出でいただくよい機会が続いてまいります。ですから、そういった機会を捉え、本当にこの自然環境を生かした観光誘致ができていけばと私も考えますので、これからの市長の取り組みについてのお考えをぜひお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

芋生議員の一般質問、これからの観光政策のあり方、進め方についてお答えいたします。

先ほど担当部長が申し上げましたとおり、これまで総合戦略に掲げる３つのプロジェクトと菊池川流域日本遺産の取り組みを合わせたスリープラスワンを中心に、さまざまな取り組みを行ってまいりました。それぞれの取り組みにおいて、一定の完成形、成果を得たところであります。

その中でも、観光業はもとより、いろいろな分野で若手を中心とした地元事業者の皆様が活躍されております。また、山鹿市外からの開業者もおられます。このことは確実な成果であると考えております。

このような取り組みを基軸として、自然・歴史・文化など恵まれた観光資源を最大限に生かしながら、市民や事業者による観光と商業が一体となった切れ目のない事業をこれからも展開してまいります。

そして今、山鹿市にはよき風が流れております。ことし開催の女子ハンドボール世界選手権大会やインターハイ、さらには来年開催の東京オリンピックにより、山鹿を国内外へＰＲする絶好の機会と考えております。選ばれる観光地山鹿として、さらなる高みを目指してまいります。

地方創生は、その成果が出るまで息の長い取り組みでありますので、観光産業の

みならず、さまざまな地方創生の取り組みにおいては、それぞれ次代を担う人材をつくることが最も重要であると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市ならではの取り組みは大変重要です。その独自性がとても生かされる、それはもちろんわかります。そして、先ほど市長が、選ばれる観光地山鹿として、さらなる高みを目指してまいりますとおっしゃいました。そこ独自のものが発信され、またＰＲされ、さらに魅力は増していくと思います。

先ほど、私が１項目めで取り上げました子育て支援、そしてこの山鹿市の観光誘致として自然を生かしていくこと、よその例を示しましたが、他の自治体で先に進められたすばらしいところは、山鹿市も同様に山鹿市が取り組んでいるから、このやり方はまねをしたいということで、自分のところの、また独自性を生かしながら取り組んでいる自治体は多いと思います。私は、山鹿市も何を一番に考えていくのかというところは、やはり市民の福祉を向上することや山鹿市にたくさんの方が来ていただき、観光のみならず住んでいただく、そんな山鹿市になってほしいと思いますので、引き続き市長には山鹿市の発展のために、山鹿市の子育て支援やまた自然・環境を生かした観光誘致、人が集まるまちにぜひしていただきたいと思います。今後も検討をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時08分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて、今回４件の質問をいたします。よろしくお願いを申し上げます。

震度７を観測した熊本地震より３年が過ぎました。被災地では、阿蘇地域の交通インフラ復旧工事や熊本城天守閣の再建事業などが着々と進んでおります。最も被害が大きかった益城町の復興まちづくりも町中心部の土地区画整理事業の測量が始まり、楽観視はできませんけれども、最短で2020年６月から住宅再建が可能となる見通しでございます。一方、被災者は３月末現在で、建設型や借上型の仮設住宅に１万6519人が身を寄せておられます。ピーク時の４万7800人から約65％減少しておりますけども、誰ひとりとして取り残されたとの思いがないように、今後も国や県、市町村による手厚い支援が欠かせないと思っております。これから梅雨の時期を迎えます。水害、災害がない一年でありますようにと思っております。

それでは、防災・減災の取り組みについて、１点目、防災拠点避難所の状況についてお聞きをいたします。

山鹿市全体で指定緊急避難場所並びに指定避難所は何カ所ありますか。また、耐震機能を有した指定緊急避難場所はどのようになっておりますか。また、職員がいない休日や夜間でも迅速に避難所等を開設できるよう、指定緊急避難場所となる学校体育館に自動解錠ボックスを設置すべきと思いますけども、ご意見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の一般質問、防災・減災の取り組みについてお答えします。

まず、身に迫った危険から逃れるため、一時的に避難する指定緊急避難場所は63カ所、また災害等により家に戻れなくなった住民等を長期間滞在させます指定避難所につきましては、このうち32カ所でございます。

次に、耐震機能を有した指定緊急避難場所につきましては、63カ所中、56カ所でございます。

次に、指定緊急避難場所となる学校体育館への自動解錠ボックスの設置についてでございますが、まずこの設備は指定緊急避難場所近くに、災害時に電波による遠隔操作により一斉に鍵が開く鍵管理箱を設置するもので、本年３月から兵庫県加古川市が全国で初めて運用を開始した設備でございます。この設備は、施設の鍵の管理者が駆けつけられない場合などに迅速に避難所の鍵を開けることができるものでございます。

指定緊急避難場所となる本市の学校体育館は、現在９カ所指定しておりますが、ご提案の自動解錠ボックスの設置については、まだ運用開始後、間がないことや、災害の種類や規模に応じた運用面、また経費の面、他の施設との関連等によりまして、設置につきましては今後、全国的な展開状況等を注視してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

自動解錠ボックスにつきましては、先ほどご答弁がありましたように、運用開始から間もない状況ですから、全国的な展開状況などご確認いただきまして、よりよい方向への対応をよろしくお願いをいたしておきます。

２点目は、道の駅を防災拠点についてお聞きをいたします。

大規模災害などに備え、全国にある道の駅、2019年開設まで含めまして、1154カ所の道の駅で防災機能を高める取り組みが広がっております。国土交通省では、2014年度から重点道の駅制度を導入しております。地域振興に加え、高い防災機能がある道の駅に対し、重点的に社会資本整備総合交付金を配分されております。2015年度に重点指定された阿蘇市の道の駅「阿蘇」は2016年の熊本地震で被災したことを踏まえ、民間企業と協力し、乳児用液体ミルクを備蓄するとともに、移動可能な授乳室を設置するなど、機能強化が図られております。災害が発生した際に、市役所や学校、その他の公共施設が避難場所や防災拠点として機能し、住民を守るために大きく貢献します。道の駅は多くの施設を兼ね備えたパーキングエリアのような存在として、平常時には休憩場所、地域連携の場所、情報発信の場所と、幾つもの機能を兼ね備えていますけども、災害時には防災拠点や避難場所として機能することもあります。

山鹿市の道の駅を防災拠点にはできないでしょうか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、山鹿市の道の駅を防災拠点にできないかについてお答えいたします。

ご案内のとおり、熊本県内には33の道の駅が登録されており、本市には道の駅小栗郷と水辺プラザかもとの２つの道の駅が登録されております。そのうち、直轄国道である国道３号沿いの道の駅小栗郷につきましては、平成27年度に国土交通省の直轄事業で大規模災害時の情報発信の拠点施設、被災地の復旧活動の支援拠点、救援物資の中継施設としての活用を目的に、防災機能強化のための整備が行われ、国有地に設置してある駐車場の脇に24時間使用可能な防災トイレ、防災関連資材を保管する防災倉庫、電力供給のための非常用自家発電設備が整備されております。

一方、補助国道である国道325号沿いの水辺プラザかもとにつきましては、施設全体が道路区域外に整備されているため、国や県の防災拠点としての整備予定はございません。ただし、現有施設は24時間使用可能な駐車場やトイレ、施設全体まではカバーできませんが、停電時に照明設備や水供給用のポンプを動かすための発電設備を備えているため、指定緊急避難場所に指定しております。

なお、さらに市が防災拠点として追加機能の整備を行う場合には、市独自に整備する必要があるため、財政面のほか、施設の管理や運用について、今後検討する必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

いずれにしましても、災害はあってはなりませんけども、災害等が発生した場合、安心して過ごせる施設環境の継続をよろしくお願いをいたします。

３点目は、乳児用液体ミルクの導入についての見解をお聞きいたしたいと思います。

先ほど、道の駅の質問で触れましたけども、開封して哺乳瓶に移しかえれば、すぐ乳児に与えることができる液体ミルクは、母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から１年間保存できます。海外では既に商品化されておりますけども、日本では安全性などの基準がなく、国内での製造・販売は認められていませんでした。転機となったのは、2016年に発生した熊本地震です。海外から支援物資として届けられた液体ミルクが注目され、公明党が国会質問や政府との意見交換などを通じて普及を強く要求し、政府は2018年８月、製造・販売を解禁する改正省令を施行しました。液体ミルクは、計量やお湯の温度調整が必要な粉ミルクよりも手間がかからず、外出時などの際に便利とされます。とりわけ注目すべきは、災害時の備蓄品としての活用ができます。避難所などでは、水を十分に確保できない事態もあり得るから

です。特に母乳が出ない母親にとって、支えとなるに間違いございません。政府もその利便性に注目をしております。内閣府は、自治体に向けた男女共同参画の観点から防災・復興の取り組み方針を2019年度に改定する方針です。乳幼児に早期に必要な物資として、粉ミルク用品などに加えて、液体ミルクの明記を検討をされております。既に液体ミルクの備蓄方針を明らかにしている自治体もあります。東京都文京区では、公明党区議団の推進により、乳児やその母親らを受け入れる避難所の備蓄品として、全国に先駆けて国産の液体ミルクを導入することが決められています。

山鹿市として、まずはこの液体ミルクの導入についての見解をお伺いをいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、液体ミルクの備蓄等についてお答えいたします。

現在、災害時の備蓄品としましては、平成29年９月の定例会でお答えしましたとおり、飲料水、アルファ米、乾パン、ビスケット及び缶詰などの食料品のほかに、毛布、救急箱、感染防護品、マスク、エプロン、手袋、紙おむつ等の衛生用品など、基本的な生活必需品につきまして備蓄しており、粉ミルクの備蓄も行っておりますが、液体ミルクの備蓄は行っていない状況でございます。

液体ミルクにつきましては、本年春から販売が開始されたもので、国内では現在、厚生労働省より製造を承認された２社が製造しております。液体ミルクは常温で保存でき、哺乳瓶に移すことですぐに飲めるほか、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がないなどの特徴を持つことから、災害時の活用だけでなく、通常時の各家庭での育児、特に夜間や外出時の授乳の負担軽減等にも効果が期待されているものでございます。しかしながら、液体ミルクの導入につきましては、発売後まだ間もないことから、機能面やコスト面など、今後、調査・検討していく必要があるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

機能面やコスト面など、まだまだ検討される内容が多いように思います。今後の

調査・検討をよろしくお願いをいたします。

２回目は、先ほどの質問と重複する部分があるかと思いますけども、備蓄についてお聞きをしたいと思います。

群馬県渋川市の紹介をさせていただきます。災害時に備え、県内で初めてこの液体ミルク420本を備蓄されており、今回備蓄されたのは紙パック型で、１本125ミリリットル入りの液体ミルクです。市保健センターに備蓄し、４カ月間で更新をされるようでございます。更新後のミルクは市内の保育所で活用したり、しぶかわファミリー・サポート・センターへの提供を予定をされております。液体ミルクの使用方法などを周知するため、子育て支援センターや保育所などで開催する防災訓練や防災講話などにあわせて啓発をしていくそうです。先ほども申しましたけども、お湯の確保が難しい災害時に役に立ちます。お湯を用意する必要がなく、外出時にも役に立ちます。衛生面などを考慮し、この液体ミルクの備蓄について山鹿市の見解をお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の液体ミルクの備蓄等につきまして、ご質問にお答えします。

液体ミルクは、常温での保存が可能なものではございますが、乳幼児が口にするものでありますので、備蓄につきましてはその保存場所や保存方法等、特に気を使う必要があると考えております。

さらに、液体ミルクの備蓄につきましては、発売後まだ間もないことや国内の２社が製造する液体ミルクの賞味期限が１年以内と短いこと、粉ミルクに比べ価格が高いこと、ローリング時の有効活用の方法など、さまざまな点から検討していく必要があると考えております。

また、購入し、備蓄する方法だけではなく、災害時における物資供給に関する協定を締結している事業者から、災害発生時に液体ミルクの提供を受けることが可能なため、今後はこの点も含めまして、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

提案しておりますこの備蓄につきましては、先ほどご答弁にありましたように、

協定を締結している業者から災害発生時に液体ミルクの提供を受け入れるなど、いろんな方法があると思います。お湯が使えない災害発生時に、この液体ミルクの提供ができるような体制づくりをよろしくお願いをいたします。

続きましては、２件目、新生児聴覚スクリーニング検査の公費負担についてお聞きをします。

この件は平成29年９月、立山議員より質問があっており、また私のほうからは平成30年12月の中で質問いたしまして、その答弁に対する再確認でございます。

若干、内容につきまして説明をいたします。新生児聴覚スクリーニング検査は、新生児1000人当たり１人から２人とされる難聴を早期に発見し、適切な支援につなげることが目的とされております。産婦人科や診療所の分娩施設がおおむね生後３日以内の赤ちゃんに実施をされます。検査方法としましては、一般的に自動ＡＢＲかＯＡＥと呼ばれる検査のどちらかが採用されます。検査費用は各施設で異なり、福岡県によりますと、自動ＡＢＲは5000円程度で、ＯＡＥは2500円から3000円程度と聞いております。公費負担として、2018年10月現在、九州７県233自治体中、公費負担は102自治体で44％、熊本県の場合は６市町村で公費負担となっております。平成30年、昨年12月定例会にて、私のほうから６点について質問をいたしております。その中で公費負担についてお伺いをしております。そのときのご答弁では、現在は公費による助成は行っておりません。しかしながら、本市としても新生児のスクリーニング検査の重要性について十分認識し、受診勧奨を行っておりますが、それでもなお12％程度の初回検査未受診者36名がいることを考えますと、一定額公費による助成を行うことが100％の受診率に近づけるための有効な方策であると考えております。したがいまして、平成31年度から対応できるよう、準備を進めているところでございますとありましたけども、この公費による助成額は平成31年度当初予算に反映をされておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

北原議員の一般質問、新生児聴覚スクリーニング検査の公費負担についてお答えをいたします。

本検査につきましては、平成29年度の検査実施率87.7％との結果を受け、100％の受診率に近づけるために、公費による助成につきまして検討を進めてきたところでございます。それとあわせて、母子手帳交付時及び妊婦訪問の際に、保健師による検査の受診勧奨を行い、検査の重要性を説明してきたところでございます。

そこで、最新の平成30年度の山鹿市の現状を調査いたしましたところ、334名の出生のうち、325名が受診済みであり、受診率は97.3％でございました。受診されなかった９名の保護者の方に聞き取り調査を行った結果、聞こえている気がするので検査の希望をしなかったという方が２名、あとの７名の方は未受診の理由は不明でございました。

山鹿市としましては、全ての子供が本検査を受け、確実に難聴の早期発見ができるようにしたいと考えております。そのために、まずは妊婦の皆様に丁寧な説明を行い、受診勧奨を継続し、出産後の乳児訪問や各種乳幼児検査において、検査受診の有無や診断結果、その後の経過について十分に確認をし、継続した支援を行うことを徹底してまいりたいと存じます。

検査の公費負担につきましては、その状況を踏まえた上で判断をしたいと考えており、今年度の当初予算に計上はいたしておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

先ほどのご答弁で、平成30年度の山鹿市の現状を調査しましたところ、334人の出生のうち、325人が受診済みであり、受診率は97.3％であり、未受診者が減少したから公費による助成を見送ったというふうに私はとれました。

先ほど申し上げましたけども、昨年12月定例会でのご答弁は、一定額公費による助成を行うことが100％の受診率に近づけるための有効な方策であると考えております。したがいまして、平成31年度から対応できるよう準備を進めているところでございますとありました。平成31年度からそのご対応をいただくのであれば、その予算申請につきましても、遅くとも１月ごろまでに準備が必要かと思います。もとより、この公費による助成は考えておられなかったのではないかと私は思います。いかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

北原議員のご質問にお答えいたします。

昨年12月におきましての答弁につきましては、平成31年度より本検査の公費負担を実施すると受け取られる表現となっておりました。そのことにより、議員の皆様、

また市民の皆様に、結果的に誤解を与える答弁となってしまいました。このことについて、まことに申し訳なく、お詫びを申し上げます。今後は、これまで以上に正確でわかりやすい答弁に努めてまいりたいと存じております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

聴覚障害につきましては、早期発見・早期療育を図ることが求められ、全ての新生児を対象とした、この新生児聴覚スクリーニング検査を実施することが重要だと、私は思います。受診するしないは親の判断でしょうけども、金銭的な状況で受診できない方もおられるかもしれません。行政として、さらに調査をいただき、今まで以上にしっかりしたサポートをよろしくお願いをいたします。

３件目、道路整備の効率化についてお聞きをいたします。

日常的に市民の方から区長さんを通じて、市道の拡張、排水路（側溝）のふた、道路の凹凸や危険箇所の整備など、多くの要望がなされていると思います。その要望に対して日ごろから道路パトロール等による巡回点検を実施され、市民の安全安心の確保に努めていただいていることと承知をいたしております。

それでは、４点についてお聞きをいたします。

１点目、市道路線数。２点目、どのような方法で巡回点検をされておりますか。３点目、点検された状況。また４点目は、かなりのこの市道路線があると思いますけども、この市道管理で苦慮されている点等ございましたらお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

北原議員の道路整備の効率化についてのご質問の、市道の路線数と道路パトロールについてお答えいたします。

現在、管理しております市道は1760路線、距離にいたしますと約1012キロメートルであります。日々職員による舗装のひび割れや穴、へこみ、そして側溝の損傷などを、目視や現地踏査によるパトロールや工事現場へ向かう際、さらには通勤の際などにも現状把握に心がけ、危険な箇所については随時、修繕や補修などにより対応をしております。

特に、年末年始やゴールデンウィークなどの長期休暇期間など、多くの帰省が見込まれる時期や市が開催する祭り、イベントの前には幹線道路を中心に、職員による一斉パトロールを行い対応しております。

しかしながら、現状としましては限られた職員と時間で、全ての状況把握は困難であり、各地域の嘱託員の方々や利用者の方からの情報提供により対処している部分が多いのが実情でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

大変な中での管理がされているというふうに思ったわけでございます。

それでは、２回目の質問をいたします。

先般の新聞記事に、始動スマート自治体という内容の記事が掲載をされておりましたのでご紹介をさせていただきます。路面を撮影しているのは、走る車のダッシュボードに取りつけられたスマートフォンのカメラ。亀裂やへこみなど損傷の疑いのある箇所が画面に映ると、自動で目印となる緑色の枠が囲んで、次々と記録をしていく。このシステムが実用化されれば、道路の点検は運転手一人で可能になる。

また、調布市では、幹線道路などの状況を調査する際に、路面の損傷ぐあいなどの情報を、先ほど申しましたけども、専用のスマホで収集・診断する道路パトロール支援サービスのシステムを導入したという記事がございました。業務の効率化や損傷の早期発見による道路整備費の削減などにつなげることが狙いとありました。

路線管理対応などに、山鹿市も大変な苦慮をされているように思います。仕事の効率化を図ることができると思われる、このスマホ利用の診断システムの導入に対する見解をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

道路診断システムの新規導入についてお答えいたします。

議員からご紹介もあり、重なる部分もありますが、少し説明を申し上げますと、現在、滋賀県大津市や茨城県つくば市のように、人工知能技術、最近よく耳にしますＡＩ技術を活用して、道路管理業務の効率化を図る自治体が見受けられるようになってきております。このシステムは、公用車やパトロール車両に搭載したカメラ

やスマートフォンで撮影された画像から、路面損傷につながるひび割れ等を自動で判別し、補修工事などの迅速化・省力化を図るというものです。

また、熊本県建設業協会では、災害情報共有システムを立ち上げられ、災害時や通常時においても、現場から協会員の方がスマートフォン等により写真画像をシステムに送信することで、瞬時に位置情報と現場の状況を確認することができるようになっております。

いずれにしましても、道路の修繕を効率的かつ迅速に行え、職員の負担軽減も見込め、期待は大きいものですが、システムを構築するための初期投資や運用経費、導入後の効果など、先進地の状況を検証しながら、システムの導入について検討したいと思います。

道路管理者としましては、利用される方々の安全確保は責務であり、今後もより安全で快適な道路空間の提供を目指し、努力してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

診断システムの導入につきましては、今後いろいろな面で検討をしていただきたいというふうに思います。現在の状況では、この100％の市民の要望には対応できないかと思いますけども、安心安全な市道を目指し、推進をよろしくお願いをいたしておきます。

次に、４件目、おくやみコーナーの設置についてお聞きをします。

死亡に伴う手続の利便性向上のため、おくやみコーナーを設置することについてであります。

家族が亡くなった後の行政上の諸手続は、残された遺族の方にとって、ほぼ初めての経験であり、どのような内容のものをどの手順で行えばいいか戸惑うことも多いのではないでしょうか。まして、愛する家族を失って悲しみに暮れる中で、手続を進めなければならないのは心理的な負担も大きく伴うのではないかと考えます。手続を受ける側の役所は、日ごろのこのルーティンワークの一つでありますが、手続をする側の遺族にとってはなれない作業です。こうした点を考慮して、他の自治体では死亡手続を一括して行う専用窓口を設けて、申請者の負担を減らし、大変その好評を博しているようであります。今後、高齢社会の進展は、残念でございますけども、毎年多くの死亡手続が行われる社会になるということでもあります。死亡時の行政手続について、山鹿市は現状としてどのようになっているか、またその遺

族の負担を考慮し、死亡に伴う手続の利便性の向上のため、おくやみコーナーを設置することについて、この市の見解はどのようになっておりますか。お伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

北原議員の一般質問、おくやみコーナー設置等についてお答えをいたします。

議員お尋ねの市民が亡くなられた際にご遺族が行う手続につきましては、保険や年金、税関係の申請など、複数の課にまたがる手続が必要となります。本市では、新庁舎建設を契機にレイアウトが変わることから、関係部署と協議の上、見直しを行い、業務開始にあわせて受け付け窓口の共有化を図ったところでございます。

現在、ご遺族が手続に来庁された場合は、総合案内より担当課へご案内をし、各種手続につきましては、各課の担当者が入れかわりで対応を行うことで、その場で手続が完了できるワンストップサービス体制を整えているところでございます。今後も各種届け出の手続につきましては、広報紙、ホームページ等で周知することとしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

市民課が入力したデータを各課が共有し、手続の有無を確認後、必要な申請書には氏名などの情報が自動で転載される、この菊池市の仕組みとは若干違う対応なのかと思われるわけでございますけども、山鹿市としてワンストップサービスの体制ができており、安心をいたしたところでございます。

でも、市民の方から手続が大変との声もまだ聞くわけでございます。ワンストップサービス体制が実施されていることを、まだ市民の皆様が知らない、浸透していないように思います。さらなる周知徹底とさらなる市民サービスの向上をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、北原　昭三君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時08分　休憩

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午後２時19分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号５番、有働　辰喜です。

本日は、発言通告に従いまして、３件の質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず山鹿市物品購入等の入札情報公開についてお伺いをいたします。

山鹿市のスクールバス運行管理業務委託入札は、平成25年度の鹿北小学校の入札を皮切りに、平成28年度までは単年度契約、平成29年度は３年契約で、全ての入札案件が指名競争入札で行われました。どの年度の入札も予算の関係上、指名通知が年度末の３月下旬になされ、開札日は毎回、年度がわりの４月１日、平成29年度は４月３日になりましたけれども、実施をされております。

その結果、平成29年度には入札案件４件のうち２件で問題が生じましたので、平成29年山鹿市議会６月定例会でのスクールバス運行管理業務委託入札に関する一般質問の中で、今後は入札の発注時期及び業者選定方法に関しては、価格競争だけではなく、安全性の担保を考慮して、規格競争入札や総合評価方式入札等を採用したいとのご答弁がありました。平成30年度に新たな発注案件として、平成31年４月に鶴城中学校と統合をする山鹿中学校を対象とする入札が予定をされましたので、平成30年山鹿市議会９月定例会で発注方式に関する質問を行い、プロポーザル方式という答弁をいただき、市のホームページの発注公告を随時見ておりましたが、掲載をされませんでした。ことしの２月下旬に、担当部署に尋ねましたところ、既にプロポーザル方式で発注をし、開札も終わっているとの返答でしたので、熊本県の電子入札システムの入札情報公開を検索いたしましたが、やはりありませんでした。以前にスクールバス運行管理業務委託は、物品購入等契約案件であり、入札情報は非公表とお伺いをいたしました。しかし、山鹿市の例規集においては、物品購入等契約に関し、情報公表の有無が記述された文言や条文は見当たりません。建設工事に関しては、予定価格が130万円を超える案件については、発注予定時期、工事概要及び開札結果を公表するとなっております。ちなみに、熊本県下14市の物品購入契約等で見てみますと、平成29年４月時点と少し私の古い調査データではあります

が、半数の７市が公表、そのうち公表規定があるのは４市であります。つまり、３市は公表根拠の有無となる規定を定めてなくても公表をしております。具体的に、山鹿市近隣では、熊本市、合志市、阿蘇市、菊池市は公表しており、熊本市以外の３市は公表根拠の有無はありません。玉名市、荒尾市は、山鹿市同様、非公表で、公表根拠の有無もありません。山鹿市が非公表なのにはきちんとした理由があってのことだと思いますので、物品購入契約等の情報を非公表とする理由をお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

有働議員の一般質問、物品購入契約等の入札情報の公開についてお答えします。

地方公共団体の行う契約は、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律などの関係法令、またそれらの規定に基づき各自治体が定めた規則等により執行しております。

ご質問の入札結果の公表につきましては、法律で公表が義務づけられているものと各自治体の判断に委ねられているものがございます。まず、建設工事の入札結果につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第７条で公表が義務づけられておりますので、公表項目に関する規定を設け、防災監理課で閲覧する方法及び県内自治体が共同利用しております電子入札システムによる公表を行っております。

また、建設コンサルタント業務の入札結果につきましては、公表義務は課されておりませんが、発注時の設計積算に、建設工事と同様に統一した基準があること、電子入札システムによる入札を行うことから、公表項目に関する規定を設け、建設工事と同様の方法により公表を行っております。

一方、物品購入契約等の入札結果の公表につきましては、法令等に公表を義務づける規定がなく、各自治体の判断に委ねられております。本市では、現在、物品購入契約等に関する入札結果を公表する規定を定めておらず、公表は行っておりません。しかしながら、平成28年度より入札事務の執行を１つの部署に集約して発注を行っているため、全入札案件の把握が容易でありますことから、物品購入契約等の入札結果を公表することについても可能な状況にございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

法律に公表を義務づける規定がないので、山鹿市も入札結果を公表する規定を定めていないため現在非公表ですが、現状では既に公表可能な状況にあるとの答弁でございます。

公表義務のある建設工事は当然公表されますし、公表義務のない建築・土木の設計業務や管理業務も公表されています。平成25年度から始まったスクールバスの運行管理業務委託入札は非公表のため詳細を把握できておりませんが、少なくとも13件の入札が行われております。平成29年度発注のめのだけ小学校の契約額は判明しておりますが、他の12件の契約額は不明です。めのだけ小学校の消費税込みの契約額は、３年で約8560万円ですので、年間約2850万円です。建設工事でもなかなかない１件当たりの契約金額です。他の12件のうち、２件は貸し切りバス利用の運行管理業務委託で、残り10件は市所有マイクロバスの運行管理業務委託ですので、これほど高額ではないと思いますが、建設工事の公表基準予定価格130万円よりは高額と思います。市が非公表と決められた理由は伺いましたが、支払われる契約額は建設工事やそれに付随する業務委託も、このスクールバス運行管理業務委託を含む物品購入契約等も同じ公金から支出をされます。それなのに片方は公表され、もう片方は非公表というのはおかしいと思いませんか。ある意味、物品購入契約等入札はブラックボックス化していると言えます。少なくとも山鹿市物品購入契約等入札者指名審査会規定の第１条で、入札者の指名等を厳正かつ公平に行うため、審査会を置くとし、第２条で山鹿市契約規則第22条の定めにより、厳正なる指名審査を経て発注された案件でありますから、その結果もきちんと公表していただきたいと思いますし、公表方法も現在の電子入札システムや市役所での閲覧だけではなく、現在市が発信する情報等も山鹿市のホームページややまがメイトに掲載しているので見てくださいと言われるのが多い昨今、入札結果も山鹿市のホームページに掲載していただけたらと思います。現在、法で公表が定められた山鹿市契約規則第23条の特定随意契約等に係る手続の１、発注見通し、２の契約状況に関しては、平成24年度分から平成31年度分まできちんとホームページにアップされていますので、物品購入契約等の入札も入札担当窓口が一本化され、公表可能な状況にあるのなら、現在の非公表方針を見直し、市民がいつでも閲覧できるように山鹿市のホームページ上に入札契約情報を公表できるようにご検討いただけるのかお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまの物品購入契約等に係る入札結果の公表方針及び公表の方法につきましてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市におきましては全入札案件の把握が容易なことから、入札結果の公表につきまして現在検討を行っているところでございます。

ただし、公表する場合は、公表の根拠となる規定を設けた上で公表すべきと考えますので、公表後の入札に影響を及ぼさない公表の項目、期間、方法等について十分に精査し、来年度からの公表に向けて事務を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

現在までのスクールバス運行管理業務委託入札を初め、物品購入契約等の入札結果を知るには、公文書の開示請求手続しか今まで方法がなかったわけですから、来年度からの公表に向けて事務を進めるとのご答弁は、私にとっては満額回答でございます。ご懸念の部分については、物品購入契約等の入札の性質上、全てを公表すれば、その後の入札に影響を与えるおそれがあることは十分に理解できますので、公表規定を定めての公表方針には賛成をいたします。

次に、スクールバス運行管理業務委託についてお伺いをいたします。

山鹿中学校の入札で採用されたプロポーザル入札に関して質問をいたしますが、まずは入札時期や方法を検討して見直すとご答弁をいただいていたわけではありますが、最初の入札案件できちんと対応された担当部署の皆様のご尽力に敬意を表したいと思います。

山鹿市の入札は、地元業者が最優先が原則でございますので、今回は一般競争ではなく、指名型の採用となったのは明確な基準があり理解ができます。プロポーザル方式とは、簡単に説明をいたしますと、価格競争だけの入札では専門性を要する業務委託、今回はスクールバスの運行管理の場合でございますが、発注者が期待をした結果が得られない場合もあるので、発注者が求める目的を遂行するための企画・提案を入札参加希望の事業者が提案者として提出し、その提案書と入札価格により落札者を決定する入札方式と理解をしております。生徒たちを安全に運ぶための運行管理面での考え方や運行体制はとても重要でありますから、採用された入札方式には賛同をいたします。また、国土交通省自動車局が平成24年６月29日付で出した運送の安全を確保するための貸し切りバス選定・利用ガイドラインの中で、利

用者の生命・身体の安全を確保するため、貸し切りバスの調達については企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等に対する取り組み状況も考慮できる選定方法を行うことを進めており、このガイドラインからしても今回の入札方式採用は賛同できますが、実際にどのような入札執行が行われたのか、非公表のため不明ですのでお尋ねをいたします。

まず、１点目として、何社に指名通知をされて、何社が参加申込みをされ、最終的に何社が入札参加をしたのか。２点目として、提出された企画提案書を審査する際の各項目の配点。３点目として、最低制限価格は設けていたのかについてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

有働議員の１点目のご質問、プロポーザル方式への参加業者数についてお答えいたします。

今回のプロポーザル方式での業者選定につきましては、平成30年度、平成31年度の山鹿市物品購入契約等の入札参加資格者名簿の中から、本市に事業所または営業所を置く12業者に指名通知を行い、そのうち３業者が参加申込みをされ、最終的にその３業者が審査会に参加をされております。

次に、２点目の審査する際の各項目の配点につきましては、審査項目を大きく４項目に分け、合計点数を100点満点とし、１項目めは提案会社の信用状況や業務実績等による事業者に関することが15点、２項目めは本業務への取り組み姿勢、安全管理体制、緊急時の対応など、企画提案書に関することが55点、３項目めは参考見積価格に関することを20点、４項目めがプレゼンテーションについてを10点とし、合計100点の配点としております。

なお、参考見積価格につきましては、提案価格が最も低い業者を満点とし、２位以下は１位との比率を用いて算出しております。

３点目の最低制限価格につきましては、いわゆる入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを選定できる指名型プロポーザル方式としたため、最低制限価格は設けず、見積限度額を設定しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

指名業者の４分の１の参加をどう捉えるのか、３社が参加されたのだから問題はないのか、残りの９業者が参加しなかった理由は入札制度なのか、予定価格なのか、それとも別の理由なのかを検証する必要があると思います。最低制限価格に関しては、プロポーザル方式であっても安全運行確保のため、これだけは絶対必要という下限値を設けるべきという考えと、山鹿市では平成30年８月20日告示第130号として、山鹿市業務委託契約等に関する最低制限価格制度実施要綱も告示されているので質問をいたしました。

次に、発注に際し、指名型ですので、当然、山鹿市物品契約等入札者指名審査会規定第３条に明記された方々が審査をして指名され、参加を希望した事業者が提出した企画提案書の内容を審査する審査委員会が必要になるわけですが、この審査委員会の規定は例規集にはないと思いますが、指名審査会の委員が審査されるのでしょうか。そうであるならば、一番問題になるのは企画提案内容の技術的・専門的な判断ができる審査委員が参加しているかということです。つまり配点55％の企画提案と、その内容をヒアリングできるプレゼンが10％、合計の65％のウエートを占める重要な審査に専門知識を持った、いわゆる有識者がもしいないのであるならば問題があると思いますので、今回の審査会の審査委員の構成と審査委員会の規定の有無をお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

有働議員のご質問、審査会の審査委員の構成と規定の有無についてお答えいたします。

今回の指名型プロポーザル方式による入札を実施するに当たり、山鹿市立山鹿中学校スクールバス運行管理業務委託に係る山鹿市プロポーザル審査委員会設置要綱を内規として定め、審査委員は委員長に教育部長、副委員長に首席教育審議員、委員として教育総務課長、学校施設課長、山鹿中学校長及び鶴城中学校長の６名で構成をいたしました。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

この案件のために定められた内規により執行されたとのことでございますが、委員全員が教育委員会所属というのは、有識者の意味からも構成委員は再検討されたほうがいいのではないかと思います。今後の発注でもプロポーザル方式が継続されるとした場合、先ほど述べた長所は当然ありますが、企業評価の項目ではスクールバス運行実績や企業規模も問われます。平成25年度から平成28年度までは単年度契約でしたが、平成29年度からは３年間の複数年契約となりました。その理由として、本年度より市所有のスクールバスに加え、貸し切りバス３台が発生したことにより、バスやドライバーの確保等の負担が増大すること、また契約期間を３年とすることで、長期的な視野に立った業務内容の改善が可能になること、スクールバス運行事業者が短期間で入れかわることで、ルート上の危険箇所の把握や子供たちとのコミュニケーションの深化を阻害するおそれがあることなどから、複数年の契約にしたとの説明を受けました。確かに、例規集の中の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の第２条第２項の（４）で、前３号に掲げるもののほか、市長が定めるものとなっており、これに該当すると思いますが、理由の中のバス確保等の負担が増すというのは４案件のうち１案件で、ほかの３案件はドライバーの確保だけであります。ましてや当時の受注業者は１社で、他の事業者は受注をしていませんから、負担増にはなりません。車両や運転手が確保できなければ、入札辞退という選択肢もあり、事実、平成29年度のめのだけ小学校の入札では、ほとんどの事業者が仕様書記載車両の確保ができず辞退をされました。また、平成29年度以前の過去４年間の９案件は単年度での契約でしたが、本当にルート上の危険箇所の把握や子供たちとのコミュニケーションがうまくとれなかったのでしょうか。安全運行確保のために一般貸切旅客自動車運送事業の許可を持つ業者を指名するわけですから、そのようなことはないと思います。もしそれが事実なら、教育委員会は少なくとも３年間、この問題を放置していたということになり、大問題であります。

少し本筋から外れましたが、山鹿市発注の平成30年３月31日までのスクールバス運行管理業務委託は全13件で、契約履行完了が９件、契約履行中が４件です。このうち契約履行完了７件、契約履行中４件は、１社の受注です。これで運行実績や仕様書以外の提案を求められたら実際に全路線を現在運行しており、保護者会や学校等、危険箇所等の把握、苦情、要望等を全て共有している事業者が絶対優位に立つのは間違いありません。配点では、入札金額は20％ですので、高い入札額でも楽に落札できるという欠点もあります。また、事業者は提出書類を作成するという煩雑さもあり、配点や内容を見て、私と同じようなことを思われたら入札に参加しない

という事態は十分に想定ができます。本年度は令和２年度からの３年契約の入札執行が５件あります。

今指摘をしたようなことを踏まえて、１点目として、審査項目や提案内容、配点比率の見直し、提出書類審査会の委員構成と見直しを検討されたらと思いますが、いかがでしょうか。

２点目として、国のガイドラインは輸送の安全を確保するために、貸し切りバス事業者の選定方法を指導要請したものであり、いわゆる緑ナンバーの車両を使用しての運行管理業務が対象です。平成29年度に行われためのだけ小学校の入札も国が定めた計算方式、単価を採用しての入札ですので、安全を確保する最低入札金額がありますが、他の３件の入札は市所有のマイクロバスの運行管理であり、積算方法や単価の定めもなく、最低制限価格もありません。貸し切りバス年間契約に関しては、国が安全運行確保のために直接行政指導もできますが、市所有バスの運行管理業務委託には何の行政指導もできません。同じ運行管理業務委託でもこれだけの違いがあります。そこで、市所有者に運転手を派遣する案件の入札は従来の指名競争入札とし、貸し切りバス年間契約案件をプロポーザル方式や総合評価方式で行うことを提案いたしますが、検討いただけますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

有働議員のご質問の１点目、プロポーザル方式の内容見直しについてお答えいたします。

今回、スクールバス運行管理業務委託のプロポーザルにつきましては、本市が定めている山鹿市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインや近隣自治体の実施要綱等を参考に作成しており、現在のところ見直しについては考えておりませんが、今回のプロポーザルが初めてのこともあり、今後運用していく上で見直し等が必要になる場合は柔軟に対応していきたいと考えております。

２点目の市所有のスクールバスは指名競争入札、貸し切りバスをプロポーザル方式、総合評価方式にすることにつきましては、以前までのスクールバス運行委託の入札が新年度開始直後に指名競争入札により業者選定を行っていたため、落札した事業者が準備等に要するための十分な時間の確保ができないことやバスルートを初めとした数々の確認事項を検証するために必要な期間が制約されるなど、運行における安全性の確保に影響を及ぼす可能性が高い問題をはらんでいました。そのため、前年度中に業者選定を行うことにより、十分な準備期間を確保した上で、業務に対

する取り組み姿勢や安全管理体制、緊急時の対応などについて評価が可能なプロポーザル方式を導入したものでございます。

このような経緯からも、今後のスクールバス運行契約に係る業者選定は、市所有バスについても貸し切りバスについても同様に、プロポーザル方式により実施したいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ただいまのご答弁の中で、通常の指名競争入札は新年度にならないと入札執行ができないというように発言されたというふうに思いますが、予算執行が新年度ですので、前年度に入札を行い、議会の予算承認後、契約をするという手続で可能だと思います。さきに述べましたように、プロポーザル方式だと実績のある業者が優位になります。また、下限値がないと、多くの受注をしている業者にはスケールメリットがあり、低価格の入札も可能となり、ますます新規受注業者の出現が難しくなります。近隣自治体の実施要綱等を参考に作成をしたとのことでございましたが、それは自治体所有車両の運行管理業務でしょうか。全ての責任を事業者が負う貸し切りバス使用と違い、運転と日常点検、車両清掃以外の全ての責任は市が負担している市所有バスと同一条件ということはおかしいと思いますし、契約期間も貸し切りバス使用は車両の確保を考慮して３年でもよろしいんですが、市所有バスの入札は単年度でよろしいのではないでしょうか。市内の事業者に受注機会をふやすのも重要な施策と思います。今回の山鹿中学校の入札結果は、危惧した結果となりました。このことを踏まえての提案です。この件と市所有車使用案件の最低制限価格設定については、次の機会に質問をいたしたいと思います。

最後に、鹿央地域のまちづくりについてお伺いをいたします。

平成17年度の新市発足時に策定された第１次総合計画では、人をつくる、経済をつくる、定住促進を図るをまちづくりの基本方針として各種施策を積極的に展開したが、平成27年度末には予測より早いスピードで人口減少が進み、対策として経済施策の充実、空き家対策や子育て支援の促進などにより、移住定住対策を一層推進していかなければいけないが、定住人口の増加は大変厳しいという現実を踏まえて、第２次総合計画期間の平成28年度から令和７年度までの計画を立て、その定めたまちづくりの基本姿勢はこれまでの行政運営の３本柱でありました人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくると、第１次総合計画を継承する形の基本方針

を掲げ、実現に向けたまちづくりを進めるため、５つの基本目標を定め、第２次総合計画を策定しています。

皆様もご覧になったと思いますが、５月末に各家庭に配布をされた広報やまが６月号に財政状況の広報ページがあり、平成30年度に実施した主な事業が紹介され、人をつくるが鹿本小学校の新築工事と中学生の海外派遣事業、経済をつくるが菊鹿ワイナリー事業と山鹿灯籠ジャパンブランド事業、住み続けたいまちをつくるがお試し住宅を掲載し、そのほかの主要事業として、カルチャースポーツセンター整備事業が取り上げられていました。写真掲載をされた事業の中には、平成26年11月交付されたまち・ひと・しごと創生法、通称地方創生法が求める山鹿版の長期人口ビジョンと総合戦略を平成27年10月に策定し、山鹿ブランド戦略プロジェクト推進事業や熊本県北インバウンド推進事業、豊前街道の歴史的まちなみ再生プロジェクトなどの各施策に、地方創生推進交付金を活用して事業推進をしています。今回掲載がなかった山鹿ブランド戦略プロジェクト推進事業として、新シルク蚕業事業やにぎわい創出事業があります。

合併をしてことしで15年目を迎えます。その間、地方創生推進交付金や合併特例債、過疎債など、いろんな交付金を有効利用して多くの事業がなされています。ですが、私が住む鹿央地域は、この14年間、このような新規事業はありません。逆に、昨年度、鹿央保育園の民営化が決定いたしましたので、中学校と市役所の支所を除けば、公的な施設はなくなります。

平成27年山鹿市議会12月定例会で、当時の丸山　康昭議員が、鹿央地域のまちづくりについて質問をされております。その中で、鹿央地区の地域課題への対応策を検討するため、市長の命を受け、鹿央地域活性化プロジェクト会議を平成27年４月に立ち上げ、人の活性化、農業の活性化、施設の活性化と３点を軸に、生活利便性を高めることや地域資源を生かした交流人口の拡大などを目標に、道路整備や鹿央里山周辺の整備、日本遺産登録との連携などが重要と考え、短期・中期・長期の施策として具体策の検討を行っているとの答弁があっております。お恥ずかしい話でありますが、私の勉強不足でこのプロジェクト会議のことはつい最近まで認識をしていませんでしたので、質問から３年半を経過しておりますが、このプロジェクト会議の検討案の中から事業効果の高いものを厳選し、可能なものから実施に移していきたいとのご答弁ですので、報告書により採択され、事業化された短期・中期・長期の鹿央地区の地域振興策、活性化策があるかお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

有働議員のご質問、鹿央地域のまちづくりについてお答えをいたします。

ご案内のとおり、鹿央地域活性化プロジェクト会議は、鹿央地域の現状と可能性を踏まえ、将来に向けた地域振興策、活性化策を探るために設けられた組織であり、平成27年に報告書を取りまとめて、一旦役割を終えております。

平成28年度からは、平成27年12月定例会での答弁にもあったとおり、同報告書に基づき、事業効果の高いもの、実施可能なものから、順次取り組んでまいっております。

具体的に申し上げますと、ハード事業では、物産館を含む鹿央里やま公園において、ハスの植えかえや藤棚の再整備、物販所の車寄せの設置を行っております。また、幹線道路である県道山鹿植木線の道路改良工事、市道合里広線、小原持松線、岩原合里線の各路線も既に改良工事を完了、もしくは現在進行中でございます。加えまして、地域おこし協力隊員１名が鹿央地域をメーンに担当し、地域づくり団体である山内校区振興会の活動を支援するなど、ソフト事業にも力を入れております。

このほか、計画には掲載されておりませんが、姫井、上久野、一里木の各市営住宅において、トイレの水洗化や浄化槽処理施設の設置、給水設備の改修なども行っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

私自身が直接かかわっております事業も含まれておりまして驚きましたんですが、そのような経緯で事業化されたとは全く存じ上げておりませんでした。ただ、残念ながら、事業規模が小さく、短期事業のため、他地域で行われている市が掲げる行政運営の３本柱対象事業と比べると、やはり鹿央地域への合併後の投資がないと、地域住民が感じているのは事実でございます。

平成26年11月のまち・ひと・しごと創生法公布を受けて、平成26年山鹿市議会12月定例会では、人口減少問題対策の一つとして、平井議員が雇用の場を確保する企業誘致に関する質問をされておられます。その中で誘致可能な用地の一つとして、鹿央地区の外輪崎工場適地に約15万3700平方メートルがあり、現況は個人所有の農地・山林で、市所有ではないが、企業立地の適地として紹介をしているとの答弁があります。また、同様に当時の丸山　康昭議員も、人口対策と鹿央のまちづくり施策として、住宅政策をとられる考えの有無を質問され、中嶋市長は人口減少対策と

して熊本市のベッドタウン化にどうかという思いをしているが、今後、第２次山鹿市総合計画を策定する中で、しっかり検討していくとご答弁をなされております。その第２次総合計画では、先導施策として５項目を設定し事業推進をしています。

項目１の菊鹿ワイナリー事業、シルク蚕業事業、創業・就業支援事業。項目２の子育て応援事業、移住定住促進事業。項目３のみんなの居場所づくり事業、地域総合的学習推進事業。項目４の地域防災体制づくり事業、防災インフラ整備づくり事業。項目５の健康意識づくり事業、健康マイレージ事業、健康環境づくり事業が具体的に行われておりますが、住宅地の開発や工業団地の開発は、この基本計画にも記述はなく、もう片方の基幹施策でもある担当部署である建設課、都市計画課の施策にもありません。平成26年12月議会の平井議員の企業誘致に対する思いはとの質問に中嶋市長は、企業の誘致は地域経済の活性化、地域の発展に大きく寄与する重要な施策として積極的に取り組む必要があると認識していると答弁されております。生産年齢人口をふやすには、雇用環境は大事ですし、定住してもらうには住環境と教育環境がとても重要です。鹿央地域の外輪崎工場適地は、用水の問題もあり、誘致できる企業の業種も制約されますし、仮に宅地として開発しても、小学校のない地域に新たに子育て世代は定住してくれますでしょうか。とはいえ、このまま何もせず、超高齢化時代を経て限界集落だけの地域となるのを待っているわけにもいきません。市の管轄ではありませんが、鹿央地域の長年の懸案事項であります県道の改良も片側一車線の道路を要望して、市も県と交渉をしていただいておりますが、まだ正式なルートも決まっていません。期成会は、ルートが決まれば用地交渉のお手伝いをして早期着工をと願っております。現在、鹿央地域内には食料品等を扱う商店もコンビニもありません。最近大きな社会問題になっている高齢者ドライバーであっても、山鹿市内か市外にマイカーで買い物に行くしかありませんし、病院通いもほとんどの方がマイカー使用です。せめてスムーズな対面通行ができる幹線道路の整備は喫緊の課題であります。

令和２年で、第２次山鹿市総合計画の前期が終わります。後期の総合計画策定準備と令和２年からの第２期の山鹿市総合戦略の策定を行う今年度は、他の地区の事業は軌道に乗りましたので、鹿央地域の地域振興策や活性化策をぜひ実現してほしいと希望していますが、本来ならば行政からの提案ではなく、地域住民からこういう事業をやりたいという提案をして、行政と一体となり事業を進めるボトムアップ方式がいいとは思いますが、廃校跡地利用一つをとっても難しいのが現状です。

現在、山鹿市が今後の鹿央地域にどのような長期構想を持って再生施策を立てておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

有働議員のご質問にお答えします。

まず、令和３年度から令和７年度に係る総合計画の後期基本計画につきましては、基本的に来年度に検討を行うことになり、本年度はその準備とともに、来年度からスタートする第２期総合戦略の策定を行う年でございます。

この第２期総合戦略の策定に当たっては、第１期の検証を行い、経済政策と人口政策を深化させるとともに、現在の社会状況を踏まえた新たな施策、事業の検討を行うことにしておりますが、その波及効果が市域全体に及ぶような取り組みが望ましいと考えております。なお、国からの情報によれば、人材育成や関係人口の拡大、全世代活躍のまちづくりに資するような取り組みも議論されているようですので、これらにつきましても今後あわせて検討する必要があると考えるところでございます。

お尋ねの鹿央地区の長期構想につきましては、まずしっかりと地域課題を分析した上で効果的な解決策が提示され、それが将来にわたって地元に貢献できる事業内容であるべきと考えております。

現在、国道３号、植木バイパスに対する国の用地調査費や工事費の予算が今年度は倍増したことで、期成会を設けて働きかけを強化しております同バイパス１工区の早期事業採択にも期待も高まっております。こうした機運の高まりが追い風となり、例えば熊本都市圏に近い地理的優位性を生かし、通勤の利便性や快適な住環境を意識した土地利用の検討も考えられるところです。ただし、大規模な開発やハード事業の場合は、課題の整理や地元との調整、事業実施に必要な財源や人員体制などが必要となるため、その準備過程においては丁寧かつ計画的な手順を踏んで、地域住民の皆様の理解と協力を得る必要があると考えております。

今後につきましては、鹿央地区に限らず、社会情勢の変化に伴う地域の課題やニーズ等をしっかりと把握しまして、計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁にありましたように、山鹿地域全体に波及効果が及ぶような施策や事業が

あれば、一市民として大変うれしい限りですが、なかなか難しいことだとは思います。以前、コンパクトシティ山鹿という単語を耳にしたことが何度かあります。中央に機能を集約してスリム化をすることだと思いますが、実際にその構想で事業を進めていらっしゃるわけではありませんが、結果として日本の縮図を山鹿につくり、中央部は繁栄し、周辺部は衰退するということにならないような施策をとっていただきたいと思いますので、我々も頑張って知恵を出しますので、地域の振興策をよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第１号から議案第15号まで、及び陳情第８号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時13分　散会

～～～

６月２５日(火曜日)

令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

令和元年６月25日（火曜日）午前10時開議

第１　表彰状の伝達

第２　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第４号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

議案第５号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第６号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第７号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第８号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第11号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第12号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第13号　財産の譲渡について

議案第14号　財産の取得について

議案第15号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

陳情第６号　多目的展示会場　仮称「山鹿展示文化センター」の設立についての陳情書

陳情第７号　山鹿市役所庁舎への喫煙所設置に関する陳情書

陳情第８号　国保税引き下げのために国庫負担増額の意見書提出を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
17番	堀　　茂　幸　君
18番	永　田　紘　二　君
19番	横　手　啓　介　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	中　嶋　憲　正　君
副　市　長	池　田　永　実　君
教　育　長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	阿蘇品　貴　司　君
消防本部消防長	中　山　恒　弘　君
市民部長	梅　崎　康　二　君
福祉部長	佐　藤　ア　キ　君
経済部長	早　田　順　二　君

経済部首席審議員	木下　実君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
情報システム広報課長	入江智紀君
地域生活課長	山﨑寿雄君
福祉課長	山下　陽君
社会体育課長	濵武輝光君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

会議に先立ち、６月18日に発生いたしました山形県沖地震により被害に遭われた皆様方に対し、山鹿市議会におきまして衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。永田　紘二君から去る６月14日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言に認識の誤りがあったとの理由で発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、永田　紘二君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

後ほど、速記を調査の上、措置することにいたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　表彰状の伝達

○議長（永田　健君）

日程第１、表彰状の伝達を行います。

去る６月11日、東京国際フォーラムにおきまして、第95回全国市議会議長会定期総会が開催されました。その際、議員在職20年以上の特別表彰を、永田　紘二君、堀　茂幸君、池田　誠一君、藤本　峰秀君が受賞されました。また、議員在職10年以上の表彰を、不肖私も受賞いたしました。よって、本日はその表彰状の伝達を行いたいと思います。

議員在職20年以上の特別表彰を行います。受賞者の方々は、演壇の前へお願いいたします。

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
永田紘二殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第九十五回定期総会にあたり本会表彰規定によって特別表彰をいたします

令和元年六月十一日

全国市議会議長会
会長　野尻哲雄

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
堀茂幸殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第九十五回定期総会にあたり本会表彰規定によって特別表彰をいたします

令和元年六月十一日

全国市議会議長会
会長　野尻哲雄

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
池田誠一殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第九十五回定期総会にあたり本会表彰規定によって特別表彰をいたします

令和元年六月十一日

全国市議会議長会
会長　野尻哲雄

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
藤本峰秀殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第九十五回定期総会にあたり本会表彰規定によって特別表彰をいたします

令和元年六月十一日

全国市議会議長会
会長　野尻哲雄

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

ここで副議長と交代いたします。

［議長　永田　健君　議長席退席］

［副議長　藤原　豊君　議長席着席］

○副議長（藤原　豊君）

議員在職10年以上の表彰を行います。受賞者の永田　健君は、演壇の前へお願いいたします。

○副議長（藤原　豊君）

表彰状

山鹿市

永田　健　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十五回定期総会にあたり本会表彰規定よって表彰をいたします

令和元年六月十一日

全国市議会議長会

会長　野尻　哲雄

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○副議長（藤原　豊君）

受賞者の方々には、まことにおめでとうございました。議長と交代いたします。

［副議長　藤原　豊君　議長席退席］

［議長　永田　健君　議長席着席］

○議長（永田　健君）

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　議案第１号～議案第15号

陳情第６号～陳情第８号

○議長（永田　健君）

日程第２、各常任委員会に付託してありました議案第１号から議案第15号及び陳情第６号から陳情第８号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。冨田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　冨田　弘海君　登壇］

○建設経済常任委員長（冨田　弘海君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告いたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案２件についてご報告いたします。

去る６月18日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、市道大河内線災害現場、農業競争力強化基盤整備事業に係る津留地区現場、蒲生地区用水機場揚水ポンプ施設適正化事業現場及び市内の渇水状況について現地調査をいたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第８号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

堀市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○市民福祉常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案８件、陳情１件であります。

去る６月19日、午前10時より501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、旧岳間小学校用務員宿舎を活用し事業に取り組んでいるお試し住宅事業及び菊鹿地区に移住・定住された方との意見交換のために現地調査をいたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査をいたしました。その結果について報告いたします。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、委員より、国の法改正に追随するのでなく、本市の施策として国保税の値上げにならないようにすべきとの反対討論と、賛成討論では、本市として国の法改正にのっとり、その制度の中で着実に保険事業の運営を行うべきとの発言があり、挙手採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第５号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第８号　国保税引き下げのために国庫負担増額の意見書提出を求める陳情書、なお、慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

まず、閉会中の継続審査としておりました陳情第６号及び第７号の２件について、去る４月16日、午前10時から本庁501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第６号　多目的展示会場　仮称「山鹿展示文化センター」の設立についての陳情書、執行部にこれまでの現状等詳細な説明を求め、掘り下げて慎重に審査を行いました。

委員から、趣旨について一定の理解はできるが、要望に応えるため既存施設を活用した方法を検討すべきではないか、また経済的負担が重く実現性に乏しいため、不採択すべきとの意見があり、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

陳情第７号　山鹿市役所庁舎への喫煙所設置に関する陳情書、執行部にこれまでの経過等の詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

委員から、葉たばこの生産量で国内有数の熊本県において、本市は２番目の生産量を誇っている。主要農産物を守るという観点から、葉たばこは切り離せないものではないのか。また、耕作放棄地の解消、農業後継者の育成という観点からも、葉たばこ生産者は農業振興に貢献されており、生産者に対し配慮のないことはすべきではない。受動喫煙対策や分煙への取り組みが全国でもトップクラスと言えるような対策をとるべきではないかという意見があり、挙手採決の結果、採択すべきものと決しました。

次に、本定例会において、当委員会に付託されました議案７件についてご報告いたします。

去る６月20日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。議案審査に先立ち、次の２カ所を現地調査いたしました。

最初に、３月に園舎改築工事が竣工しました社会福祉法人大道福祉会が運営する若葉保育園の保育状況を、次に消防本部鹿北分署庁舎施設整備工事予定地を視察し、園の関係者を初め、各担当者から詳細な説明を受け、現地調査を終えました。

帰庁後、委員会を再開し、慎重に議案審査を行いました。

議案第４号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

議案第３号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場から討論を行います。

私は、これまで国民健康保険税は、市民にとって高すぎて払うのに大変苦労している、重い負担になっていると、引き下げを求めてきました。今回の条例改正は、国が地方税法の改正を行ったことによる山鹿市国民健康保険税の課税限度額を改めるものです。

法改正の目的は、高所得者の負担を大きくして、中間層の負担を減らしていこうとするものです。限度額を引き上げることにより、高所得者に応分の負担をしていただくことは負担能力に応じた税負担の公平性となる。国保世帯加入者の中でそれをやりくりすることで、本当に解決するのでしょうか。これまで何度も行われてきた課税限度額の引き上げで、国保世帯の中で財源をやりくりする方法は、負担軽減や財政の安定化の抜本的な解決になっていないということが、今回６月議会の市長の答弁によってはっきりしたのではないでしょうか。

今回の引き下げを求める私の一般質問の中で、市長は全国市長会としても国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、安定かつ持続的運営ができるように国に求めている。九州市長会でも、医療保険制度の抜本的改革による医療保険制度の一本化の実現を大きな柱として、実現するまで国保制度への国庫負担の引き上げにより財政基盤を一層強化することなどを国に要望、提出すると答弁されました。つまり、国保制度の構造的問題の矛盾を抱えたまま、限度額を改めることは市長会の要望にも応じず、国が公的な責任を放棄し、国保税が高い要因を被保険者に押しつけることではないでしょうか。国保の構造的問題には、さらに国保にしかない１世帯当たりの平等割、生まれたばかりの赤ちゃんからかかる均等割が

課されていることです。この応益負担は、低所得者世帯にも大きな負担となっています。

こうした問題に対して、子育て支援や子供の貧困対策として、子供にかかる均等割を減免する自治体がふえているのです。この点でも、中嶋市長は引き続き国に要望し続けると答弁されました。国の法令改正に合わせて、市が課税限度額を引き上げることは国庫負担増額を先送りすることに手を貸すことにつながります。国保は、住民の命、健康を守る社会保障制度であり、地方自治体の一番の役割は住民の福祉の増進を図ることです。地方自治体の自主性及び自立性を十分に発揮して、一般会計からの繰り入れも行い、住民の負担軽減を図ること。さらに子供は宝だと宣言する山鹿市にふさわしい支援として、子供にかかる均等割軽減も検討していくことを強く求めて、討論を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第１号及び議案第２号の２案件を一括採決いたします。

議案第１号及び議案第２号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第３号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第４号から議案第10号までの７案件を一括採決いたします。

議案第４号から議案第10号までの７案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号及び議案第14号の２案件を一括採決いたします。

議案第13号及び議案第14号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第６号について採決いたします。この際、地方自治法第117条の規定により、服部　香代君の退席を求めます。

［６番　服部　香代君　退席］

○議長（永田　健君）

陳情第６号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第６号に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立なしであります。よって、陳情第６号は不採択することに決しました。

服部　香代君の除斥を解きます。

［６番　服部　香代君　入場］

○議長（永田　健君）

次に、陳情第７号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、陳情第７号は採択することに決しました。

次に、陳情第８号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第８号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、令和元年（第１回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時28分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会副議長　　藤　原　　豊

山鹿市議会議員　　勢　田　昭　一

山鹿市議会議員　　芋　生　よしや